

# 知夫村地域防災計画

平成26年7月

知夫村防災会議

# 目次

## I. 風水害等対策編

第1章 総則	1
第1節 計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格等	1
第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1 知夫村	3
第2 島根県	3
第3 警察	5
第4 消防	5
第5 指定地方行政機関	5
第6 指定公共機関	6
第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	6
第3節 知夫村の自然条件	9
第1 位置	9
第2 気候	9
第3 地勢	9
第2章 災害予防計画	10
第1節 災害別予防対策	10
第1 風水害予防	10
第2 土砂災害予防	13
第3 火災予防	15
第2節 防災教育及び防災訓練の実施	16
第1 防災教育	16
第2 防災訓練	19
第3節 避難計画及び避難所の整備	20
第1 避難計画の整備	20
第2 避難所の整備	22
第3 避難所における備蓄等の推進	22
第4 広域避難の避難・受入れ体制の整備	22
第4節 応急対策活動のための体制の整備	23
第1 応急活動マニュアル等の整備	23
第2 各種データの総合的な整備保全	23
第3 応援計画及び受援計画の整備	23
第4 施設の安全化及び防災設備等の整備	23
第5 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	24

第 6	災害廃棄物等の応急処理体制の整備	26
第 7	防疫・保健衛生体制の整備	27
第 8	応急仮設住宅等の確保体制の整備	27
第 9	複合災害体制の整備	28
第 5 節	地域における自主防災体制の整備	28
第 1	消防団及び自主防災組織の育成強化	28
第 2	事業所等における自主防災体制の整備	29
第 6 節	要配慮者に対する支援体制の整備	30
第 1	支援体制の整備	30
第 2	避難救護活動及び生活支援	32
第 3	要配慮者にかかる防災設備等の整備等	33
第 7 節	孤立地区対策	35
第 3 章	災害応急対策計画	37
第 1 節	災害発生直前対策	40
第 1	予報及び警報等の収集・伝達	40
第 2	避難勧告等の発令・伝達	46
第 2 節	災害応急活動体制	53
第 1	災害対策本部の設置等	53
第 2	災害体制の決定及び動員	58
第 3	災害時における通信手段の確保	68
第 4	災害情報の収集・伝達及び報告	71
第 5	災害広報	83
第 6	災害救助法の適用	84
第 7	自衛隊災害派遣要請	87
第 8	相互応援協力・広域応援要請	94
第 3 節	災害応急対策活動	96
第 1	避難収容活動	96
第 2	消防活動	105
第 3	救出救護活動	109
第 4	食糧、飲料水及び生活必需品等の供給	112
第 5	ライフライン施設の応急復旧	116
第 6	障害物の除去・排除	118
第 7	災害廃棄物等の処理	120
第 8	防疫・保健衛生対策	122
第 9	防災職員等の安全確保及び惨事ストレス対策	125
第 10	農業関係被害の拡大防止	126
第 11	緊急輸送のための交通確保	127
第 12	公安警備活動	130
第 13	死体の捜索、処理及び埋葬	132
第 14	住宅の確保及び応急対策	135
第 15	文教対策	137

第4節	事故災害等対策活動	141
第1	タンカー等事故対策	141
第2	危険物等災害対策	143
第3	海難救護、水防活動対策	146
第4章	災害復旧・復興計画	147
第1節	事業計画の作成方針の検討	147
第2節	災害復旧計画の作成	147
第1	公共施設の災害復旧計画	147
第3節	災害復興計画の作成	148
第1	復興計画の作成	148
第4節	一般災害に対する措置	149
第1	住宅金融支援機構融資の確保	149
第2	農林漁業制度金融の確保	150
第3	中小企業融資の確保	150
第4	被災者の生活保護	150

## II. 震災対策編

第1章	総則	152
第1節	計画の概要	152
第1	計画の目的	152
第2	計画の性格等	152
第2節	知夫村の震災記録	153
第2章	災害予防計画	154
第1節	地震災害予防対策	154
第1	地震災害に強いむらづくりの推進	154
第2	地震災害対策の基礎資料の整備	154
第3	地震災害に関する知識の普及徹底	155
第3	地震想定に基づく防災訓練の実施	155
第2節	津波災害予防対策	156
第1	津波災害に強いむらづくりの推進	156
第2	津波災害の想定及び対策	157
第3	津波災害に関する知識の普及徹底	157
第4	津波想定に基づく避難訓練の実施	159
第3節	避難計画及び避難所の整備	160
第1	避難所の設定、適切な避難指示、誘導方法の確立	160
第2	自動車による避難	160
第4節	応急対策活動のための体制の整備	160
第1	全国瞬時警報システム等の整備	160
第2	救出機器の整備	160

第 3 節	通信手段の整備	161
第 4 節	応援協力体制の強化	161
第 5 節	地域における自主防災体制の整備	161
第 1 節	初期消火体制の確立	161
第 2 節	民間防災協力体制の確立	161
第 3 節	公的機関の業務継続性の確保	161
第 6 節	要配慮者に対する支援体制	162
第 7 節	孤立地区対策	162
第 3 章	震災応急対策計画	163
第 1 節	災害発生直前対策	163
第 1 節	津波警報等の収集・伝達	163
第 2 節	避難勧告等の発令・伝達	169
第 2 節	災害応急活動体制	170
第 1 節	災害対策本部の設置等	170
第 2 節	災害体制の決定及び動員	171
第 3 節	災害時における通信手段の確保	177
第 4 節	災害情報の収集・伝達及び報告	177
第 5 節	災害広報	177
第 6 節	災害救助法の適用	178
第 7 節	自衛隊災害派遣要請	178
第 8 節	相互応援協力・広域応援要請	178
第 3 節	災害応急対策活動	179
第 1 節	避難収容活動	179
第 2 節	消防活動	181
第 3 節	救出救護活動	182
第 4 節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	182
第 5 節	ライフライン施設の応急復旧	182
第 6 節	障害物の除去・排除	182
第 7 節	災害廃棄物等の処理	182
第 8 節	防疫・保健衛生対策	182
第 9 節	防災職員等の安全確保及び惨事ストレス対策	182
第 10 節	農業関係被害の拡大防止	182
第 11 節	緊急輸送のための交通確保	182
第 12 節	公安警備活動	183
第 13 節	死体の捜索、処理及び埋葬	183
第 14 節	住宅の確保及び応急対策	183
第 15 節	文教対策	183
第 4 章	災害復旧・復興計画	183

### Ⅲ. 資料編

附属資料 .....	184
(資料1) 知夫村防災会議条例 .....	184
(資料2) 知夫村災害対策本部条例 .....	185
(資料3) 知夫村地域振興無線放送施設の設置及び管理に関する条例 .....	186
(資料4) 島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約 .....	187
(資料5) 災害時における情報交換に関する協定書 .....	189
(資料6) 島根県防災行政無線局 .....	190
(資料7) 一般無線局 .....	191
(資料8) アマチュア無線局 .....	191
(資料9) 知夫村消防団 .....	192
(資料10) トリアージタグ (例) .....	193
様式集 .....	194
様式第0号 災害発生即報 .....	194
様式第1号 被害状況速報 .....	195
様式第3号の3 教育関係被害 .....	196
様式第4号 福祉施設関係被害 .....	196
様式第6号 商業及び鉱工業関係被害 .....	197
様式第8号の1 土木関係被害 .....	199
様式第8号の2 公営住宅関係被害 .....	201
様式第9号 農地・農業用施設関係被害 .....	202
様式第9号の4 農地・農業用被害速報 .....	203
様式第10号の1 農作物関係被害 .....	204
様式第10号の2 果樹等樹体被害 .....	204
様式第10号の3 農業用非共同利用施設被害 .....	205
様式第12号 畜産関係被害 .....	206
様式第13号 農業共同利用施設被害 .....	208
様式第14号の1 山林関係 (治山) 被害 .....	209
様式第15号の1 山林関係 (林道) 被害 .....	210
様式第15号の2 山林関係 (造林地等) 被害 .....	211
様式第15号の3 山林関係 (苗木等) 被害 .....	211
様式第15号の4 山林関係 (苗畑施設等) 被害 .....	212
様式第15号の5 山林関係 (林産物) 被害 .....	213
様式第15号の6 山林関係 (林産施設) 被害 .....	214
様式第15号の7 山林関係 (林産加工施設) 被害 .....	214
様式第16号の1 水産施設被害 .....	216
様式第16号の2 水産物被害 .....	217
様式第16号の3 漁港被害 .....	217

様式第17号 医療関係施設被害 .....	217
様式第18号 水道関係被害 .....	218
様式第19号の1 災害廃棄物関係被害 .....	218
様式第19号の2 一般廃棄物処理場関係被害 .....	218
様式第19号の3 産業廃棄物処理場関係被害 .....	218
様式第20号 火葬場施設被害 .....	219
様式第21号 県企業局関係被害 .....	220
様式第22号 自然公園事業関係被害 .....	221
様式第23号 公有財産関係被害 .....	221
消防庁への報告様式 .....	222
防災ヘリコプター要請様式 .....	226
避難勧告等発表情報様式 .....	235
自衛隊災害派遣（撤収）要請依頼書様式 .....	236

# I. 風水害等対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の概要

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、知夫村防災会議が定めるものであって、知夫村の地域に係る災害に関し、村が処理すべき事務又は業務を中心にして、防災関係機関相互及び村民の積極的な協力を含めた防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る諸活動を円滑かつ効果的に実施することによって、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、村民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、その被害をできるだけ軽減していくことを目指し、もって本村の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格等

##### (1) 計画の性格

この計画は、村が実施する防災の事務及び業務を主体として、防災関係機関相互の密接な連携を図るため、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の基本的な大綱を示し、その対策を推進するものであって、知夫村域に係る防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

##### (2) 計画の方針

この計画においては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能ではあるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、大規模災害時における人命危険及び生活上の制約（障害）を防止し、社会経済的被害への影響ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

##### (3) 計画の推進上の留意点

この計画に基づく防災対策の推進にあたり、住民意識及び生活環境の変化や過疎高齢化の進展等の社会構造の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮することが必要である。とりわけ、次に掲げる項目については十分に留意し対応を図る必要がある。

① 自主防災組織体制の強化

住民意識及び生活環境の変化に伴って、近隣扶助や連帯感の低下による地域の絆の弱体化を防ぐため、コミュニティ活動や自主防災組織体制の強化が必要である。

② 要配慮者対策の推進

災害時の情報提供、避難誘導等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設の立地や当該施設の安全性の確保向上を図るとともに、平常時から要配慮者のうち、特に支援の必要な避難行動要支援者については、その所在を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるよう努める。

③ 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(4) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、所要の修正を行う。この場合において、指定行政機関等が定める防災業務計画及び島根県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

## 第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 知夫村

- (1) 知夫村防災会議に関する事務
- (2) 知夫村地域に係る災害予防対策
- (3) 知夫村地域に係る災害応急対策
- (4) 知夫村住民に対する情報の提供
- (5) 知夫村住民の管理に属する施設の災害復旧
- (6) 知夫村地域内の被害の把握及び県への報告
- (7) 災害時における他市町村との相互応援措置

### 第2 島根県

機関名		連絡先☎番号 <防災無線☎番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
島根県 隠岐支庁	県民局	(08512) 2-9604 <327-820>	① 対策本部ならびに各班との連絡調整に関すること ② 地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関すること ③ 気象予警報及び災害情報の伝達に関すること ④ 災害状況の把握及び報告に関すること ⑤ 市町村の災害対策の支援に関すること	総務課
	農林局	(08512) 2-9639 <327-823>	① 農林畜産関係被害（農林土木関係被害を除く）の把握及び報告に関すること ② 被災農作物の応急技術対策に関すること ③ 農林畜産関係（農林土木関係を除く）の災害対策に関すること	産業課
	島前地域振興グループ	西ノ島町 7-9101 <337-9101>	④ 家畜の保健、衛生の災害対策に関すること ⑤ 食料の確保（流通）及びあっせんに関すること ⑥ 商工労働関係の災害対策に関すること	観光振興課
	水産局	(08512) 2-9661 <327-2-9661>	① 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること ② 漁業共同施設の災害に関すること ③ 漁港の災害対策に関すること ④ 災害時（津波災害）における漁船に関すること	産業課
	水産局 島前出張所	西ノ島町 7-9105 <337-9105>		建設課

機関名		連絡先電話番号 <防災無線電話番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
島根県 隠岐支庁	隠岐保健所	(08512) 2-9701  <327-835>	① 医療、助産に関すること ② 飲料水に関すること ③ 防疫、衛生に関すること ④ 医療施設の災害対策に関すること ⑤ 廃棄物処理に関すること	村民福祉課
	島前保健環境グループ	西ノ島町 7-8121  <337-9135>	① 飲料水に関すること ② 防疫、衛生に関すること	建設課
	家畜衛生部 (松江家畜保健衛生隠岐支所)	(08512) 2-9690  <327-2-9690>	① 家畜の保健・衛生の災害対策に関すること	産業課
	県土整備局	(08512) 2-9763  <327-830>	① 水防に関すること ② 土木関係被害状況及び農林土木関係被害状況の把握及び報告に関すること ③ 土木関係及び農林土木関係の災害対策に関すること	建設課
	島前事業部	西ノ島町 7-9111  <337-9111>	④ ダム管理に関すること ⑤ 島前地域の災害対策における総務班の支援に関すること（隠岐地区本部に限る。）	総務課
隠岐教育事務所	(08512) 2-9772  <327-2-9772>	① 市町村立学校の被災状況（児童・生徒、教職員）とその影響（授業実施の可否等）の把握・報告に関すること ② 市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること ③ 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること	教育委員会	
隠岐島前高等学校	海士町 2-0731	① 生徒の避難保護に関すること ② 被災者の一時収容措置についての協力に関すること ③ 応急教育対策の確立に関すること ④ 被災施設の災害復旧に関すること		

### 第3 警察

機関名	連絡先TEL番号 <防災無線TEL番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
浦郷警察署	西ノ島町 6-0121  <652-5>	① 災害情報の収集、伝達に関する事 ② 被災者の避難誘導に関する事 ③ 被災者の救出救助に関する事 ④ 交通規制に関する事	総務課
浦郷警察署 知夫駐在所	8-2023	⑤ その他公安警備に関する事	

### 第4 消防

機関名	連絡先TEL番号 <防災無線TEL番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
隠岐広域連合 隠岐島消防本部	(08512) 2-2299  <637-3>	① 消火及び救急、救助活動に関する事 ② 災害に関する情報の収集・伝達に関する事 ③ 火災予防査察及び警戒に関する事	総務課
隠岐広域連合 隠岐島消防署 知夫出張所	8-2119		
知夫村消防団 事務局	8-2211  <636-2-104>	① 火災、水害等の応急対策に関する事 ② 災害に関する情報の収集・伝達に関する事 ③ 被災者の救出救助に関する事 ④ 避難の誘導・支援に関する事	

### 第5 指定地方行政機関

機関名	連絡先TEL番号 <防災無線TEL番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
自衛隊島根地方 協力本部 隠岐の島駐在員 事務所	(08512) 2-8351	① 災害救助法適用による派遣時の各種連絡に 関すること	総務課
隠岐海上保安署	(08512) 2-4999	① 海上における公安警備に関する事 ② 海難救助に関する事 ③ 海上災害防止に関する事	

## 第6 指定公共機関

機関名	連絡先TEL番号 <防災無線TEL番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
中国電力株式会社 隠岐営業所	(08512) 2-7154 2-7157	① 発電施設等の防災管理及び災害復旧に関する こと ② 電力供給の確保に関する こと	総務課
隠岐汽船株式会社 来居取扱店 (べんてん丸)	8-2359	① 海上における人員、救済物資の緊急輸送に 関すること	
日本郵便株式会社 中国支社 知夫郵便局  (村内各機関) 郵便局 ゆうちょ銀行 かんぽ生命	8-2123	① 災害時における郵便業務及び為替、貯金、簡易保 険等の非常取扱に関する こと ② 災害つなぎ資金の融資に関する こと	

## 第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	連絡先TEL番号 <防災無線TEL番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
松江地方気象台	(0852) 22-3784	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発 表を行うこと ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動 による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防 災情報の発表、伝達及び解説を行うこと ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 に努めること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な 支援・助言を行うこと ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に 努めること	総務課
(社)島根県トラック 協会	(0852) 21-4272	① 人員・物資の緊急輸送に対する協力に関する こと	
(社)島根県旅客 自動車協会	(0852) 37-0334		
危険物施設の 管理者 知夫石油	8-2336	① 危険物の保安措置に関する こと	

機関名	連絡先電話番号 <防災無線電話番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
山陰合同銀行 海士支店	海士町 2-1111	① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること ② その他緊急措置に対する協力に関すること	総務課
隠岐観光株式会社	西ノ島町 6-0016	① 災害時における人員、救済物資の緊急輸送に関すること	
隠岐の島商工会 知夫支所	8-2166	① 被災者に対する物資及び融資のあっせんに関すること ② 防災に関する啓発に関すること ③ 被害調査に関する協力に関すること	
隠岐広域連合	(08512) 2-0229	① 各町村共通の事務及び対策に関すること	
JFしまね浦郷支所 知夫出張所	8-2331	① 緊急海上輸送の協力に関すること ② 水難救助の協力に関すること	産業課 観光振興課
		③ 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力に関すること ④ 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること ⑤ 潮位の観測に関すること ⑥ 漁船の避難指導に関すること	
隠岐どうぜん農協 知夫支所	8-2003	① 災害対策用資材及び救助物資調達の協力に関すること ② 物資輸送の協力に関すること ③ 共同利用施設の防災対策及び復旧に関すること ④ 農作物等の復旧技術指導に関すること ⑤ 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること ⑥ ガス施設等の防災管理及び災害復旧に関すること ⑦ ガス供給の確保に関すること	産業課 観光振興課
隠岐島前森林組合	海士町 2-0664	① 林業被害調査及び応急対策の指導に関すること ② 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること	建設課
(社)島根県建設業 協会	(0852) 21-9004	① 災害時における建設機械・危険表示器材等の確保に関すること	
飯古建設(有)	海士町 2-0232		
西ノ島建設(株)	西ノ島町 6-0221		

機関名	連絡先電話番号 <防災無線電話番号>	処理すべき事務又は業務の大綱	村連絡窓口
各地区集会所		① 応急教育措置の協力に関する事	教育委員会
文化財の管理者		① 文化財等の防災管理・報告に関する事	
学校 知夫小学校 知夫中学校	8-2015 8-2051	① 児童、生徒、保育園児、入所者の避難保護に関する事 ② 被災者の一時収容措置についての協力に関する事	
要配慮者施設 郡保育所 招福苑 笑庵	8-2076 8-2001 8-2062 8-2851 8-2128	③ 応急教育対策の確立に関する事 ④ 被災施設の災害復旧に関する事	村民福祉課
寺院 莊楽寺 願成寺		① 被災者の一時収容措置の協力に関する事	
島前医師会	海士町 2-1745	① 災害時における医療及び救護の実施に関する事	
隠岐島前病院	西ノ島町 7-8211	① 負傷者等の医療・助産・救助体制の協力に関する事 ② 入院患者の避難保護に関する事	
知夫診療所	8-2011	① 負傷者等の医療・助産・救助体制の協力に関する事	
知夫村社会福祉協議会	8-2270	① 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関する事 ② ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事	
社会福祉施設の管理者		① 施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ② 災害時における入所者の安全確保に関する事	

### 第3節 知夫村の自然条件

#### 第1 位置

島根県隠岐郡知夫村は、東経133度～133度04分、北緯35度59分～36度02分に位置する知夫里島及びその付随島嶼を行政区域とする一島一村、面積13.68km<sup>2</sup>の島である。島根半島の北東約44km～80km沖合の日本海上に浮かぶ隠岐諸島のなかでは最南端にあり、本村は本土と最も近い。

#### 第2 気候

本村は対馬海流の影響を受けた夏涼冬暖で日較差の少ない海洋性の気候が特徴的である。冬季においては、積雪量は比較的少ないものの、北西の季節風が卓越し、外海に面する地域は波浪が激しく、海岸が大きな浸食を受ける。また、この強い季節風は本州との連絡船の欠航や漁船の遭難を招くなどの悪条件となっている。

#### 気象状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)		風速 (m/s)	
	年平均	最高	最低	年合計	日最大	年平均	最大
平成21年	14.7	32.6	-3.5	1488.0	131.5	2.4	13.1
平成22年	15.1	35.9	-2.9	1930.5	236.5	2.5	12.2
平成23年	14.9	35.3	-3.9	1726.5	110.0	2.5	12.1
平成24年	14.7	34.6	-4.0	1499.0	111.0	2.4	13.9
平成25年	15.2	34.3	-3.9	1478.5	79.5	2.5	12.5

(資料) 気象統計情報 海士 (気象庁)

#### 第3 地勢

知夫里島は東西に長く南北に狭く、西端に位置するアカハゲ山(325m)から高峯(169m)、松尾(179m)、大峯(153m)を経て東端の高平山(149m)までの間に山が連なり、一般に急峻で、わずかに中央南部が緩やかな分水線を形成している。また、分水線を境に北側は内海(島前湾)に向かって急傾斜をなし、単調な海岸線が続いている。南側は外海に向かって比較的緩やかな傾斜をなし可住地と、神島・浅島・島津島に囲まれた穏やかな港湾を形成している。西側の海岸は、日本海の荒波に荒削りされた雄大な海蝕崖が連なっている。なかでもアルカリ玄武岩に含まれた鉄分が、酸化し鮮紅色に見える赤壁は50mから150mにも及ぶ断崖が1km余り続いている。

## 第2章 災害予防計画（※1）

### 第1節 災害別予防対策

#### 第1 風水害予防

##### 1. 風害予防

本村に毎年のごとく災害をもたらす台風に対しては、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。

##### (1) 海岸の風害予防

人家や港湾、漁港等の公共施設及び農地に被害を与えるおそれのある浸食海岸並びに高潮浸水による危険区域に対して離岸堤、護岸を整備する。

また、海岸砂防施設の維持補修を実施し、防災に努める。

##### (2) 農業に関する風害予防

農作物の風害予防については、「作物気象災害対策指針」に基づき農業改良普及員、病害虫防除所職員等を通じ、それぞれ専門の分野について常に時期別、各作物の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するとともに、その恒久的な対策としては防風林、防風垣、灌水施設等を設けることにより、潮風害、寒風害、飛砂害等の防止に努める。

防風林については、補植を指導し、防風垣については常に補強整備するように指導する。

##### (3) 港湾及び漁港施設の風害予防

冬季の西寄りの季節風、台風時における波浪と異常潮位等により港湾、漁港施設が被害を受けて産業活動に大きな脅威を与えるおそれがあるので、これを未然に防止するよう各港諸条件に応じ、防波堤、護岸の増強その他諸施設を整備する。

##### 2. 雪害予防

豪雪による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす災害を防止し、産業、経済の活動を維持し、民生の安定に寄与するため次の措置を講ずるものとする。

##### (1) 除雪体制の強化

本村は県道及び村道が唯一の交通手段であり、これらが積雪等で途絶すると完全に孤立する集落が多いため、村は、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について体制の整備強化を行うとともに、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努める。

また、県・村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

---

※1 災害対策基本法第46条（関連同法第3、8、35、38、42条）

## (2) 公共施設の雪害予防

電力、通信をはじめとする公共的施設は、その管理者が雪害予防についての措置及び対策を講ずる。

## (3) その他関係機関による対策

以上のほか、関係機関は積雪地帯に対して降雪に備え次の各項に十分な対策をはかる。

- ① 主要食糧、副食等の準備、貯蔵
- ② 医療の確保と環境衛生の保持
- ③ 学校教育の確保
- ④ 農林業の風雪害恒久対策
- ⑤ 家畜の使用管理と畜産物の取扱い

## (4) 地域における除雪支援体制の整備

個人の能力を超える豪雪時においては、地域全体で除雪の担い手が不足する状況が発生するため、住宅等の除雪については、自助の次の段階として、共助としての雪処理など、地域コミュニティ単位による対応が重要となる。

このため、村は、地域の実状に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、社会福祉協議会やボランティア等、地域内外から幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、豪雪時に特に支援が必要となる一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の世帯について、平常時から、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣住民等の地域コミュニティをはじめ、社会福祉協議会その他関係機関等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

## 3. 水害予防

本村における洪水又は高潮に際し、水災を警戒防御するために、関係機関の連絡及び水防に必要な資材、器具、設備の運用等については、水防法第7条第1項の規定に基づく島根県水防計画に準じて定めるものとするが、本村の水防においては、洪水又は高潮が単一的に被害をもたらすことがなく、そのほとんどが風雨又は大雨等と同時進行型で現れるため、独立した水防計画では、その機能を十分発揮できないおそれがある。したがって水防についての諸対策は、他の章に併せて記載する。

### (1) 概況

主な河川は、河井川及び横尾川であり河川の流域は山地が急峻で岩山が多く保水力に乏しい。

#### ① 治山

本村は離島振興計画に基づいて開発が進められているが、島という特殊性から山地の防災、保全の効果が自然を保護することになる。島の特殊性を活かし、造林による山地小支流の荒廃進行防止をはかる必要がある。

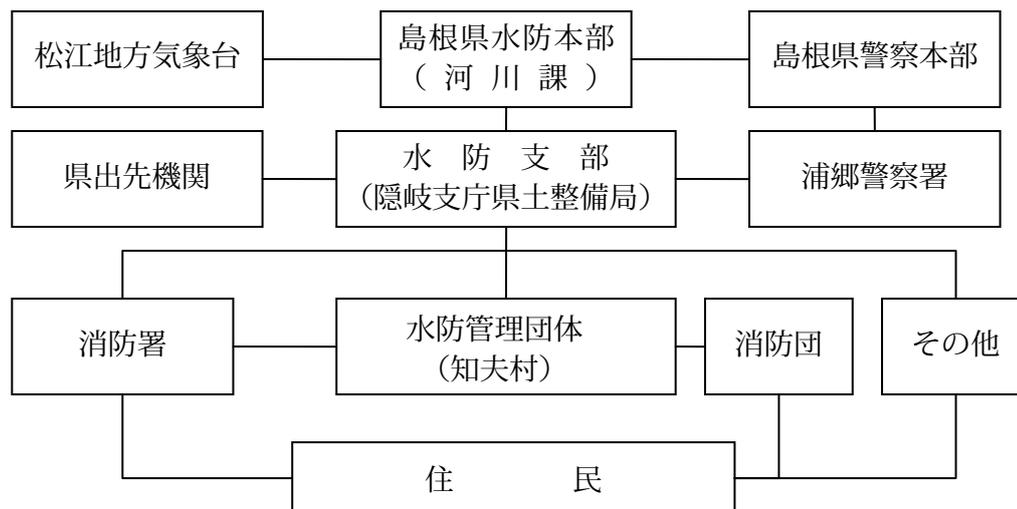
## ② 治水

各河川とも上流支渓は勾配が急で風化が進んだ地質であるため流送土砂が多く流路が蛇行している。そのため下流への影響も大きく災害も比較的多い。

山地崩壊による流出土砂に対しては、堰堤工によって直接又は間接に防止するが、浸食渓流には流路工によって浸食を防ぐとともに流路の整正をはかる必要がある。

## (2) 水防組織

知夫村における水防組織系統は、他の防災系統と同一である。



## (3) 水防の責任

知夫村では、水防体制の確立、強化を図ると共に、第一次的責任を有する公共団体として、区域内の水防を十分に果たす責任を有する。<sup>(※1)</sup>

本村に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防関係の長から出動の要請があれば進んで協力し、水防に従事しなければならない。<sup>(※2)</sup>

## (4) 水防資材器具等

水防活動に際して、必要な水防資器材具は消防団のものを利用する。

## (5) 警戒区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇しているときは、水防団（消防団）が警戒及び監視に当たるものとし、決壊等のおそれがあると判断された時は直ちに水防管理団体へ通報するものとする。<sup>(※3)</sup>

## (6) 工作物の防災管理<sup>(※4)</sup>

ため池、樋門等農業用施設等の工作物の管理者は、平常から施設の点検、整備を十分にし、流域に対する防災上の管理と、災害時における体制を確立しなければならない。

※1 水防法第3条

※2 水防法第17条

※3 水防法第9条

※4 河川法第45条

(7) 道路及び橋りょうの防災管理

それぞれの管理団体において、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土及び落石の防止について、平常から維持補修を行い、災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意すること。

(8) 農地のたん水防除

村及び土地改良区は、たん水常習地帯の農地について、予想される被害を最小限に防止するよう計画を定める。

#### 4. 干害、凍霜害等予防

農業災害においては、干害、凍霜害等が大きな地位を占めているが、「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に注意し、事前対策を強化するとともに災害の予知に努める。

## 第2 土砂災害予防

### 1. 地すべり災害予防<sup>(※1)</sup>

地すべり災害予防は、地すべり区域における排水施設、擁壁等の地すべり防止施設を新設又は改良することによって、その効果を期するものとし、当面の予防措置は次のとおりとする。

(1) 予防査察の実施

村は、地すべり区域についての巡視を行い、危険区域の発見に努めると共に、県との連絡を密にし、区域把握のための各種調査と予防計画の樹立を求める。

(2) 地すべり防止工事の実施促進

原因の判明した地すべり区域については、重要度に応じ早期に防止工事を実施し、住民の安全を確保するように県に求める。

(3) 警戒避難体制の確立

地すべり危険区域及び地すべりが発生する兆候を捉えた場所付近の住民及び施設等に対し、警戒避難及び緊急避難が円滑に行えるよう防災行政無線等を用いて周知する。

### 2. 土石流災害予防

土石流発生の危険がある地域については、防災上、緊急度の高いものから砂防指定地への編入を働きかけ、予防対策事業も推進するが、人命保護の立場から次の措置を講ずるものとする。

(1) 土石流危険渓流の周知

村は、土石流危険渓流を定め関係資料を住民に提供すると共に、その周知徹底をはかるため現地に危険区域である旨の表示をするよう努める。

(2) 警戒避難体制の確立

村は、土石流危険渓流及び危険区域における土石流災害を防止するため、必要な警戒及び避難体制に関する事項を定めるものとし、必要な事項について住民に周知されるよう努める。

---

※1 地すべり等防止法

### 3. 急傾斜地崩壊災害予防<sup>(※1)</sup>

崖崩れによる危険がある地域については、人命保護の立場から危険地域を調査し、防災上緊急度の高いものから地域指定と対策事業を実施するよう県と協議する。

#### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

村は、急傾斜地崩壊危険箇所を広報紙等により住民に周知するものとする。

#### (2) 警戒避難体制の確立

村は、急傾斜地崩壊危険箇所における災害を防止するため、必要な警戒及び避難体制に関する事項を定めるものとし、必要な事項について住民に周知されるよう努める。

#### (3) 住宅移転の促進

村及び県は、急傾斜地について、危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、特に危険な住宅については、関係機関との連絡調整を図った上、各種制度の活用により、住民の人命及び財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

### 4. 土砂災害警戒区域等における災害予防

村は、土砂災害防止法<sup>(※2)</sup>の規定に基づき、県知事による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域（以下「指定区域」という。）については、次のとおり対策を計画する<sup>(※3)</sup>。

#### (1) 警戒避難体制の整備

##### ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

土砂災害に関する情報の収集及び伝達は、本編第3章第1節に定めるところによる。

##### ② 気象注意報・警報等及び避難勧告等の伝達等

気象注意報・警報等の収集及び伝達及び避難勧告等の発令及び伝達は、本編第3章第1節に定めるところによる。

##### ③ 避難

ア 指定区域の村民等は、あらかじめ安全な場所及び村が選定する避難所等並びに避難経路の確認を行い、円滑かつ迅速な避難ができるように努めるものとする。

イ 指定区域の村民等は、前兆現象等に注意し異常を感じた場合及び村から「自主避難（避難準備情報）」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ選定した安全な場所又は避難所等に自主避難を行う。

ウ 指定区域の村民等は、村から「避難勧告・指示」の発令があった場合は、避難所等に避難を行う。

##### ④ 救助

指定区域の村民等は、村から「避難準備情報」の発令があった場合は、自主防災組織、自治会、消防団等で協力して避難行動要支援者の避難を行う。

---

※1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条

※2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※3 土砂災害防止法第7条

⑤ その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

ア 指定区域の警戒巡視

村は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き強い雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を行なう。また、気象台から大雨警報または土砂災害警戒情報が発表された場合は、村は指定区域を巡視し、危険性の高い区域には状況に応じて「自主避難」の呼びかけ、「避難準備情報」、「避難勧告・指示」の発令を行なうものとする。

イ 自主防災組織体制の整備

土砂災害による被害を予防・軽減するには、住民の自主的な防災活動や避難警戒行動が必要不可欠であるところ、地域ごとに編成される自主防災組織等が果たす役割は大きい。自主防災組織体制の整備については本章第3節に定めるところによる。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法等を村民に周知するため、以下の事項について記載した印刷物（ハザードマップ）の各戸配布及び重要施設への掲示等必要な措置を講じるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

イ 土砂災害警戒区域等及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面

(3) 土砂災害警戒区域内等にある要配慮者関連施設への対策

① 土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

土砂災害警戒区域内等にある要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための各施設の所有者又は管理者への土砂災害警戒情報の伝達方法等については、本章第4節及び本編第2章第6節において災害危険区域の情報提供等及び要配慮者施設等への伝達方法としてそれぞれ定めるところによる。

② 土砂災害警戒区域内等にある要配慮者関連施設

施設区分	施設の名称	所在地	電話番号
社会福祉施設	招福苑	知夫村字多沢664	8-2001

### 第3 火災予防

火災の予防は、防火思想の普及徹底と知夫村消防団を中心とし消防体制の充実強化とによりその効果を期するが当面の具体的措置は、次のとおりとする。

(1) 防火思想の普及

① 春・秋の火災予防運動の実施

② 自主防災組織の育成強化

(2) 火災予防査察の実施

隠岐広域連合消防本部火災予防査察規定に基づき実施する。

- (3) 防火管理制度の充実  
消防機関の予防査察、講習等を通じて防火管理・消防施設の維持、防火、避難誘導訓練の徹底をはかる。
- (4) 防火基準適合表示・公表制度の推進  
旅館、ホテル、公民館、集会場等の防火対象物について表示、公表制度の活用や避難誘導訓練の徹底等を通じて防火安全対策の一層の推進を図る。
- (5) 住宅用防火・警報器設置の推進<sup>(※1)</sup>  
本村の高齢化率は45%を超えることから、村内における住宅火災の早期発見及び避難を図り、村民の生命・財産を守るため「住宅防火基本方針」<sup>(※2)</sup>に基づき防火機器・警報機器の設置を積極的に推進する。
- (6) 消防体制の強化  
本村における消防力の充実強化をはかるため、次の措置をとる。
- ① 消防水利の確保（防火水槽の新設、消火栓の強化）
  - ② 消防ポンプの機動力（積載車の導入）
  - ③ 無線通信設備の充実
  - ④ 一般人の協力体制の強化推進
- (7) 文化財の防火対策  
文化財として、国、県、村から指定を受けている建造物、美術工芸品（付属資料参照）について、所有者又は管理者を常に火災防止について注意を喚起し、特に初期消火をはかるよう設備等の措置を督励するとともに、文化財の保存管理<sup>(※3)</sup>に十分な対策をはかるよう指導する。
- (8) 森林火災の予防  
森林火災を未然に防止し又は火災による災害の拡大防止をはかるため、必要な措置をとる。

## 第2節 防災教育及び防災訓練の実施

### 第1 防災教育

#### 1. 村職員に対する防災教育

村職員は、災害対策の重要性についての認識を深め、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、防災知識の一層の獲得に努める。

##### (1) 防災に関する教育内容

- ① 気象及び風水害についての一般的知識
- ② 防災対策の現況と課題
- ③ 地域防災計画、防災業務計画の内容
- ④ 各機関の防災体制と各自の役割分担

---

※1 隠岐広域連合火災予防条例第29条の2、第29条の3

※2 平成13年4月1日付け消防予第91号消防庁長官通知

※3 文化財保護法第30条

- ⑤ 職員のとるべき行動
- ⑥ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法等）
- ⑦ 医療・救護等の技能習得
- ⑧ 総合防災情報システムの操作方法等
- ⑨ その他必要な事項

## 2. 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及徹底

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、マニュアル等の作成・配布、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じて、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底を図る。

## 3. 住民に対する防災思想の普及啓発

住民に対しては、県又は各関係機関の行う防災知識の普及に協力するとともに、災害予防及び災害応急措置の万全を期するために広報紙、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布により防災思想の普及啓発を図る。

### (1) 普及を要する内容

- ① 村の防災対策
- ② 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ③ 災害に対する平素の心得
  - ア 浸水・高潮、土砂災害、津波、火災、危険物災害等周辺の地域における災害危険性の把握
  - イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
  - ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。
  - エ 火災の予防
  - オ 応急救護等の習得
  - カ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
  - キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（3日分程度）
  - ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
  - ケ 自主防災組織の結成
  - コ 要配慮者への配慮
  - サ ボランティア活動への参加
- ④ 災害発生時の心得
  - ア 災害発生時に取るべき行動（場所別）
  - イ 出火防止と初期消火
  - ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
  - エ 救助活動
  - オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
  - カ 避難実施時に必要な措置
  - キ 避難場所での行動

- ク 自主防災組織の活動
- ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- ⑤ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動、避難場所での行動

(2) コミュニティを活用した防災意識の向上等

防災思想の普及啓発にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から地域社会の一員としての自覚を持って地域の防災活動に寄与する意識の向上に努める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策にかかる地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

#### 4. 学校教育における防災教育

(1) 防災教育の充実及び防災マニュアル等の策定

学校における防災教育については、下記の点をねらいとして教育課程に位置付けたうえで、計画的・組織的に行うものとし、体系的な防災教育に関する指導内容の整理や防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災マニュアル等の策定が行われるよう促すものとする。

(2) 防災訓練及び教職員の防災研修

① 学校行事としての防災訓練

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成するものとし、授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練等、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な避難行動がとれるよう指導しておくことが重要である。

② 教職員に対する防災研修

教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めるものとする。また、災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

## 5. 災害教訓の伝承

### (1) 住民の取組み

住民は、将来の防災・減災に活かすため、過去の大規模災害における先人の知恵・経験や自ら得た教訓や体験について、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

### (2) 村の取組み

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するほか、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第2 防災訓練

知夫村地域防災計画の実施を円滑にし、災害予防の万全を期するために、村長は、単独又は協同して次の防災訓練<sup>(※1)</sup>を実施する。

### 1. 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行い、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

### 2. 実施訓練

実施訓練は、想定した災害に基づき次の種別及び区分により訓練目的を達成し得る場所を選定して、実地において訓練を行う。

#### (1) 種別

##### ① 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等についてそれぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は、有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練によりこれを実施する。

##### ② 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次のとおりとする。

ア 消防訓練

イ 水防訓練

ウ 避難訓練

エ 救助訓練

オ 医療救護訓練

カ その他村長が必要と認める訓練

---

※1 災害対策基本法第48条

③ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練はおおむね次の項目について行う。

- ア 道路の交通確保
- イ 復旧資材、人員の緊急輸送
- ウ 決壊堤防の応急修復

(2) 区分

① 単一訓練

村長が個別にその主管する業務に関連した訓練項目を選定して、図上又は実地について訓練を行う。

② 総合訓練

村長は、災害予防責任者と合同して、あらかじめ想定した災害に基づき訓練項目を選定して図上又は実地について訓練を行う。

## 第3節 避難計画及び避難所の整備

### 第1 避難計画の整備

村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を策定しておくものとし、地区の自主防災活動を通じて、それぞれの避難組織の確立に努める。

#### 1. 村の避難計画

村は、次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。なお、避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては、運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等
- (3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難地への経路及び誘導方法
- (5) 避難所（被災者収容施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ① 給水、給食措置
  - ② 毛布、寝具等の支給
  - ③ 衣料、生活必需品の支給
  - ④ 要配慮者の救護
  - ④ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難所の管理に関する事項
  - ① 避難所の秩序保持
  - ② 収容者に対する災害情報の伝達

- ③ 収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④ 収容者に対する各種相談業務
- ⑤ 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- (7) 広域避難地等の整備に関する事項
  - ① 避難者収容施設
  - ② 給水施設
  - ③ 情報伝達施設
- (8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - ① 平常時における広報
    - ア 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
    - イ 住民に対する巡回指導
    - ウ 防災訓練等
  - ② 災害時における広報
    - ア 広報車による周知
    - イ 避難誘導員による現地広報
    - ウ 住民組織を通じての広報
- (9) 要配慮者の避難支援に関する事項
  - ① 要配慮者への情報伝達方法
  - ② 要配慮者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
  - ③ 要配慮者の支援における村、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

## 2. 防災上重要な施設における避難計画

学校、医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、地域の特性等を考慮して、防災関係機関と協議の上あらかじめ避難計画を定め、関係職員に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期する。防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成する場合において、村は、必要な指導・援助を行う。

- (1) 学校等の避難計画は、次の事項に留意して、校長等において定める。
  - ① 避難の場所、経路、時期及び誘導方法
  - ② 避難に関する指示伝達の方法
  - ③ 災害時の連絡体制及び職員の分担体制の整備
  - ④ 児童生徒の集団避難に備え、避難先の選定及び収容施設の確保
  - ⑤ 保健、衛生及び給食等の実施方法
  - ⑥ 学校周辺の危険箇所の把握
  - ⑦ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導
- (2) 医療機関及び福祉施設等の避難計画は、次の事項に留意して定める。
  - ① 避難の場所、経路、時期及び誘導方法
  - ② 避難に関する指示伝達の方法
  - ③ 災害時の連絡体制及び職員の分担体制の整備

- ④ 患者及び入所者を他の医療機関又は安全な場所に避難させる場合において、避難（入所）施設の確保、移送の方法及び患者等に対する移送介護等の実施方法等
- ⑤ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- ⑥ 他の医療機関及び福祉施設等との相互応援協定
- ⑦ 地域の自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制

## 第2 避難所の整備

避難所に指定した建築物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器（電話、衛星携帯電話、パソコン通信等）、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

## 第3 避難所における備蓄等の推進

指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ、マット、簡易ベッド等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

また、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備を進めるものとする。

特に、孤立予想地区の避難所については、1週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## 第4 広域避難の避難・受入れ体制の整備

村は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

## 第4節 応急対策活動のための体制の整備

### 第1 応急活動マニュアル等の整備

村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 第2 各種データの総合的な整備保全

村は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報、測量図面等データ等）の整備保存及び当該各種データのバックアップ体制の整備保全を行う。

### 第3 応援計画及び受援計画の整備

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

また、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な手順を整えておくものとする。

村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど必要な準備を整え、市町村の相互応援が円滑に進むよう、県と調整するものとする。

### 第4 施設の安全化及び防災設備等の整備

#### 1. 防災上重要な施設の安全化

風水害等発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の安全化は、風水害等対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくものとする。

#### 2. 防災行政無線設備の整備

村は、住民から戸別受信機等の障害について連絡を受けたときは、毎月4回の割合で修理等を行い、災害時における情報の伝達手段として設置した知夫村防災行政無線設備を有効利用を図るものとする。

### 3. 地域気象観測機材の整備

異常気象時における気象数値は気象官署からの連絡通報によるが、局地的な観測の強化を図るため、簡易雨量計等の設置を促進する。

### 4. 防災資器材の整備

村内の防災関連機関は、災害応急対策に必要な資器材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時点検整備する。

#### (1) 水防資材の整備点検

消防団は、常時備蓄資器材の整備点検を行い充足する。

#### (2) 各機関の救護資器材及び応急復旧器材の整備

各機関の業務上、救援資器材を保有する機関団体及び、応急復旧資器材を備蓄する機関において適宜点検整備を行い、災害に備える。

## 第5 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

村は、風水害時の村民の生活を確保するため、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

### 1. 備蓄数量の目安

備蓄数量の目標値は、村内での被害が最大となる災害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて設定することとし、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄をするものとし、短期避難所生活者（食事のみの提供者も含める。）及び災害救助従事者数のおおむね1日分（食料にあっては3食分）に相当する量を基準とする。

### 2. 要配慮者、女性の視点への配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

### 3. 孤立予想地区における備蓄

孤立の可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

### 4. 食料の備蓄品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とする。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

## 5. 食料の調達体制の整備

村は食料については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行うものとする。

## 6. 物資の集積地の指定

村長は、集積地を指定したときは、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。

## 7. 飲料水の調達・備蓄体制の整備

村は、飲料水の備蓄・調達については、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク、ドラム缶、ポリ容器等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておくものとする。

## 8. 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

### (1) 燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

### (2) 備蓄品目

- |        |    |  |
|--------|----|--|
| ・ 寝具   | —— | 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等                                     |
| ・ 外衣   | —— | 作業衣、婦人服、子供服等   |
| ・ 肌着   | —— | 下着類  |
| ・ 身廻品  | —— | タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等                                     |
| ・ 炊事道具 | —— | 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等   |
| ・ 食器   | —— | 茶碗、汁碗、皿、箸等   |
| ・ 日用品  | —— | 石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷、ゴザ等                                |
| ・ 光熱材料 | —— | マッチ、ロウソク、プロパンガス等                                       |
| ・ 衛生用品 | —— | 簡易トイレ（仮設トイレ）   |
| ・ その他  | —— | 乳幼児用品、介護用品、女性用更衣テント、間仕切りなど、年齢・性別等の違いや被災者の多様なニーズに配慮したもの |

### (3) 備蓄数量等

生活必需品の備蓄・調達による確保量や割合等は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて、村が決めるものとし、備蓄と更新を行う。

## 9. 生活必需品の調達体制の整備

村は、生活必需品の備蓄・調達については、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、業者と協定の締結に努めるものとする。

## 10. その他の災害救助用物資・資機材の備蓄・調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材の備蓄・調達については、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

## 第6 災害廃棄物等の応急処理体制の整備

### 1. 災害廃棄物の応急処理体制の整備

大規模な災害発生時には、建物の倒壊、流失等によって、大量の粗大ごみや流木等の廃棄物が発生するおそれがあるため、これらの災害廃棄物の処理体制を整備しておくことにより、適正かつ効果的に処理できるようにしておく。

#### (1) 災害時の廃棄物処理要領の習熟

村は、災害時における廃棄物の応急処理活動の要領・内容に習熟し、必要な体制を整備するものとする。

#### (2) 処理施設の維持管理対策

村は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行うい、事前に察知できる風水害については、必要な措置を図るものとする。

#### (3) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ① 他の応急対策活動に支障のないこと。
- ② 環境衛生に支障がないこと。
- ③ 搬入に便利なこと。
- ④ 分別等適正処理の対応ができること。

### 2. し尿の応急処理体制の整備

大規模な災害発生時には、住家の損壊や下水道施設等の被災等により、既存のトイレが使用不可能になる事態とともに、多くの被災者が生活する避難所等において、し尿の処理需要が発生するなど、し尿処理の問題が生じることが予測されるため、仮設トイレ等の早急な設置等が必要となる。

#### (1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

村は、災害時におけるし尿の応急処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

#### (2) 災害用仮設トイレ確保に係る協力体制の整備

村は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくものとする。

#### (3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になっ

た日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加えて一時的であるが、処理量の増加があり、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定し、排出量の推定と緊急時における対応を検討しておく。

## 第7 防疫・保健衛生体制の整備

風水害時の被災地域においては、環境衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

### 1. 防疫・保健衛生体制の整備

村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

#### (1) 防疫班の編成

防疫班は、村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

#### (2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

村及び関係機関は、防疫・保健衛生、環境衛生対策に示す活動方法・内容に習熟する。

#### (3) 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班編成の整備に努めるものとする。

### 2. 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

### 3. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

村は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

## 第8 応急仮設住宅等の確保体制の整備

村は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第9 複合災害体制の整備

村は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとし、現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

## 第5節 地域における自主防災体制の整備

### 第1 消防団及び自主防災組織の育成強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、行政機関の対応のみでなく、住民や事業所等が一体となって警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要があることから、村及び町内防災関係機関は、消防団及び自主防災組織等の育成強化、組織の連携並びにこれらの組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティにおける防災体制の強化を図るものとする。

#### 1. 消防団の育成強化

消防団は、災害時において水防・救助・災害復旧等で第一線で活動し重要な役割を果たすことから、地域防災における中核団体に位置づけられる。地域の実情に沿った消防団員の育成強化を図り、地域における防災体制の確立に努める。

#### 2. 自主防災組織の整備

災害による被害を予防・軽減するには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠である。また災害発生の前後で住民自らが警戒避難を行い、被災者を救出・救護する等の防災活動を行う場合、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できるため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

### (1) 自主防災組織の編成

村及び消防本部は、以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行うものとする。

また、住民の防火・防災意識や自主防災組織に対する関心を高め、活動の組織化と組織間の連携を図るため、県、村、消防署、関係団体が協力して啓発活動を展開する。

その際、研修の実施などによって防災リーダーの養成、組織化への指導・助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ① 地区に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- ② 地区で特に防災活動を行っていない場合は、地区活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- ③ 地区が新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織としての位置づけを促す。

### (2) 自主防災組織の平常時の活動

#### ① コミュニティ活動

要配慮者を含めた「自分たちの地域を自分たちで守る」という連帯意識の醸成

#### ② 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

#### ③ 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

#### ④ 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

### (3) 自主防災組織の災害時の活動

#### ① 情報の収集・伝達

#### ② 出火防止、初期消火

#### ④ 避難誘導

#### ⑤ 救出救護

#### ⑥ 給食給水

#### ⑦ 要配慮者の安全確保等

## 第2 事業所等における自主防災体制の整備

### 1. 事業所等における防災体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や村民のみならず、村内の事業所等においても組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であることから、各事業所においては防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備を図る。

## 2. 事業継続の取組みの推進

村は、事業所等における事業継続計画（BCP<sup>※1</sup>）の策定のための普及啓発や情報提供など、事業所の事業継続に向けた取組みの推進を図るものとする。

また、事業所等は、災害時においても重要業務を継続するため、事業継続計画の策定運用に努めるものとし、次のような対策等を図っておくものとする。

- (1) 社屋（施設）内外の安全化、防災計画や非常用活動マニュアルの整備など事業活動や重要な業務の継続対策
- (2) 防災資機材や水、食糧等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策
- (3) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保
- (4) 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し

## 3. 帰宅困難者対策の推進

村の区域は半径約4km円内にその全域が収まるが、大規模災害に伴う生活道路の閉塞・寸断等や気象状況によっては、村内の事業所等においても翌朝までに徒歩帰宅が困難になる者（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが想定される。

村は、救急・消防、消火活動等の応急対策活動の支障を防ぎ、帰宅途中の二次災害の拡大を防止する観点から「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するほか、事業所における帰宅困難者対策の取組みを促進する。

事業所は、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるなど、帰宅困難者対策を行う。

## 第6節 要配慮者に対する支援体制の整備

村内に居住する一人暮らしの高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、児童生徒、在宅要介護者、難病患者、外国人等の要配慮者は、災害時に迅速・的確な行動がとりにくく被害を受けやすいため、安全確保のための対策の推進と支援体制の整備を図る。

### 第1 支援体制の整備

#### 1. 要配慮者の避難支援計画等の整備

村は、個々の要配慮者が避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、各地区自治会、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と協力して、避難支援プラン等の作成に努める。なお、避難支援プラン等の作成にあたっては、個人情報保護に十分配慮して、要配慮者の把握や緊急連絡体制の整備等を図るものとする。

---

※1 Business Continuity Plan

「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。」、内閣府（2013）『事業継続ガイドライン 第三判』

(1) 個人情報の取扱い方針

① 要配慮者情報の収集及び共有の方法

要配慮者情報の収集及び共有の方法は、緊急時にあっては関係機関共有方式とし、平常時にあっては手上げ方式又は同意方式とする。

② 個人情報保護条例の遵守

要配慮者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、知夫村個人情報保護条例に基づき、要配慮者情報の取扱い指針を策定する。

③ 避難支援団体における守秘義務の確保等

村内の避難支援団体に要配慮者情報を提供する場合は、個人情報の取扱いについて記載したあらかじめ協定書等を取り交わし、守秘義務を確保する。

(2) 要配慮者の把握

村は、福祉関係者等と連携し、地域の要配慮者の把握を行い、名簿やマップ等を作成し、必要な情報（所在、家族構成、緊急連絡先、かかりつけ医（病院）等）の整理を行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

村は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもと、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備を推進する。

(4) 避難誘導體制の整備

村は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

① 避難指示等の伝達体制の確立

村は、日頃から要配慮者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておくものとする。

② 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

村は、要配慮者が避難するにあたり、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努める。

③ 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。なお、避難所においては、高齢者や障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮するものとする。

## 2. 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発等

### (1) 防災知識の普及・啓発

村は、要配慮者の実態に合わせて、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等を通じて防災知識の普及・啓発に取り組むとともに、高齢者、障がい者等の居宅の状況に接することのできる者（ホームヘルパーや民生委員等）が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進できるよう体制の整備を図る。

### (2) 防災訓練等の実施

地域における防災訓練においては、災害時に在宅の要配慮者が安全に避難できるよう地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練の実施に努める。

## 3. 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、緊急時に必要な情報を得るための各窓口の案内や居住地の災害危険性や防災体制等について、やさしい日本語を用いて十分な説明等を行うとともに、地域で生活している者に対しては、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等に努めるものとする。

また、災害時に村内に居合わせた外国人観光客等に対しては、やさしい日本語を用いた情報伝達に努めるものとし、外国語による各種の活動等にも対応できるよう村内外の語学ボランティアや通訳等の受入れ体制等の整備を図る。

## 第2 避難救護活動及び生活支援

### 1. 要配慮者の安否確認及び避難救護活動

#### (1) 緊急時における村内の避難支援団体への情報提供

村は、風水害等により人的被害が発生する可能性が高まったと判断する地区に対して、避難に関する情報を提供し、通常行動のできるものは避難準備、避難行動要支援者等は避難行動を開始するよう周知する。

そこで、村が避難に関する情報の提供を行なった時点で、対象地区において、「個人の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき」<sup>(※1)</sup>に該当する事態となったものとする。この場合において、村及び避難支援団体は、要配慮者情報の取扱い方針に基づき、要配慮者情報を取扱う。

#### (2) 安否確認の実施

村は、あらかじめ作成した在宅の要配慮者のリスト等を活用し、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

#### (3) 避難救護活動の実施

- ① 地域住民等と協力して避難所へ移送する。
- ② 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。

---

※1 知夫村個人情報保護条例第7条第1項第3号

- ③ 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
  - ④ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスを、組織的・継続的に開始できるようにする。
- (4) 避難後の要配慮者への配慮
- ① 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
  - ② 一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
  - ③ 避難した要配慮者が、避難後において命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携して、安全確保のための支援方策を図る。  
また、被災した要配慮者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を中心に避難所内や巡回健康相談を通じて、医療・保健活動と一体的に取り組み、心身の健康管理を行うものとする。
  - ④ 情報等の提供  
掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食糧、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

### 3. 要配慮者世帯の復興支援

#### (1) 被災者個人への融資

##### ① 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかな自立更正の促進を図るため、民生委員若しくは民生委員協議会又は知夫村社会福祉協議会を経由し、島根県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度より、災害救護資金、住宅資金その他の資金の貸付を行う。村は、これら資金の融資が円滑に行なわれるよう被災者への広報活動及び相談・指導等を行う。

なお、この資金は対象世帯であって、他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。

ア 災害援護資金、住宅資金

イ 緊急小口資金

ウ 資金貸付条件の緩和等の措置

## 第3 要配慮者にかかる防災設備等の整備等

### 1. 防災設備、物資、資器材等の整備

村は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するものとするが、特に要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等

の整備普及や、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

## 2. 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備する。

## 3. 社会福祉施設等における安全性の確保

### (1) 施設の整備

自力避難が困難な者が多数通入所する社会福祉施設については、管理責任者に対して、建築年数や老朽度合等に応じて修繕等を行うよう指導するとともに、応急対策用資機材、非常食用食糧、介護用品及び医療品・医療用資器材等の備蓄を推進する。また、施設内部や周辺のバリアフリー化についても配慮するよう促す。

### (2) 災害危険区域の情報提供等

災害を受けるおそれがある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。(防災ハザードマップ等の提供)

### (3) 緊急連絡体制の確保

社会福祉施設に災害時の通信手段を整備し、必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

### (4) 社会福祉施設機能の弾力的運用

特別養護老人ホームのショートステイの活用など、被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援に努める。

### (5) 夜間体制の充実

社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模・介護需要の必要性等により実態に応じた体制をとるよう指導する。

### (6) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施する。また、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

#### 4. 社会福祉施設等に係る災害応急対策

##### (1) ライフライン優先復旧

村は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、水道等の優先復旧を要請する。

##### (2) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び村に協力を要請する。村は、備蓄物資の提供及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

##### (3) マンパワーの確保

ボランティア、自主防災組織、近隣住民等の呼びかけを行い、必要なマンパワーの確保に努める。

## 第7節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

### 1. 孤立地区の実態把握

村は、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立する可能性のある地区を特定し、実態を詳細に把握しておく。特に、孤立時に、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある要配慮者については平素から把握し、孤立発生時に備えるものとする。

### 2. 通信手段の確保

#### (1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、村及び孤立予想地区において、災害時優先電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

#### (2) 被災に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保に努める。設備面での確保対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることが重要である。また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

#### (3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制の整備に努める。

### 3. 物資供給、救助体制の確立

#### (1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や村、県等で共有するよう努める。

伝達項目（例）：

負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

#### (2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、あらかじめ孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保しておく。

### 4. 孤立に強い地区づくり

#### (1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。備蓄にあたっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で1週間程度は自活できるような体制が必要である。

公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努めるものとし、その際、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

#### (2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を図り、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

#### (3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定に努め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

### 5. 道路寸断への対応

#### (1) 対策工事の実施

村は、緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

#### (2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

### 第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画<sup>(※1)</sup>は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であって、応急措置の概要は、次のとおりである。

〔時系列別応急対策の概要〕

時系列			主な対策
災害	対策	小区分	
未然	災害予防対策		災害発生を未然に防止する等の対策
進行中	災害応急対策  住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。	事前	警戒---気象予警報、災害予警報、警告 避難---勧告、誘導、指示、避難所の開設 事前措置---水防、消防、救護、救助の準備
		事中	消防等施設の保護---水防工法の実施 消防---消火その他の措置 救出援護---人命救助 障害物の除去 (輸送)(通信)(報告)
		事後	障害物の除去 施設の応急復旧 負傷者、行方不明者の捜索 死者の捜索、収容処理 医療、助産 収容施設の供与(応急仮設住宅) 炊き出し、飲料水の供給 被服、寝具の供与 清掃、防疫 住宅の修繕 生業資金資材の給与又は貸与 応急教育 (輸送)(通信)(報告)
已然	災害復旧対策		災害の復旧対策

※1 災害対策基本法第50条

〔機関別応急措置の概要〕

区分	災害に際してとるべき措置	措置
村民	1. 防災対策に参加協力 <sup>(※1)</sup> 2. 自主的に応急措置を実施 3. 異常現象等の通報連絡 <sup>(※2)</sup>	地域の防災対策に参加及び村等の行う応急措置に協力 隣近所等相互協力して、自主的措置を実施 村長、警察官、海上保安官、消防士等への連絡
村	1. 被害状況、措置概要等の報告 <sup>(※3)</sup> 2. 災害に関する予警報の伝達等 <sup>(※4)</sup> 3. 避難勧告及び指示 <sup>(※5)</sup> 4. 出動命令及び出動要請 <sup>(※6)</sup> 5. 警戒区域の設定 <sup>(※7)</sup> 6. 知事等に対する応援、要請(人) <sup>(※8)</sup> 7. 知事等に対する応援、要請(物) 8. その他の応急措置 (1) 食料及び飲料水の給与 (2) 生活必需品の給与又は貸与 (3) 収容施設の供与 (4) 医療、助産、防疫清掃等の実施 (5) 応急対策実施者等の確保 (6) 応急教育の確保 (7) 被害箇所の応急復旧 (8) 避難船舶の救護 (9) その他	県知事への報告 住民及び関係各機関 消防機関、水防団、警察官、河川管理者等 県、他市町村、自衛隊等 応急対策用資機材 衣料品、寝具その他 応急仮設住宅等 輸送手段、労務者の確保 施設の復旧、学用品の支給、教職員の確保 堤防、道路、橋等の復旧 水難救護法による
県	1. 関係機関への通知又は要請 <sup>(※9)</sup> 2. 災害情報等の収集、伝達 <sup>(※10)</sup> 3. 応急措置の実施 <sup>(※11)</sup> 4. 輸送等の確保(県公安委員会) <sup>(※12)</sup> 5. 他の都道府県等への応援要請 <sup>(※13)</sup> 6. 災害救助法の規定による救助措置 <sup>(※14)</sup> 7. その他の応急対策	災害情報等の通知、防災上必要な措置等の要請 被害状況及び関係機関が災害に対したった応急措置を把握し、国等への報告、通報 ① 県の所掌事務に係る応急措置の実施 ② 災害応急対策責任者の行う応急対策の総合調整 ③ 応急対策に必要な人の確保(従事命令) ④ 村長からの要請に基づく協力体制 ① 交通規制等の実施 ② 緊急輸送車両の確認、設定 ① 他の都道府県等への応援要請 ② 自衛隊への災害派遣要請 別載

区分	災害に際してとるべき措置	措置
関係機関	1. 災害状況及び応急対策の概要を村等へ通知 <sup>(※15)</sup> 2. 必要な応急措置の実施 <sup>(※16)</sup> 3. 指定公共機関及び指定地方公共機関への応援要請 <sup>(※17)</sup>	① 関係機関の所掌事務又は業務に係る災害 ② 県及び村への通知

※1 災害対策基本法第7条

※2 災害対策基本法第54条

※3 災害対策基本法第53条

※4 災害対策基本法第56条、第57条、第79条、消防法第22条、水防法第10条、気象業務法第15条

※5 災害対策基本法第60条

※6 災害対策基本法第58条、水防法第10条

※7 災害対策基本法第63条

※8 災害対策基本法第67条、第68条、自衛隊法第83条

※9 災害対策基本法第51条、第55条

※10 災害対策基本法第53条

※11 災害対策基本法第70条、第71条、第72条、第80条

※12 災害対策基本法第76条

※13 災害対策基本法第74条、自衛隊法第83条

※14 災害救助法第23条

※15 災害対策基本法第51条

※16 災害対策基本法第80条

※17 災害対策基本法第80条

## 第1節 災害発生直前対策

### 第1 予報及び警報等の収集・伝達

気象業務法に基づく気象等の予報及び警報<sup>(※1)</sup>、気象等情報<sup>(※2)</sup>及び火災警報にかかる通報等（以下「予報及び警報等」という。）の収集及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

#### 1. 気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

気象等の予報及び警報並びに気象等の情報（以下「気象注意報・警報等」という。）については、気象業務法に基づき、松江地方気象台が発表する。このうち、本村（隠岐）において特に災害と関係のある気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は次表のとおりである。

##### (1) 気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

種類		発表基準
特別警報	気象特別警報	暴風特別警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
		暴風雪特別警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
		大雨特別警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
		大雪特別警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
		高潮特別警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
		波浪特別警報 高い波によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。

※1 気象業務法第13条に基づく気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報並びに同法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報

※2 気象業務法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報

種類		発表基準	
警報	気象警報	暴風警報	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想されるとき
		暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/sを超えると予想されるとき
		大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 雨量基準にあつては、1時間雨量が50mm以上になると予想されるとき (2) 土壌雨量指数基準にあつては、指数が134以上になると予想されるとき
		大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間の降雪の深さが50cm以上になると予想されるとき
	高潮警報	高潮警報	台風による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 潮位がT P 上0.8m以上になると予想されるとき
	波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 波高が6.0m以上になると予想されるとき
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。該当する条件は「大雨警報（浸水害）」の場合における雨量基準と同じである。
	注意報	気象注意報	強風注意報
風雪注意報			風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想されるとき
大雨注意報			大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 雨量基準にあつては、1時間雨量が30mm以上になると予想されるとき (2) 土壌雨量指数基準にあつては、指数が96以上になると予想されるとき

種類		発表基準	
注意報	気象注意報	大雪注意報	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想される時
		濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 濃霧によって視程が陸上100m以下、海上500m以下になると予想される時
		雷注意報	落雷等によって、被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気の乾燥によって、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下になると予想される時
		着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間の降雪の深さが20cm以上になり、気温が-1℃～2℃になると予想される時
		霜注意報	晩霜によって、農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 4月上旬から5月中旬までの最低気温が3℃以下と予想される時
		低温注意報	低温によって、農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 最低気温が-4℃以下になると予想される時
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 潮位がT P 上0.6m以上になると予想される時
	波浪注意報	波浪注意報	波浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 波高が3.0m以上になると予想される時
注意報	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (1) 1時間雨量が30mm以上になると予想される時

種類		発表基準
	なだれ 注意報	なだれ 注意報
		<p>なだれによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>(1) 積雪の深さが100cm以上になると予想される時  (2) 積雪の深さが50cm以上ある場合で、次のいずれかの条件に該当する時</p> <p>① 30cm以上の降雪が予想される時  ② 最高気温が8℃以上と予想される時（最高気温の値は西郷特別地域気象観測所の値とする。）  ③ かなりの降雨が予想される時</p>

(資料) 松江地方気象台

(注) 1. 特別警報、警報及び注意報とは、次のとおりである。

- (1) 特別警報とは、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報をいう。
  - (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
  - (3) 注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報をいう。
2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数をいう。
4. 潮位は、東京湾平均海面（T P）を基準とする標高で表される。
5. 波高は、有義波高を指す。有義波高は、ある点を連続的に通過する波を波高の高い順に並べ直したとき、全体の3分の1までの個数の平均波高を用いて表される。

## (2) 気象等情報の発表

気象等の予報に係る台風や大雨、竜巻等についての情報は松江地方気象台より発表される。なお、気象等情報のうち、「記録的短時間大雨情報」は、数年に1度程度しか発生しないような記録的な短時間雨量を観測又は解析した場合に発表する情報であり、1時間の降水量が100mm以上を観測又は解析した場合に発表される。

## 2. 火災警報の発令及び伝達

村長は、知事又は隠岐広域連合管理者から、消防法第22条に基づく火災気象通報又は災害対策基本法第55条の規定に基づく火災に関する注意報を受けた場合のほか、地域的気象の状況が火災の予防上危険である場合には、関係機関と合議のうえ有効適切な措置をとる。<sup>(※1)</sup>

### (1) 火災警報の基準<sup>(※2)</sup>

- ① 実効湿度が、60%以下であって、最小湿度が40%を下り、最大風速が7 m/sをこえる見込みのとき。
- ② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

※1 消防法第22条第3項

※2 隠岐広域連合「消防法の施行に関する規則」

(2) 火災気象通報の伝達方法

村長は、知事から火災気象通報及び災害対策基本法に規定する通報等を、県防災行政無線若しくはその他の方法で受けたとき、又は消防法第22条第3項の規定により自ら火災警報が発令したときは、直ちに防災行政無線で住民に伝達する。

なお、伝達に放送機関の利用が必要と考えられる場合は、島根県を通じて要請する。

(3) 火災警報発令中の火気の使用制限

火災警報の発令中は、隠岐広域連合火災予防条例で定める火気の使用の制限に従わなければならない。

(4) 火災警報解除

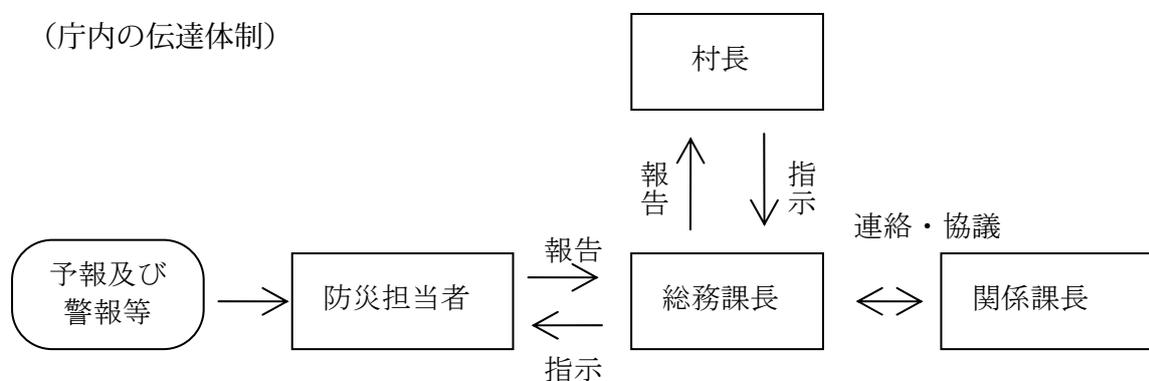
発令された火災警報を解除は、火災に関する注意報の解除を受けた場合は速やかに行うものとし、直ちに防災行政無線で住民に伝達するものとする。

3. 予報及び警報等の伝達体制・経路

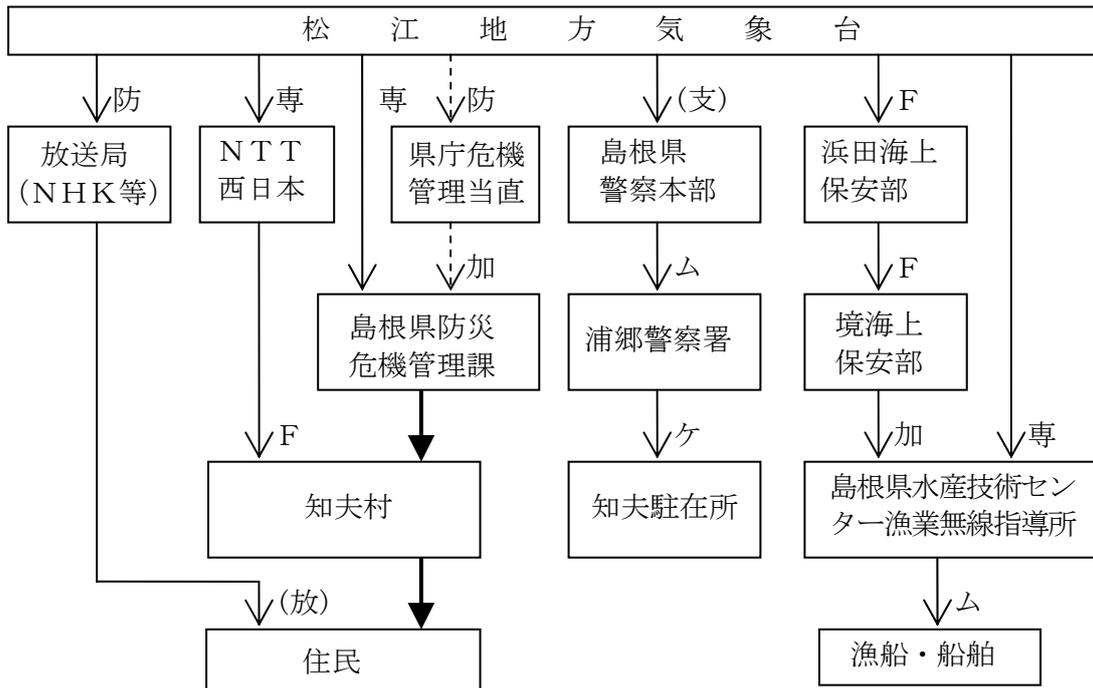
(1) 伝達体制

予報及び警報等が、関係者に迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等の取扱責任者を防災担当者と定め、情報の一元化を図るとともに、知夫村防災行政無線施設の整備を新築住宅等に対して継続して行う。

(庁内の伝達体制)



(2) 伝達経路



注1) 専…専用回線(電話) 加…加入電話 ム…無線通信 ケ…警察電話 放…放送  
 F…ファクシミリ 防…防災情報提供システム (支)…気象業務支援センター  
 ※無印は、適宜の方法による。

注2) 線は、通報の時間を示す。

- 昼夜とも
- - - - 勤務時間外のみ(\*)
- ▶ 特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

\* [勤務時間外の定義]

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア 平日 0:00~8:30及び17:00~24:00の間

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ 年末年始(12/29~1/3) 全日

4. その他災害に関する情報の伝達

その他災害に関する情報伝達で、必要があるときは、あらかじめ協定<sup>(※1)</sup>を結び、又は非常通話<sup>(※2)</sup>の利用についても考慮する。また、平常時より国及び県との情報交換を行い、情報共有及び連携体制の整備に努める。

※1 災害対策基本法第49条の2

※2 電波法第52条

## 第2 避難勧告等の発令・伝達

### 1. 避難勧告等の発令区分

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、状況の推移に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階で発令し、必要と認めるときは屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難勧告等」という。）の区分等については次のとおりである。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの（組・各地区指定）避難場所、又は村等から指示のあった場所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始）する。</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、近くの（組・各地区指定）避難場所、又は村等から指示のあった場所への避難行動を開始する。</li> </ul>
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をする。</li> </ul>
屋内での待避等の安全確保措置の指示	周囲の状況等により、避難場所等へ避難のために屋外に出ることが、かえって人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められる状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の安全な場所や近隣の2階以上の場所等へ避難し、身の安全を確保する。</li> </ul>

### 2. 避難勧告等の発令基準

土砂災害に関する避難勧告等の発令は、次の情報に基づき総合的な判断により行う。

- ① 大雨警報等の気象情報
- ② 土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報（補足情報）
- ③ 巡視や住民からの通報による現地情報（前兆現象）
- ④ 土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）及び過去の被災状況

区分	発令時期（基準）
避難準備情報	<p>① 知夫村に大雨警報（土砂災害に関するもの）及び土砂災害警戒情報が発表され、かつ引き続き降雨が見込まれるとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>《参考：大雨警報基準》  雨量基準（浸水害）：R1＝50mm  土壌雨量指数基準（土砂災害）：134</p> </div> <p>② 「島根県土砂災害予警報システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況が「レベル2」（2時間先の予測雨量でC L超過）に達したとき</p>
避難勧告	<p>① 大雨警報及び土砂災害警戒情報が知夫村に発表され、かつ引き続き降雨が観測されたとき</p> <p>② 「島根県土砂災害予警報システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況が「レベル3」（1時間先の予測雨量でC L超過）に達したとき</p> <p>③ 土砂災害危険箇所の巡視において、前兆現象（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が確認されたとき</p> <p>④ 同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あったとき</p>
避難指示	<p>① 大雨警報及び土砂災害警戒情報が知夫村に発表され、かつ引き続き降雨が観測されたとき</p> <p>② 「島根県土砂災害予警報システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況が「レベル4」（すでに実況でC L超過）に達したとき</p> <p>③ 広い範囲で土砂災害による人的被害又は住家の半壊以上の被害が発生する危険が高まり、又は現に被害が局地的に発生しはじめたとき</p> <p>④ 大規模な土砂移動現象、顕著な前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の湧水・表面流の発生、斜面崩壊等）が確認されたとき</p>

注 「島根県土砂災害予警報システム」

松江地方気象台と島根県が共同で発表する土砂災害警戒情報を支援するシステム。全県を5kmメッシュ単位（詳細は1kmメッシュ単位）で表示し、土砂災害の危険度をレベル1からレベル4までの4段階に色別で区分し、「何時間後に土砂災害の危険度が高まるか」という土砂災害危険度情報を提供している。

### 3. 避難勧告等の運用

#### (1) 避難準備情報の運用

村長は、台風接近や集中豪雨等に伴い、避難準備情報の発令時期に至ったと判断した場合に避難準備情報を発令する。この場合において、村は各地区の自主防災組織と連携し、時機を逸することなく、自主避難に対応した避難所の早期開設のための体制を整える。

#### (2) 避難勧告・指示の運用

災害対策基本法等に基づく避難勧告・避難指示の実施者は、避難勧告・避難指示の発令時期及び実施要件を満たすに至ったと判断した場合に避難勧告を発令し、被害の危険が目前に切迫している場合には避難指示を発令する。この場合において、村及び防災関係機関は相互に連携し、立退きの指示及び指定避難所等への組織的な避難誘導にあたる。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、必要と認める地域の居住者等に対して、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって実施する。

(3) 関係機関相互の連絡協力

関係機関は、避難のための立退きの指示又は勧告の措置をとった場合、相互に通知・報告する。

〔避難勧告等の実施者〕

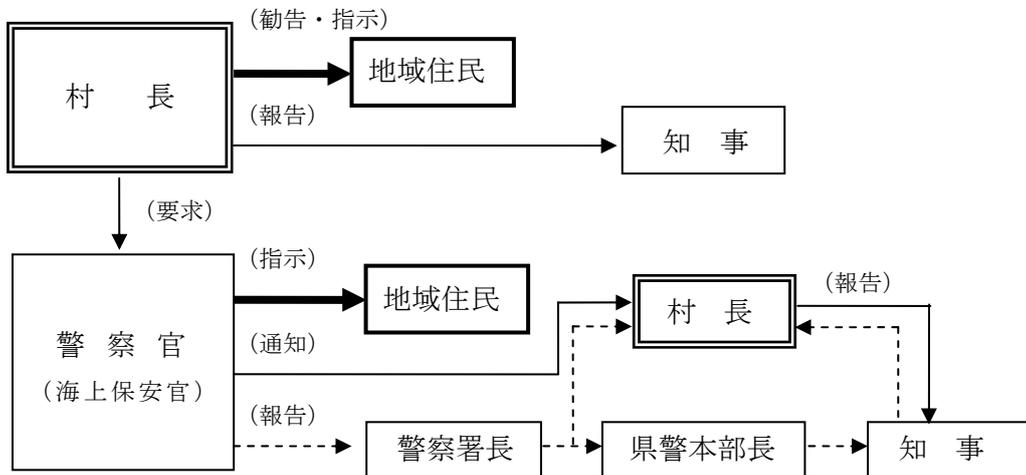
区分	実施者	関係法令	対象災害・実施要件等	対象者・実施内容等	とるべき措置
①	村長 〔委任を受けた吏員又は消防職員〕	災対法第60条第1項、第2項(地自法第153条第1項)	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(下記①～⑤で同じ)に対し、 ・避難のための立退きを勧告 ・必要に応じて、立退き先を指示	・村長は、勧告等の内容を、速やかに知事に報告 ・避難の必要がなくなったときは、直ちに公示し、速やかに知事に報告
②	村長 (同上)	同上 (同上)	・①の状況下で、急を要するとき	・避難のための立退きを指示 ・必要に応じて、立退き先を指示	(窓口：防災危機管理課)
③	村長 (同上)	災対法第60条第3項(同上)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合 ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき	屋内での待避等の安全確保措置を指示	
④	知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項(同上)	・災害が発生した場合 ・当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	村長に代わって、上記①～③の措置内容の全部又は一部を実施	知事は、事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示
⑤	警察官 又は 海上保安官	災対法第61条第1項	全災害 ・村長が、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき ・村長から要求があったとき	・避難のための立退きを指示 ・屋内での待避等の安全確保措置を指示 ・必要があるときは、立退き先を指示	・直ちに勧告等の内容を村長に通知 ・通知を受けた村長は知事に報告 ・避難の必要がなくなったときは直ちに公示

区分	実施者	関係法令	対象災害・実施要件等	対象者・実施内容等	とるべき措置
⑥	警察官	警職法第4条	全災害 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合 ・特に急を要する場合	・その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、必要な警告を発する ・危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で引き留め、又は避難させる。	順序を経て所属の公安委員会に報告
⑦	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	⑧で警察官がその場にはいない場合に限る	当該自衛官は警職法第4条の措置(⑥の実施内容)をとる。	
⑧	知事又はその命じた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示	知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長に通知
⑨	知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫しているとき	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示	水防管理者が指示をする場合、当該区域を管轄する警察署長に通知

- (注) 1 災対法とは災害対策基本法、警職法とは警察官職務執行法、地自法とは地方自治法の略である。  
2 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。  
3 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

〔避難勧告及び指示系統図〕

○災害対策基本法による系統



[警戒区域の設定]

(1) 避難の勧告・指示との違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地理的に行われる。また、警戒区域の設定は違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するために特に必要と認められる場合に行われる。

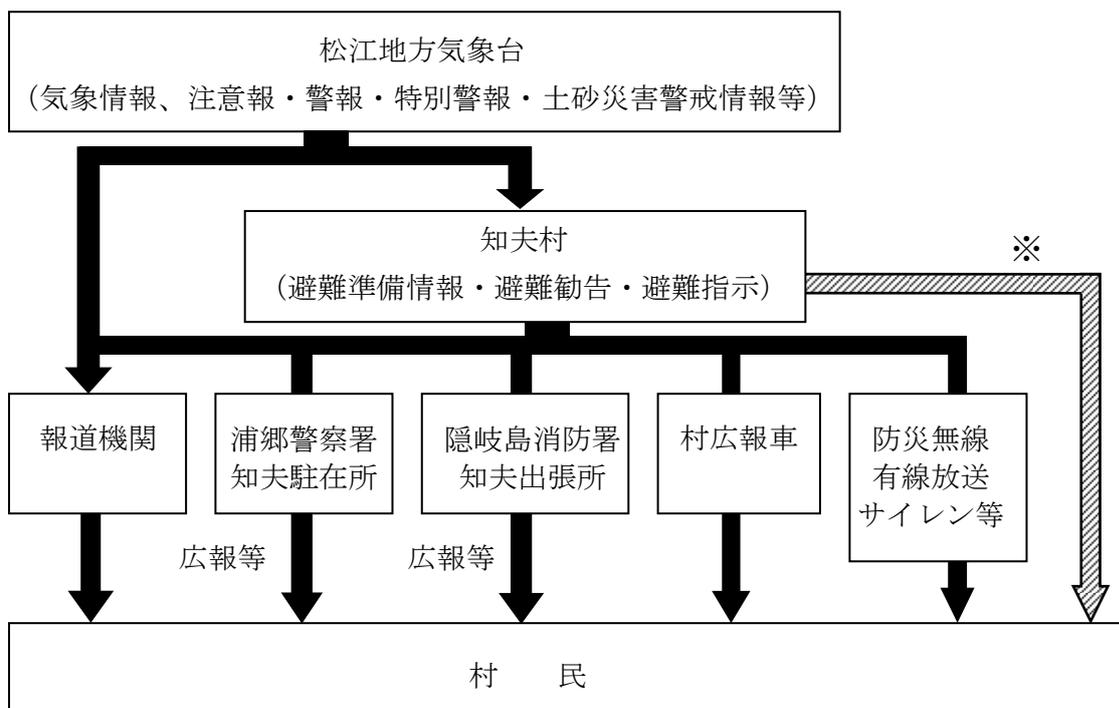
(2) 警戒区域の設定の種類

区分	実施者	措置	実施の基準
①	村長 (災害対策基本法第63条第1項)	立入の制限・禁止、 退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき
②	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 (水防法第21条第1項)	立入の制限・禁止、 退去命令	水防上緊急の必要がある場所
③	消防吏員又は消防団員 (消防法第28条第1項、第36条)	立入の制限・禁止、 退去命令	火災又は水災を除く他の災害の現場
④	警察官 (災害対策基本法第63条第2項、水防法第21条第2項、消防法第28条第2項)	立入の制限・禁止、 退去命令	①②③の実施者が現場にいないとき、又は依頼されたとき
⑤	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法第63条第3項、自衛隊法第94条の3)	立入の制限・禁止、 退去命令	①④の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は、災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

#### 4. 避難勧告等の伝達

##### (1) 伝達の方法

避難指示等の村民への伝達は、防災行政無線（同報系、サイレンを含む）、警鐘、広報車、戸別訪問等により行うものとするが、様々な環境下にある住民や職員等に対して重要な情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力のもとに、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用した伝達手段の多重化・多様化に努める。



※ 災害における避難勧告・指示は、上記フローによるほか、村から各区長へも連絡する体制となっている。

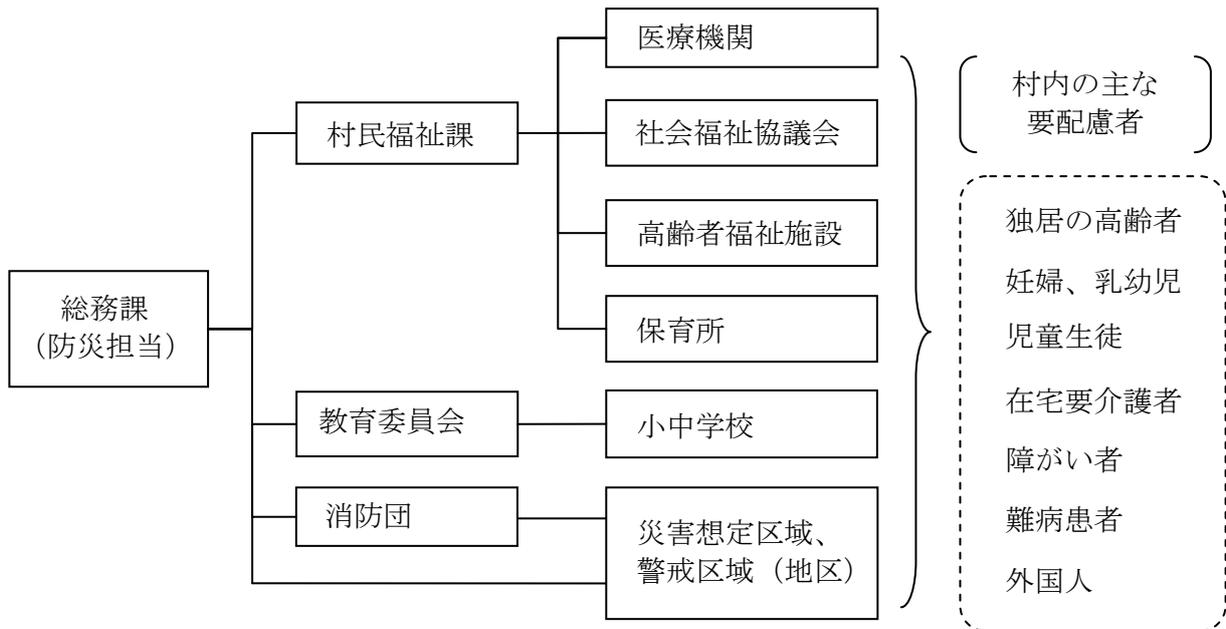
##### (2) 要配慮者施設等への伝達方法

###### ① 避難行動要支援者への配慮

要配慮者のうち、特に支援の必要な避難行動要支援者への避難の勧告・指示の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を利用するほか、各地区の自主防災組織の協力等を得て確実に伝達できるように努める。

###### ② 各種施設等

不特定多数の者が出入りする施設、医療機関・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画に定めた避難計画に従い、施設職員の役割分担、避難経路、連絡体制等により施設利用者の避難誘導を実施し、村は必要に応じて支援する。



### (3) 伝達の内容

避難勧告等の伝達は、①発令者、②発令時間、③対象地域（対象者）、④避難勧告等の種類、⑤避難すべき理由、⑥避難の時期、⑦避難の経路及び避難所、⑧注意事項、⑨避難先の給食及び救助措置、⑩避難後における財産保護の措置など、災害事態の状況に応じた内容とする。

また、避難所等に避難した者に対しては、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等の発令下で二次災害の発生が懸念される場合に、むやみな移動（帰宅行動）を思いとどまらせ、冷静な行動を促す。

なお、伝達にあたっては、やさしい日本語を用いるほか、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、災害援護者に配慮したものとする。

### (4) 避難措置の通知、報告等

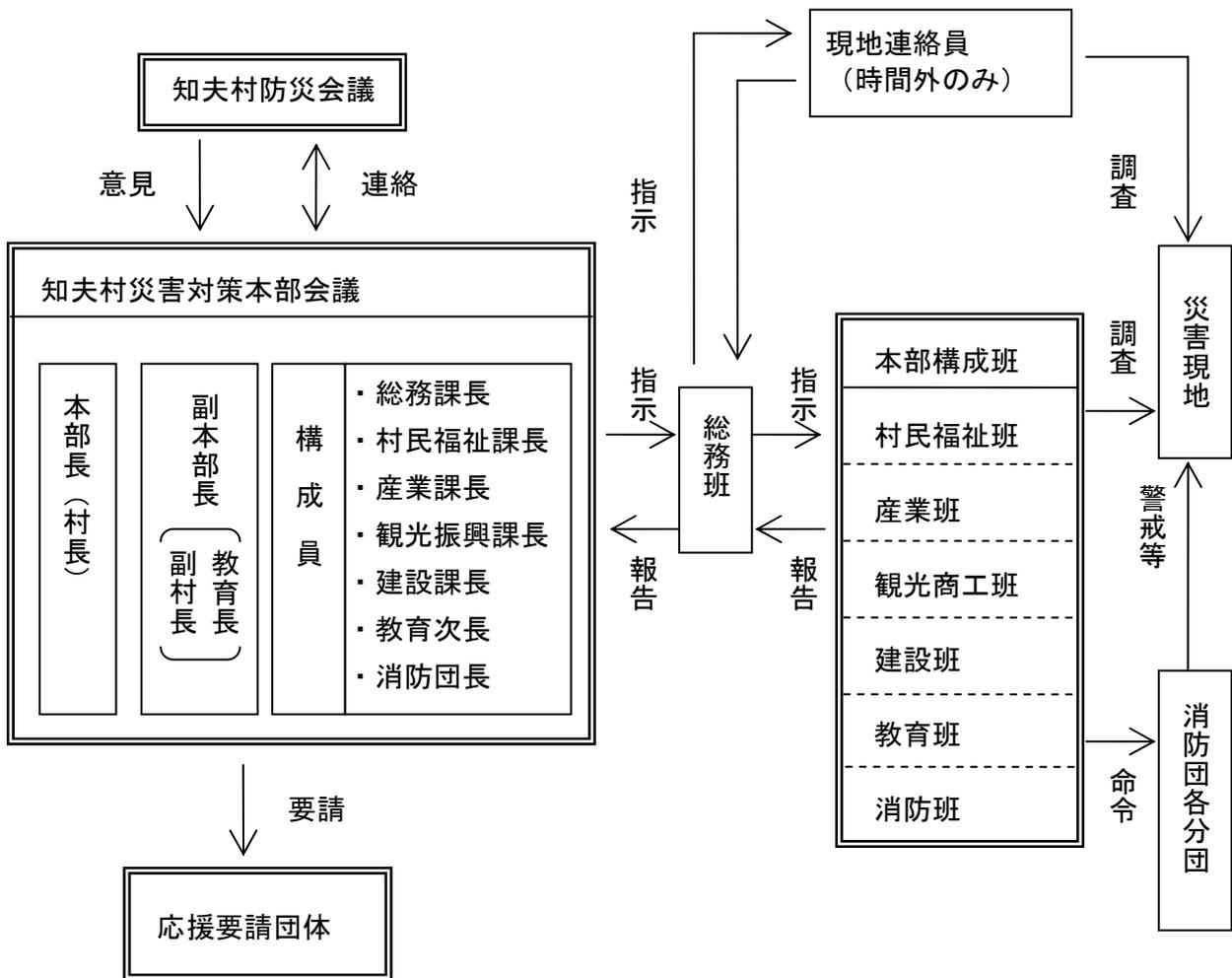
- ① 避難措置を実施しようとするときは、その現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通知する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

## 第2節 災害応急活動体制

### 第1 災害対策本部の設置等

村長は防災対策又は災害応急対策等を講じるため必要に応じて知夫村災害対策条例（昭和41年条例第10号）の規定に基づく災害対策本部を設置する。

#### 1. 災害対策本部組織図



#### 2. 災害対策本部設置基準

次の各号に該当する場合で、村長が必要であると認めるときは、対策本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

### 3. 災害対策本部廃止基準

対策本部は、概ね次の基準により村長が廃止する。

- (1) 発生が予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- (2) 当該災害に係る災害予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。

### 4. 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、知夫村防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防の措置及び災害応急対策を実施する。

### 5. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別な場合を除き、本村役場に置く。

### 6. 設置及び廃止の通知公表

- (1) 災害対策本部を設置したときは、その旨次表のとおり通知公表するとともに、災害対策本部の標識を本村役場前に掲示する。

通知先	方法	連絡先	担当
島根県防災危機管理課	電話又は防災無線	0852-22-5885	総務課
島根県隠岐支庁	電話又は防災無線	08512-2-9605	総務課
防災会議構成機関	電話		総務課
消防団	電話又は防災無線	08514-8-2211	総務課
浦郷警察署	電話又は防災無線	08514-6-0121	総務課
一般住民	防災無線その他		総務課
隣接町村	海士町	08514-2-0111	総務課
	西ノ島町	08514-6-0101	
	隠岐の島町	08512-2-2111	
報道機関	N H K 松江放送局	0852-32-0700	総務課
	山陰放送	0859-33-2111	
	日本海テレビジョン	0857-27-2111	
	山陰中央テレビ放送	0852-23-3434	
	F M 山陰	0852-27-5111	

- (2) 災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに通知公表する。公表方法は設置したときに準ずる。

## 7. 災害対策本部会議

### (1) 本部会議の構成及び任務

本部会議は、本部長、副本部長及び各班の総括班長をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

### (2) 本部会議の開催

- ① 本部長は、村本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。
- ② 総括班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課消防係に申し出るものとする。

### (3) 本部会議の協議事項

次項（8. 災害対策本部の構成及び所掌事務）の表に掲げる。

### (4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、関係班長は、他の班長と緊密な連絡のもとにその実施を図るものとする。

### (5) 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当する。

### (6) 関係課長会議

関係課長会議は、災害対策本部を設置していない場合においては災害対策に関する事項を協議するために開催されるもので、会議の構成、開催協議事項については、災害対策本部会議に準じて行うものとする。

## 8. 災害対策本部の構成及び所掌事務

災害対策本部の構成及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても次の所掌事務に従って防災対策を実施するものとする。

班名等	構成	所掌事務又は業務
本部会議	本部長 村長 副本部長 副村長 副本部長 教育長 構成員 総務課長 村民福祉課長 建設課長 産業課長 観光振興課長 教育次長 消防団長	① 災害対策本部の災害体制に関すること ② 災害情報及び災害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること ③ 各地区に対する災害対策の指示に関すること ④ 県及び関係行政機関に対する応急措置の実施の要請並びに他町村に対する応援の要請に関すること ⑤ その他災害対策に関する重要な事項

班名等	構成	所掌事務又は業務
総務班	◎総務課長 ○議会事務局長  総務課、議会事務局、 出納室の職員	① 災害対策本部会議に関すること ② 各班との連絡調整に関すること ③ 県及び官公署その他との連絡調整に関すること ④ 気象に関する情報の収集伝達に関すること ⑤ 住民等からの異常情報その他の緊急情報の受領に関すること ⑥ 広報無線の運用管理に関すること ⑦ 本部及び現地連絡員に関すること ⑧ 協力団体との連絡調整に関すること ⑨ 各班からの災害情報及び被害報告のとりまとめに関すること ⑩ 県に対する災害報告及び要望のとりまとめに関すること ⑪ 職員の動員に関すること ⑫ 自衛隊の災害派遣に関すること ⑬ 消防団に関すること ⑭ 災害対策に必要な資器財の調達に関すること ⑮ 災害情報及び災害対策の発表及び広報に関すること ⑯ 災害に伴う各種統計及び記録に関すること ⑰ 村有自動車の配車、調整に関すること ⑱ 緊急輸送車両の手続に関すること ⑲ 災害時にかかる村有財産の保全に関すること ⑳ 緊急輸送に関すること ㉑ 災害対策に関する事務で他班に属さないこと ㉒ 災害応急費及び復旧費の財政措置に関すること ㉓ 巡視体制における郡・大江地区の巡視に関すること ㉔ 他班任務の応援
村民福祉班	◎村民福祉課長 ○保育所長 ○診療所長 ○歯科診療所長  村民福祉課、保育所、 診療所、歯科診療所 の職員	① 災害救助に関する計画の統括及び活用に関すること ② 応援救助に関する外部機関との連絡に関すること ③ 応援対策食料の調達配分に関すること ④ 義援金品の受付及び配分に関すること ⑤ 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること ⑥ 被災者の避難措置及び救護に関すること ⑦ 応急医療に関すること ⑧ 医療品及び衛生材料の確保に関すること ⑨ 被災地での炊き出しに関すること ⑩ 災害時の防疫に関すること ⑪ 被災地における食品衛生に関すること ⑫ 救護班の編成に関すること ⑬ 日本赤十字社及び共同募金に関すること ⑭ 被災相談所の設置運営その他被災地における民生安定に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 保育所の災害対策に関すること</li> <li>⑯ 死体の処理・埋葬に関すること</li> <li>⑰ 簡易水道の災害対策、応急復旧に関すること</li> <li>⑱ 飲料水の確保その他の応急給水対策に関すること</li> <li>⑲ し尿・ごみ処理に関すること</li> <li>⑳ 巡視体制における来居・古海地区の巡視に関すること</li> <li>㉑ 衛生関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること</li> </ul>
産業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎産業課長</li> <li>産業課の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林、畜産、水産の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>② 被災農林漁業者の融資に関すること</li> <li>③ 巡視体制における仁夫地区の巡視に関すること</li> </ul>
観光商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光振興課長</li> <li>観光振興課の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商工関係の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>② 被災中小企業者の融資に関すること</li> <li>③ 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>④ 観光客の保護に関すること</li> </ul>
建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎建設課長</li> <li>建設課の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土木港湾関係の被害状況のとりまとめに関すること</li> <li>② 雨量、水位、流量の観測資料の収集及び伝達に関すること</li> <li>③ 河川、港湾及び急傾斜地等の災害対策に関すること</li> <li>④ 道路、橋りょう、河川、港湾の応急復旧に関すること</li> <li>⑤ 災害応急資器材の輸送に関すること</li> <li>⑥ 土木港湾関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>⑦ 村営住宅等の災害対策、応急復旧に関すること</li> <li>⑧ 巡視体制における薄毛、多沢地区の巡視に関すること</li> </ul>
教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育次長</li> <li>教育委員会、公民館の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関すること</li> <li>② 文教施設への被害者、被災児童等の収容及び避難に関すること</li> <li>③ 文教施設の応急復旧及び応急教育の実施に関すること</li> <li>④ 被災児童に対する医療、防疫、給食等に関すること</li> <li>⑤ 文化財の保護及び復旧に関すること</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎消防団長</li> <li>○副団長</li> <li>消防団員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害危険箇所の警戒、応急措置に関すること</li> <li>② 災害拡大防止及び消防水利の確保に関すること</li> <li>③ 災害現場における救助救急活動に関すること</li> <li>④ 避難勧告・指示の伝達、誘導等の現地対策に関すること</li> <li>⑤ 災害の調査、警報等の伝達に関すること</li> <li>⑥ 危険物の保全に関すること</li> <li>⑦ 他機関との連携活動に関すること</li> <li>⑧ 消防水利に関すること</li> </ul>

現地連絡員	災害の規模及び範囲によりその都度任命派遣（要員はあらかじめ別に定めておくものとする）	① 現地と本部との連絡に関すること ② 現地間の連絡に関すること ③ 現地動員組織との連絡調整に関すること ④ その他災害対策に関する連絡調整に関すること
-------	--	--

## 第2 災害体制の決定及び動員<sup>（※1）</sup>

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、情報連絡活動及び防災活動を推進するためにとるべき体制は次のとおりとする。

### 1. 関係機関における動員体制の確立

災害応急対策を迅速的確に実施するため、関係機関の災害応急対策責任者は、それぞれ平素から災害時における動員体制を確立しておく。

ただし、それぞれの機関においてその業務に関し災害対策要員の応援を必要とするときは、系統機関に対する応援要請によって要員の確保を図る。

また、村においては県又は他町村に対する応援要請等所要の措置を講じ要員を確保する。<sup>（※2）</sup>

### 2. 災害体制の決定及び要員の動員

災害の防止軽減及び災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次のとおり災害に対処する体制（以下「災害体制」という。）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行う。

#### (1) 災害体制の一般的基準

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、情報連絡活動及び防災活動を推進するためにとるべき体制は、次の基準によるものとする。

※1 災害対策基本法第47条

※2 災害対策基本法第58条、第67条、第68条

	種別	時期	体制の決定	体制の内容
災害対策本部設置前	第1災害体制 災害警戒体制	① 気象等の予報の発表又は河川の通報水位を超えるなど災害発生の危険がある場合 ② 気象等の警報が発表された場合	総務課長が関係機関等協議し、必要と認めるときは村長に報告し、村長が決定する。	① 関係各課において、気象及び災害情報等について情報収集、連絡活動を行うと共に必要な措置を講ずる。 ② 状況に応じて第2災害体制に迅速に移行する準備を行う。 ③ 職員は気象情報等の推移に留意すると共に、時間外においても、すぐに登庁できるよう自宅等において待機する。
	巡視体制	① 軽微な災害が発生し、必要と認めた場合		
災害対策本部設置後	第2災害体制	① 気象等の予報及び警報等の更新又は河川の水位が上昇し、決壊など災害の危険が極めて増大した場合 ② 災害が発生した場合で必要と認める場合	(災害対策本部設置前) 総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは村長に報告し、村長が決定する。  (災害対策本部設置後) 災害対策本部長が決定する。	① 関係各課(各対策班)においては防災活動に従事すると共に、関係機関と相互に情報の連絡を行い、対策を協議する。 ② 状況に応じて第3災害体制に迅速に移行する準備を行う。 ③ 災害対策本部設置準備又は設置を行う。
	第3災害体制	① 災害が拡大し第2災害体制では対処できない場合	災害対策本部長が決定する。	① 各班対策班は全面的に防災活動を行う。

(2) 災害応急における体制別動員計画

村は、あらかじめ体制別動員計画(別紙)を定め、総務課で管理更新するものとする。

(3) 動員人員の増減

各班の長は、災害の状況、情勢に応じて適当な範囲内において、動員計画に定めた人員を適宜増減することができる。

(4) 対策要員の指名

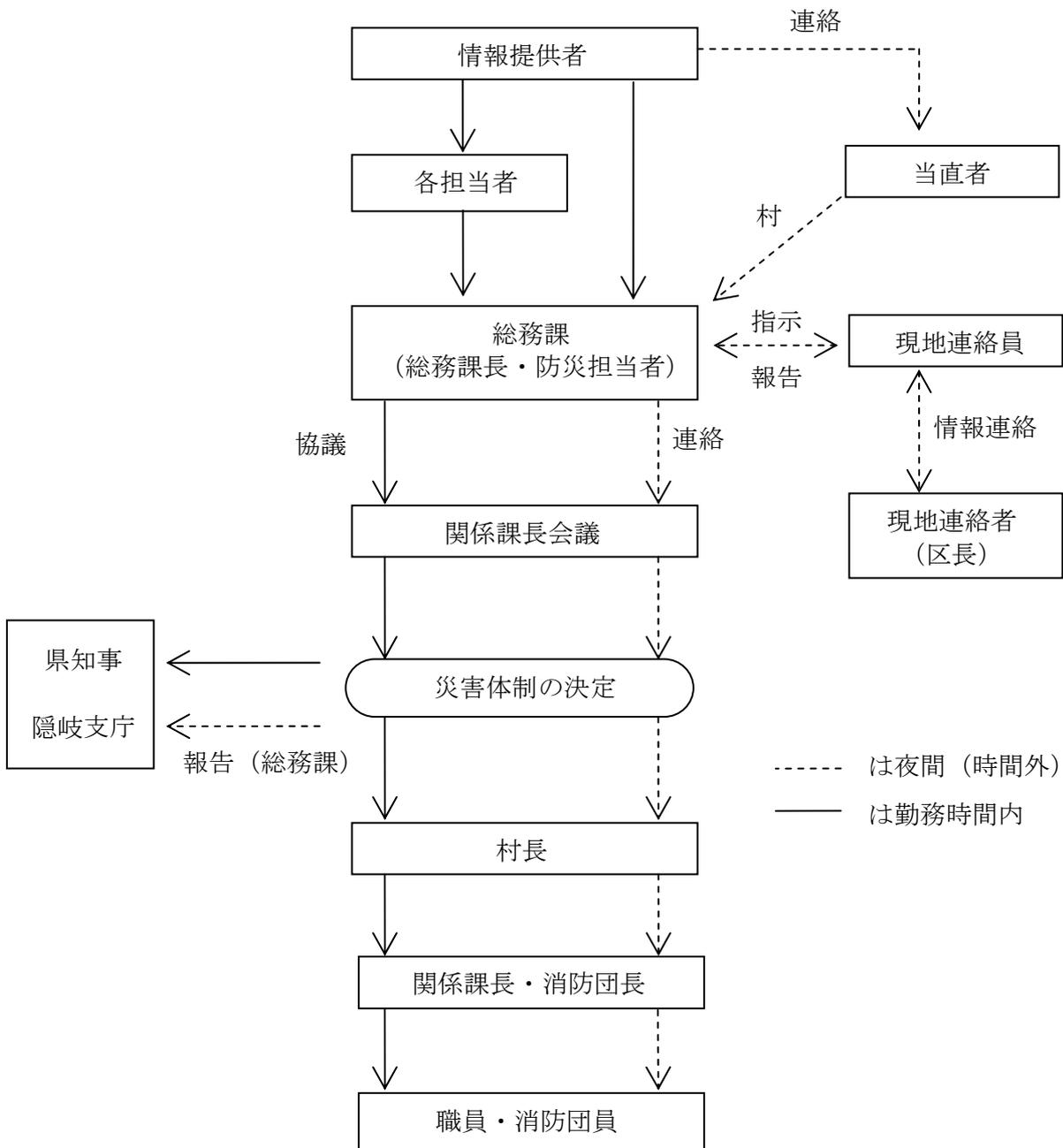
所属長は、あらかじめ職員のうちから対策要員(災害対策別)を指名しておくものとする。

(5) 動員の系統

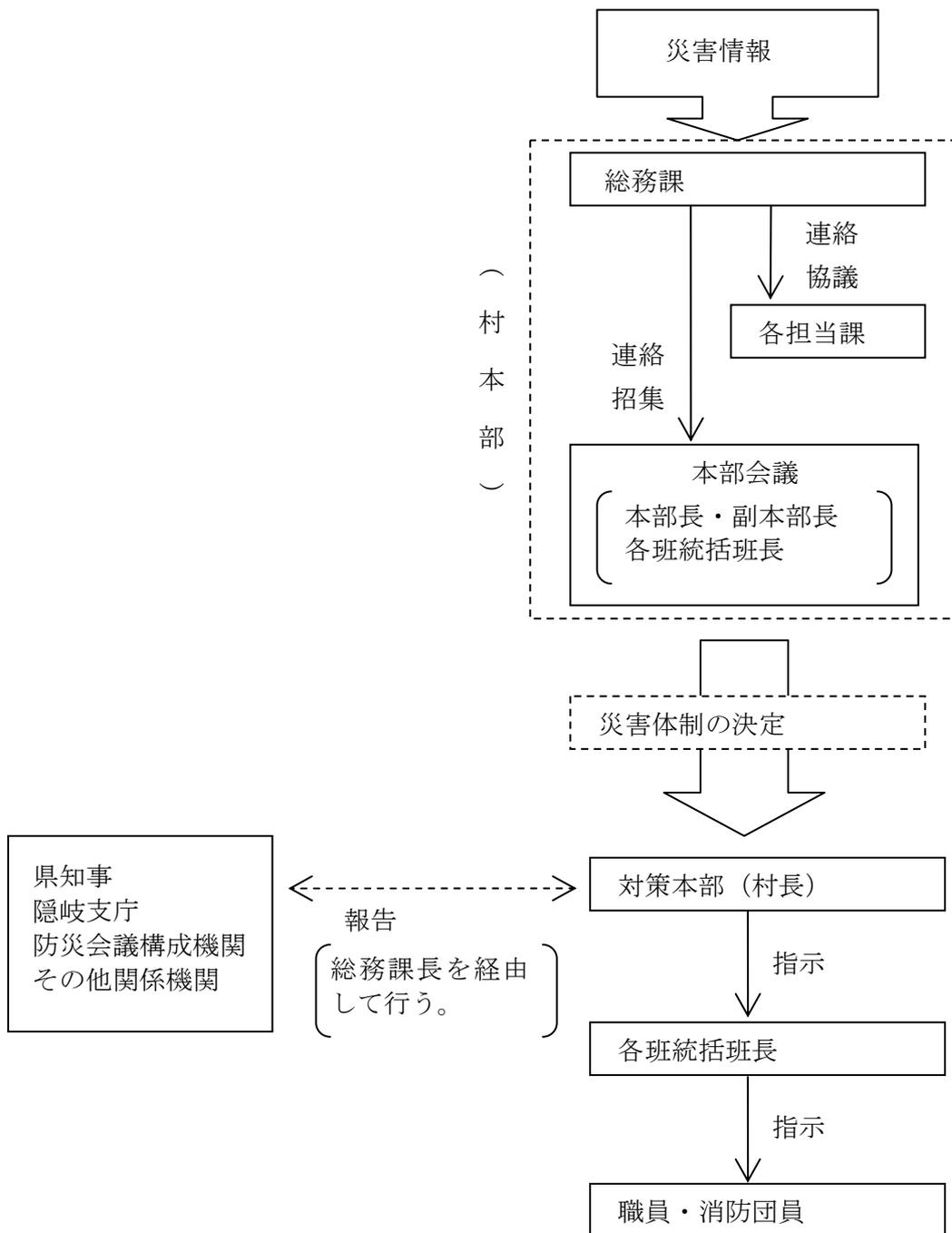
村における職員の動員は、次の系統で伝達し動員するものとするが、各課においては、それぞれ責任者においてあらかじめ動員の系統、動員順位、連絡方法等について、具体的に計画するものとする。

また、村長は、必要に応じ、現地協力者（区長）等に情報提供等の協力を依頼するものとする。

① 災害対策本部設置前



② 災害対策本部設置後



(6) 連絡方法

災害体制の決定、対策本部の設置及び動員の通知は、無線・電話伝令等もっとも迅速な方法により通知するものとする。

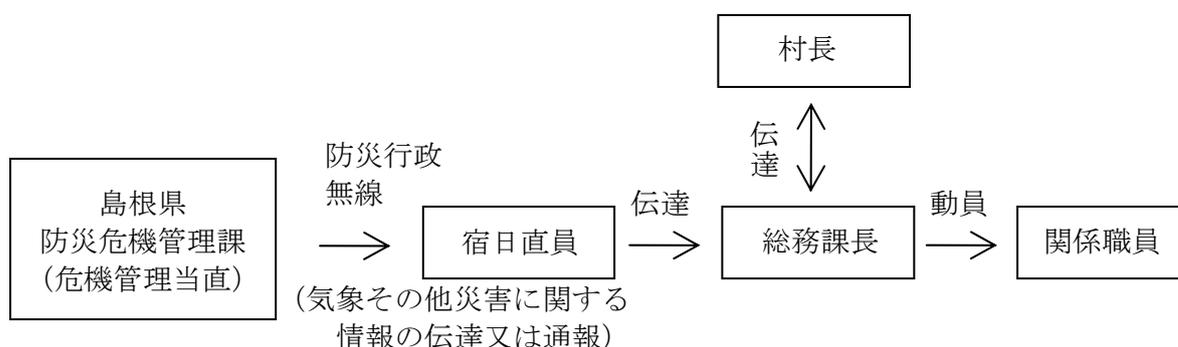
ただし、通信施設の途絶等通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合には、NHK松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ及びFM山陰に要請するものとする。

(7) 対策要員の心掛け

対策要員は、常に気象情報等に注意し緊急事態の発生又はそのおそれがあると判断したときは、動員の通知があるなしに関わらず積極的に登庁し待機するように心掛けるものとする。

(8) 勤務時間外<sup>(※1)</sup>における連絡及び動員

- ① 総務課長は宿日直員から災害に関する情報を受けたときは「体制別動員計画」に基づき、関係職員に対して配備のため緊急連絡の措置をとる。
- ② 総務課長は宿日直員から伝達された情報について、必要があるときは、関係課長と情報を交換し、又は非常体制の措置について協議連絡する。また、必要に応じて村長に伝達し、指示を受ける。



(9) 災害時における各班担当地区

災害時における情報収集活動をより円滑に行い、災害対策の判断を迅速かつ効果的に下すために村内に巡視を行う。

巡視は2名1組を原則とし、下記の地区割に基づいて行う。

班名	担当地区等
総務班	郡・大江、各班の連絡調整
村民福祉班	来居・古海
建設班	仁夫
産業班	多沢・薄毛

※1 勤務時間外とは、次の時間帯をいう。

ア 平日0時00分から8時30分まで及び17時15分から24時00分までの間

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ 年末、年始（12月29日から1月3日） 全日

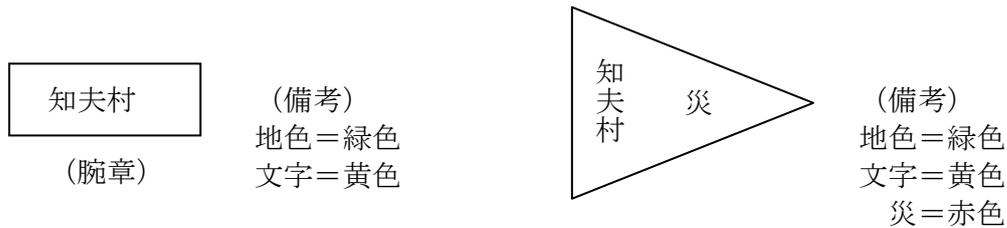
(10) 標識

① 腕章

村長、副村長、課長その他の職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、腕章を常用するものとする。

② 標旗

災害時において使用する村本部の車輛には、規則等において別段の定めがある他は、原則として別図による標記をつける。



3. ボランティアへの応援協力、受入れ、労働雇用等

関係機関において災害応急対策を実施するために当該機関の災害応急対策員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うことを原則とするが、不可能な場合においては、次の応援要請事項を示して、対策本部へ要請するものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請<sup>(※1)</sup>については、第20節において定めるとおりとする。

(応援要請事項)

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考事項

※1 自衛隊法第83条

## (1) 地域ボランティアの応援協力

### ① 協力要請団体

村長は、関係機関からの要請に基づき、必要と認めるときは、協力要請対象団体のうち適宜団体の責任者又は管理者に協力を求める。

ア 各地区の自主防災組織

イ 社会福祉協議会

ウ 日本赤十字社奉仕団その他労働奉仕を申し出た団体（災害ボランティアを含む）

### ② ボランティア活動の内容

災害時におけるボランティア活動の内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とし、概ね次のとおりとする。

（想定される作業内容）

ア 災害・安否・生活情報の収集・広報

イ 炊き出し、その他災害救助活動

ウ 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳

エ 清掃、保健衛生活動

オ 災害応急対策物資・機材の輸送・配分

カ 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

キ 災害応急対策事務の補助

ク その他災害応急対策に関する業務

## (2) 災害ボランティアの受入、調整、派遣

### ① 災害ボランティアニーズの把握

村、県、社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

### ② 災害ボランティアの受付、登録、派遣、撤収

村はボランティアの活動拠点を提供し、ボランティア関係団体、機関と連携し、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を支援する。

ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

ウ ボランティアの斡旋

村が社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対し、ボランティアの斡旋を要請した場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアを斡旋する。

### ③ 被災地における災害ボランティア支援体制の確立

村、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

また、村はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整えとともに、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援を行う。

### ④ ボランティアとの連携強化

#### ア ボランティアの育成及び連携

村及び社会福祉協議会は、ボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備及び次のような事業を実施し、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

(ア) ボランティア広報紙の発行

(イ) ボランティア、コーディネーターの養成・研修事業の実施

(ウ) 専門ボランティアの登録及び、研修の実施

(エ) 自主防災組織やボランティア団体等との連携を図るとともに、活動を支援する。

#### イ 避難所における村又は社協職員とボランティアとの関係

ボランティアは、被災者を援助するパートナーであり、お互いに協力して被害の軽減を図る。

### (3) 労務者の雇用

災害応急対策実施のために必要な労務者雇用供給は、関係機関の要請により、対策本部において調整の上実施するが、この場合、賃金等費用は、要請機関において負担するものとし、申込み手続は次のとおりとする。

(申込み手続)

① 求人者名

② 求人数及び作業内容

③ 就労現場名及び場所

④ 就労期日

⑤ 賃金

⑥ 就労現場責任者名

⑦ 就労現場が徒歩通勤距離 2 km以上のときの労務者の輸送方法

(注)

- ・交通機関を利用して輸送するときは、交通費を支給すること。
- ・賃金は、現場で作業終了後本人に支払うこと（日払いとする。）。
- ・日雇雇用保険、健康保険印紙を貼付すること（本人負担分保険料は、賃金から差し引くこと。）。

#### 4. 協力命令、従事命令<sup>(※1)</sup>

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によって、なお不足し、他の供給の方法がないようなときは、協力命令及び従事命令等の方法により、必要な労務確保を図る。

##### (1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

従事命令、協力命令の種類及び執行者等は、次の表に掲げるとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員及び消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長 又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第24条	知事
	協力	〃 第25条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条 第1項	知事、村長(委任を受けた場合のみ)
	協力		
災害応急対策作業 (全般)	従事	〃 第65条第1項	村長
		〃 第65条第2項	警察官又は海上保安官

##### (2) 従事命令、協力命令の対象者

従事命令、協力命令の種別による従事者等対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法 による知事の従事命令)	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 ⑥ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑦ 船舶運送業者及びその従事者 ⑧ 港湾運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業 (協力命令) ※村長が委任を受けた場合のみ	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般(災害対策基本法)による村長、警察官、海上保安官の従事命令	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

※1 災害対策基本法第71条等

(3) 従事命令、協力命令の執行

村本部における従事命令、協力命令の執行については、災害対策基本法第65条第1項に基づく災害応急対策のための従事命令とするが、知事に委任されたときは、災害対策基本法第71条に基づく災害応急対策のための従事命令、協力命令も執行する。

なお、警察官、海上保安官が災害対策基本法第65条第2項に基づいて従事命令を執行したときは、所轄警察署長、海上保安官署の長に報告すると共に村長に通知する。

(4) 公用令書の交付<sup>(※1)</sup>

災害対策基本法第71条に基づく従事命令、協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、次の令書を交付する(知事から委任を受けたときは、村長が交付する)。

なお、「(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者」表中に掲げる、消防作業、水防作業の際発する従事命令及び災害対策基本法第65条第1項、第2項を根拠とする従事命令については令書の交付は必要ない。

- ① 災害対策基本法による従事、協力命令
- ② 同上命令の変更命令
- ③ 同上命令の取消命令

(5) 従事できない場合の届出<sup>(※2)</sup>

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業を従事又は協力することができない場合には、事由を付して知事に届け出る。

(6) 損害補償<sup>(※3)</sup>

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疫病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

---

※1 災害対策基本法第81条、災害救助法第24条、第25条

※2 災害救助法施行規則第4条

※3 災害対策基本法第82条、災害救助法第29条、消防法第36条の2、水防法第34条

区分	災害救助 (知事命令)	災害対策基本法 (知事命令)	村長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」に係る損害補償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 第1種障害補償 第2種障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

### 第3 災害時における通信手段の確保

被害状況その他災害の状況の報告、収集等の方法は、知夫村防災行政無線通信施設、島根県防災行政無線通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、困難な場合には次の方法のうち実情に即した方法で行う。

なお、通信設備の有線利用又は使用<sup>(※1)</sup>については、法令に基づく手続又はあらかじめ協議をしておく。

#### 1. 有線通信施設の優先利用によるもの

有線通信施設の被害のため、緊急通話の確保等連絡不十分な状況においては、災害対策基本法第57条の定めるところにより、有線通信の優先利用による通信の確保を図る。

##### (1) 非常電話による通信

非常・緊急通話扱いとする。

##### (2) 警察電話による通信

警察機関を通して通報する。

##### (3) その他

その他海上保安業務、気象業務、自衛隊等の有線通信の利用により通報する。

#### 2. 無線通信によるもの

災害時においては、防災行政、警察等無線局においても、その業務上の通信のため無線通信も極めて輻輳<sup>(※2)</sup>するので、有線通信施設被災のため他に方法がない場合に限り、無線通信を利用する。

※1 災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条  
(関連) 電波法第74条、有線電機通信法第3条、電気通信事業法第8条、有線電気通信法第8条

※2 輻輳(ふくそう): 通信が1カ所に集中してこみあうこと

無線局が指定された通常の目的以外の通信を行うときは、電波法第52条の規定により、非常通信の取扱となるので、次の基本条件を留意の上利用する。

(非常通信利用の基本条件)

- (1) 非常通信は、人命財産の危急に関するとき等災害の事態に際して発動し得る無線連絡方法である。
- (2) 非常通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するとはいえ災害時においては各無線局の疎通能力も相当低下する上、当該通信体系本来の災害対策通信が輻輳し、無線局はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼に係る非常通信を取り扱う余裕がない場合もあり得る。
- (3) 非常通信の実施を要する者は、その場合公衆通信施設が利用できない条件にあることを確認しなければならないが、非常通信を実施するか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすべきものである。
- (4) 非常通信の依頼は、島根地区非常通信協議会において主要無線局又は村備え付けの頼信紙を使用することを原則とする。急を要するときは、普段の電報依頼形式とする。

(非常通信の内容)

非常通信における通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずる。

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報（主要河川の水位に関するものを含む）及び天災その他災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救助に関するもの
- (9) 非常災害事態発生の場合における陸上輸送、海上輸送、航空輸送に関するもの
- (10) 道路、電力施設、電信電話回線の破損又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 防災機関相互間の発受する災害救援、その他緊急措置に関する労務、施設、設備物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの
- (13) 災害救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社、又は放送局が発受するもの

(非常通信取扱無線局)

無線局は、使用電力又は使用電波の周波数等により、電波の通達距離も異なるので、どの無線局とでも自由に交信できないが、中継によって処理するので、附属資料に掲げる無線局へ依頼する。

(移動無線局)

非常通信に際して、通信途絶のため特に必要が認められるときは、関係機関に常備している移動無線局の派遣も可能であるので、この場合においては島根地区非常通信協議会（附属資料参照）へ要請する。

### 3. 有線施設途絶時における措置

有線通信施設が被災のため、通信途絶の状態になった場合においては、災害対策に重大な支障をきたすおそれがあるので各機関は次のとおり措置する。

#### (1) 村の通報義務

有線電信電話が不通になったときは、村は最寄りの県関係地方機関又は警察へ適当な方法によって有線電信電話が不通になった旨連絡する。

#### (2) 県関係地方機関又は警察署のとりべき措置

有線電信電話の不通について村から通知のあったとき又は他の方法によって不通を承知したときは、最寄りのN T T事務所に復旧見込み等必要な事項について照会し、無線通信等もっとも迅速な方法によって県又は県警察本部に連絡する。

#### (3) 県又は県警察本部のとりべき措置

有線電信電話不通の通報を受けたときは、直ちに相互連絡し、必要な対策について協議の上、移動無線機の現地派遣、自衛隊の通信隊の災害派遣等必要な措置を行う。

#### (4) 住民に対する措置

村は有線電信電話が不通になった場合は、防災行政無線によりその旨周知する。

## 第4 災害情報の収集・伝達及び報告

### 1. 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置<sup>(※1)</sup>

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われるものとする。

#### (1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害を発見した者は直ちに村長又は警察官、海上保安官若しくは消防機関に通報しなければならない。

#### (2) 警察官、海上保安官又は消防機関

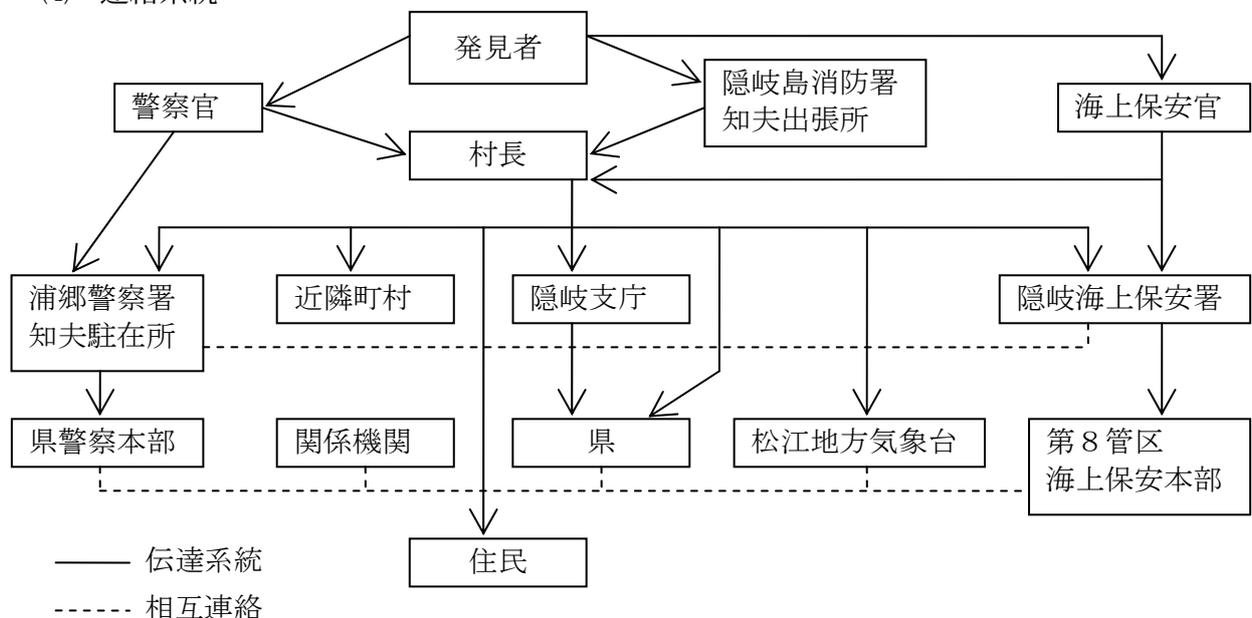
発見者から通報を受けた警察官、海上保安官又は消防機関は、速やかに村長に通報する。

#### (3) 村長

発見者、警察官、海上保安官又は消防機関から通報を受けた村長は、遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民に周知<sup>(※2)</sup>をはかる。

- ① 松江地方気象台
- ② 浦郷警察署知夫駐在所又は隠岐海上保安署
- ③ 隠岐島消防署知夫出張所
- ④ 島根県隠岐支庁
- ⑤ 災害に関係ある近隣町村長

#### (4) 連絡系統

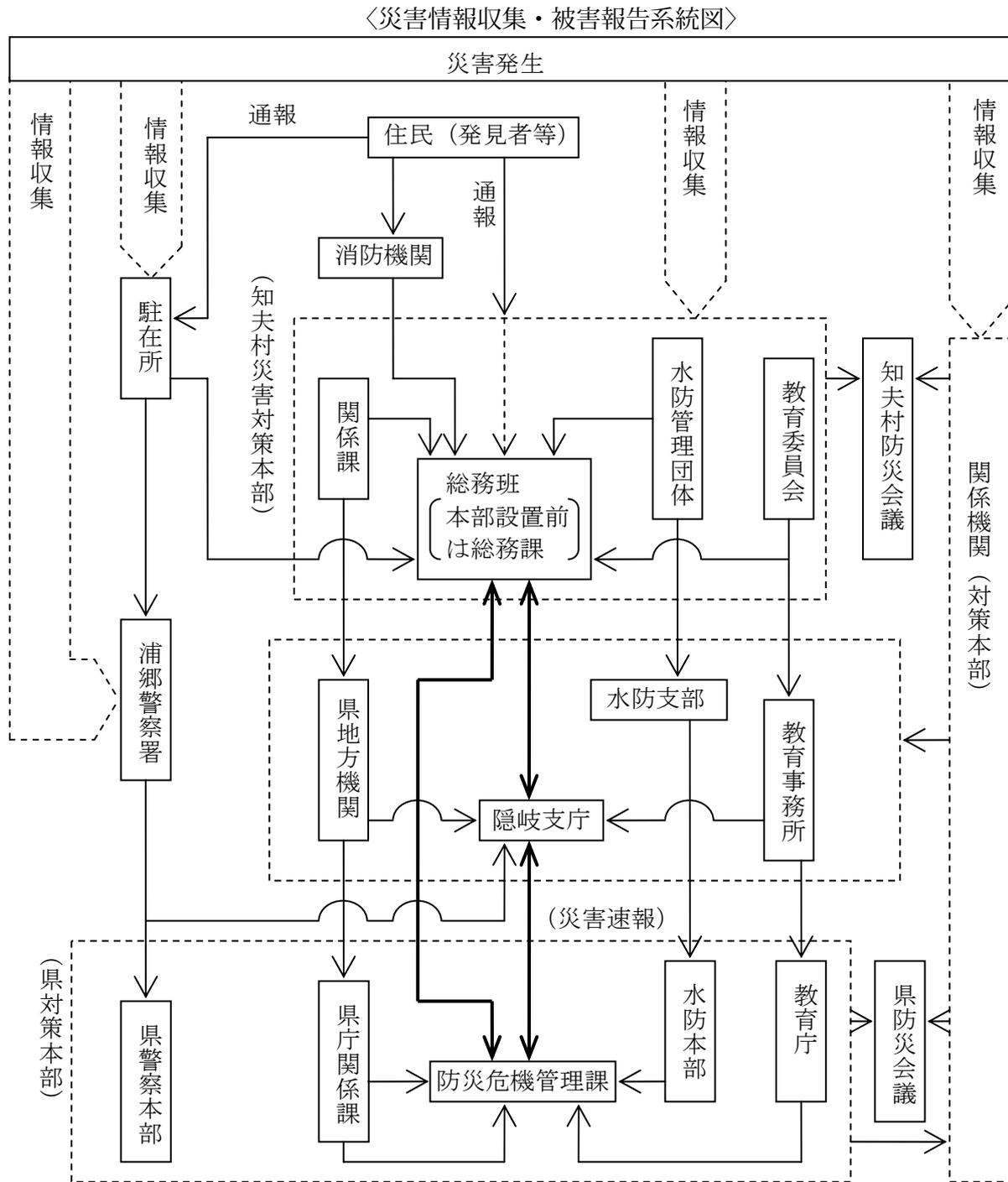


※1 災害対策基本法第54条  
(関連) 消防法第24条、水難救護法第2条

※2 災害対策基本法第52条  
(関連) 気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条

## 2. 情報収集、伝達及び報告系統図

災害情報の収集、伝達の系統は概ね次のとおりとする。



### 3. 被害状況の把握及び調査

被害状況に係る調査は、的確な情報判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

#### (1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関においては、それぞれの機関の業務に関わる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査方法については、あらかじめ災害対策責任者において体制を整備しておく。

#### (2) 村における調査

##### ① 調査の実施者

ア 村長は、村内における各種の災害並びに公共建物及び公共土木等施設の災害については、村の関係機関又は所轄課において調査する。

イ 村長は、県管理の公共建物及び公共土木等施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通報する。

##### ② 調査の種類

調査は災害時期別に次のとおり行う。

###### (発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

###### (中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

###### (確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、又は復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

##### ③ 調査事項

附属資料に定める被害報告様式の内容について調査する。

##### ④ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準Ⅰによる。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準Ⅱによる。

判定基準 I

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認された者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) り災者	り災世帯の構成員
	(5) り災世帯	住家に(8)、(9)、(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を1つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
建物の被害	(7) 住家	現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の破損、焼失若しくは流失した部分の床面積が当該住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、当該住家の損壊割合が50%以上に達した程度のものとする。住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする(半壊、半焼も同様)。
	(9) 住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が当該住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、当該住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水が当該住家の床上に達した程度のもの、若しくは土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの、又は家屋の一部が破損した状態をいう(窓ガラスが数枚破損した程度の軽微な被害は含まない)。

建物の被害	(11) 床上浸水	浸水が当該住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達しているときは、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水が当該住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農地被害	(14) 流失	当該筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm未満の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない程度の状態のもの。
漁船被害	(19) 大破	復旧経費が、被災前における当該物の価値の1/2に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が、大破には達しないが、被災前における当該物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21) 小破	復旧経費が中破に達しないが、平常時における維持修繕費では復旧できない程度のもの。

(資料) 島根県地域防災計画(基本計画編)

#### 判定基準Ⅱ(即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	} 判定基準Ⅰと同じ
非住家	
道路損壊	
橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地滑り等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を与えたもの。
船舶被害	ろかいのみを持って運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
ろかい等による舟	
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数

水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
ため池水路決壊	ため池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度
堤防の決壊	河川（湖）等堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の障害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁協施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの

（資料）島根県地域防災計画

（参考：雪害による人的被害の基準）

ただし、昭和59年2月24日付、各都道府県消防防災主管課あて消防庁防災課事務連絡による。

雪害による人的被害として計上する必要がある事案の原因としては、

- (1) 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
- (2) 雪崩に車輛等が巻き込まれたことによるもの
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転倒したことによるもの
- (4) 屋根雪等の落下によるもの
- (5) 排除雪中に川等に転落したことによるもの
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じこめられ、一酸化炭素中毒症になったもの、又は凍死したもの
- (9) 吹雪により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、除雪機が横転し下敷きになったもの等を含む。

等があげられる。

（注1）雪道を歩行中転倒して負傷（死亡）した場合、雪道を走行中の車輛等のスリップ、追突によって負傷（死亡）した場合はいずれも雪害には関係しない。

（注2）脳卒中、心筋梗塞等いわゆる「疫病」は、原則として雪害には該当しないが除雪作業中、又はその直後に発症した疫病のうち、

- (1) 明らかに当該除排雪作業が該当によって通常の労務と比較して著しく過重であったこと、
  - (2) 当該疫病の発症が直接明らかに当該排除作業に起因すること
- 等が客観的に認められる場合に限り雪害に該当する。

#### 4. 災害状況の通報及び被害報告

##### (1) 関係機関が行う通報及び報告

- ① 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害状況等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行うが、村防災会議を構成する機関においては、掌握した村内の災害状況等を次により速やかに災害対策本部に通報する。

(通報事項)

- ア 災害の原因
- イ 災害発生の日時
- ウ 災害発生場所
- エ 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- オ 応急措置（事前措置を含む）の概要
- カ 復旧状況
- キ 今後の措置方針
- ク 災害対策本部設置の有無
- ケ その他必要と認める事項

- ② 災害対策本部長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。

(2) 県及び村における通報及び報告

① 通報責任者

県本庁、地方機関、県警察本部、県教育委員会、村の関係機関及び各課は、あらかじめ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の通報を円滑に行う。

② 村における被害状況の情報収集及び報告

ア 災害が発生したときは、各担当課長は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに総務課長に報告すると共に、その後の状況についても逐次報告する。

イ 総務課長は、アにより報告を受けた被害の状況等を村長に報告する。

③ 村から県への被害状況報告

村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム（総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話）等により直ちに県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

ア 各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

イ 災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により直接県防災危機管理課（本部設置後は事務局）及び支庁県民局（地区本部設置後は地区本部総務班）に報告する。

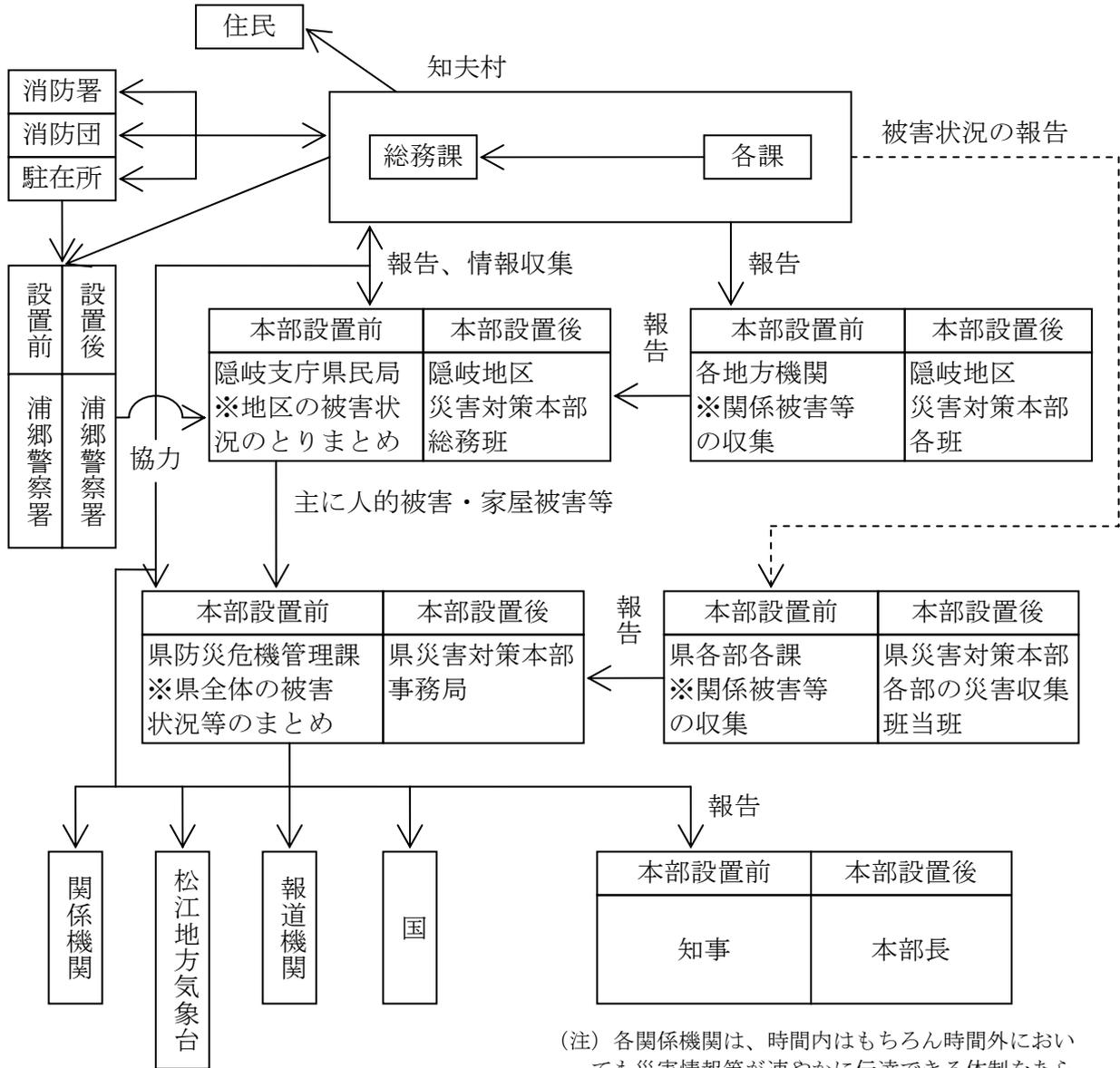
ウ 被害状況の報告にあたっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

エ 被害規模を早期に把握するため、村（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

④ 村から国への被害状況報告

村が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、村は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。但し、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

(3) 災害状況の通報及び被害状況の報告<sup>(※1)</sup> 系統図



(注) 各関係機関は、時間内はもちろん時間外においても災害情報等が速やかに伝達できる体制をあらかじめ整えておく。

※1 災害対策基本法第53条

(4) 報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

区別	報告内容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	<p>直ちに報告</p> <p>直ちに</p> <p>①②③④のいずれかが判明次第</p>	緊急を要するものであるため、昼夜間を問わず電話・電報・無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	<p>概況が判明次第、随時</p> <p>概況が判明次第、随時報告。ただし、隠岐支庁県民局が行う集計確認の時期については、被害発生状況により防災危機管理課より別途指示する。</p>	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	<p>逐次（様式第6号・22号）</p> <p>13時までに報告</p> <p>14時までに報告</p> <p>（様式第2号・5号・7号）</p> <p>被害等の状況が判明次第逐次報告。ただし、県の出先機関が行う集計報告は、13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに進行。</p>	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるので関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同上	<p>（災害発生即報に係る措置状況等）</p> <p>20日以内</p> <p>20日以内</p> <p>災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告</p>	災害復旧計画等のもとなるので正確を期すること。

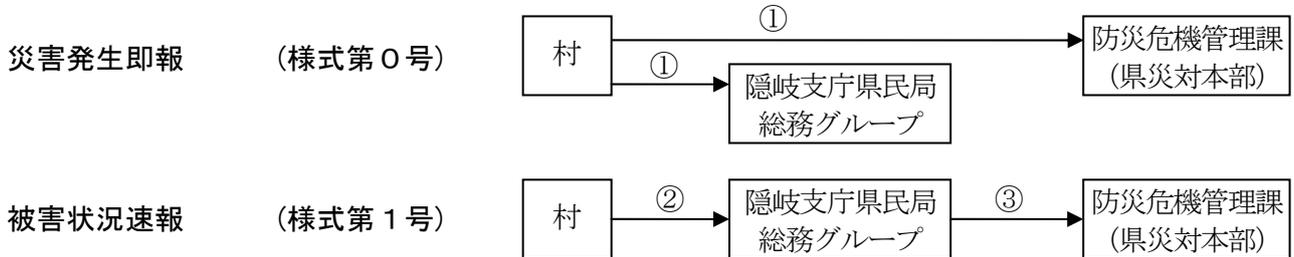
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後には災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(5) 報告様式及び様式別報告系統

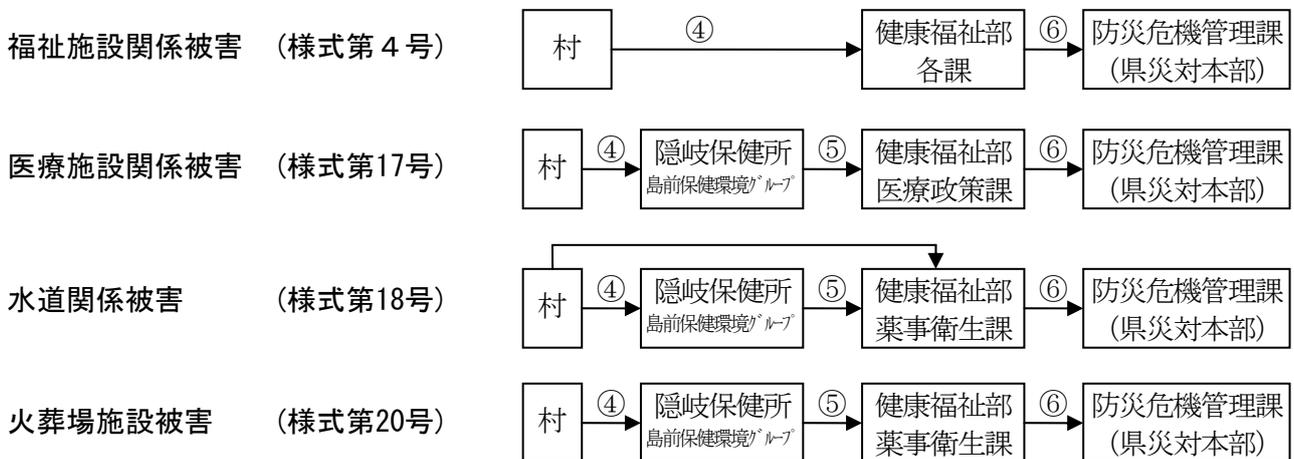
速報、詳報及び確定報告の様式は附属資料に定めるとおりである。

報告様式別報告系統は次のとおりである。

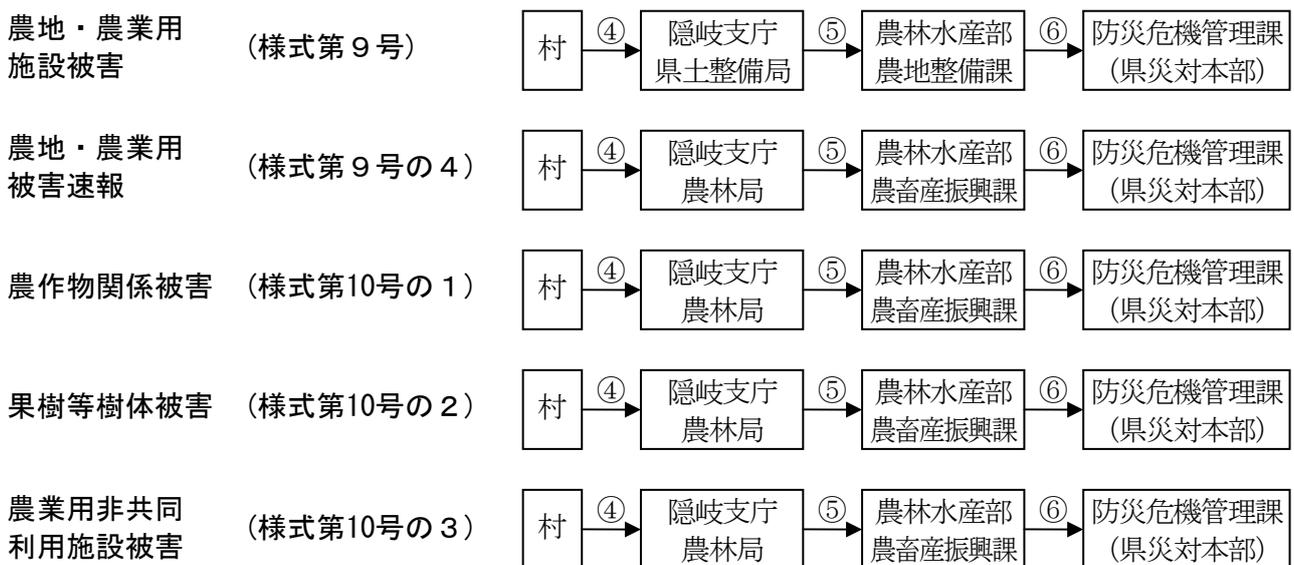
ア 総務課関係

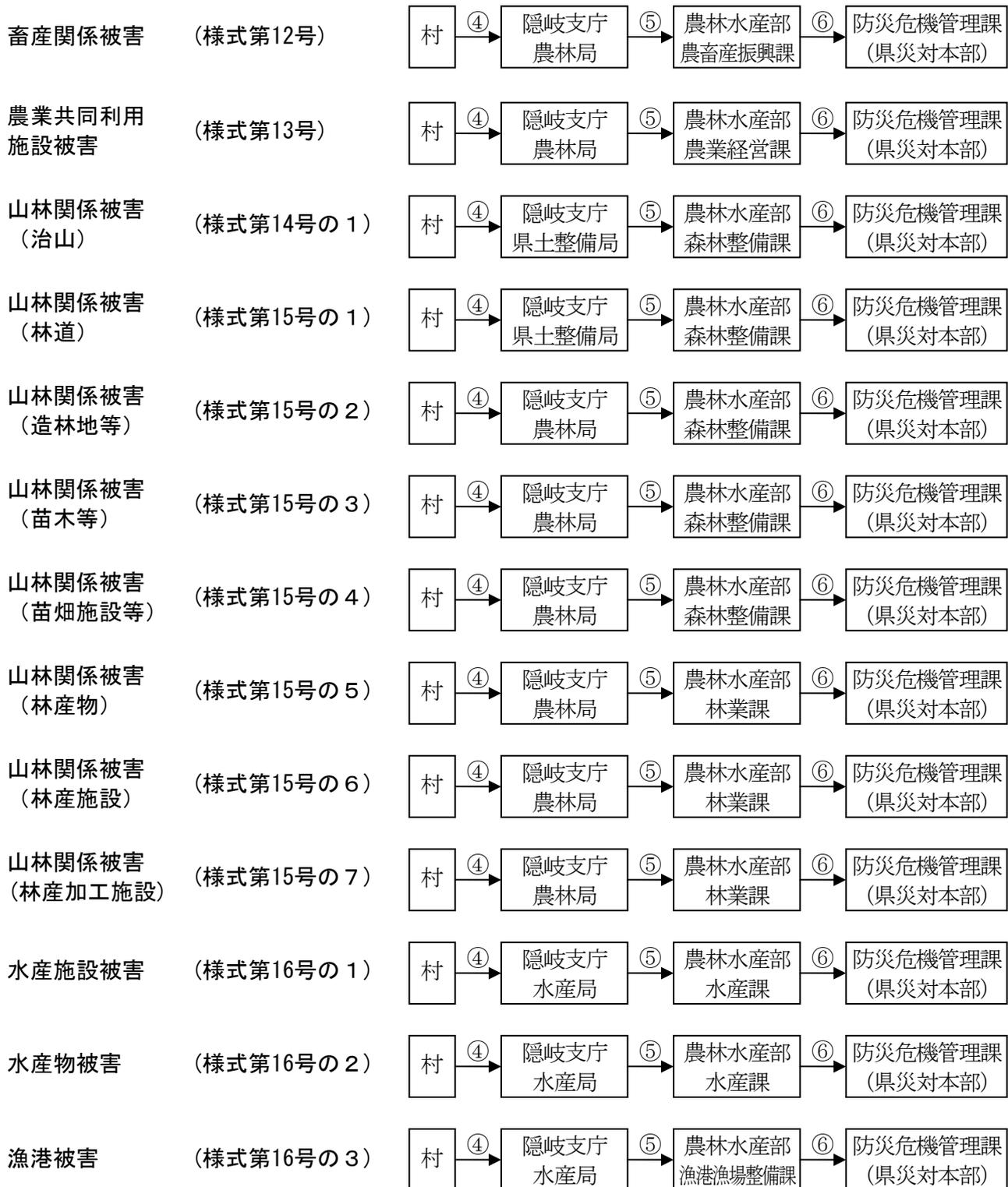


イ 村民福祉課関係

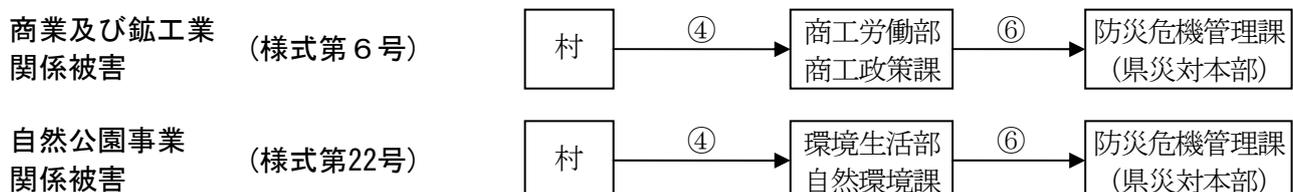


ウ 産業課関係

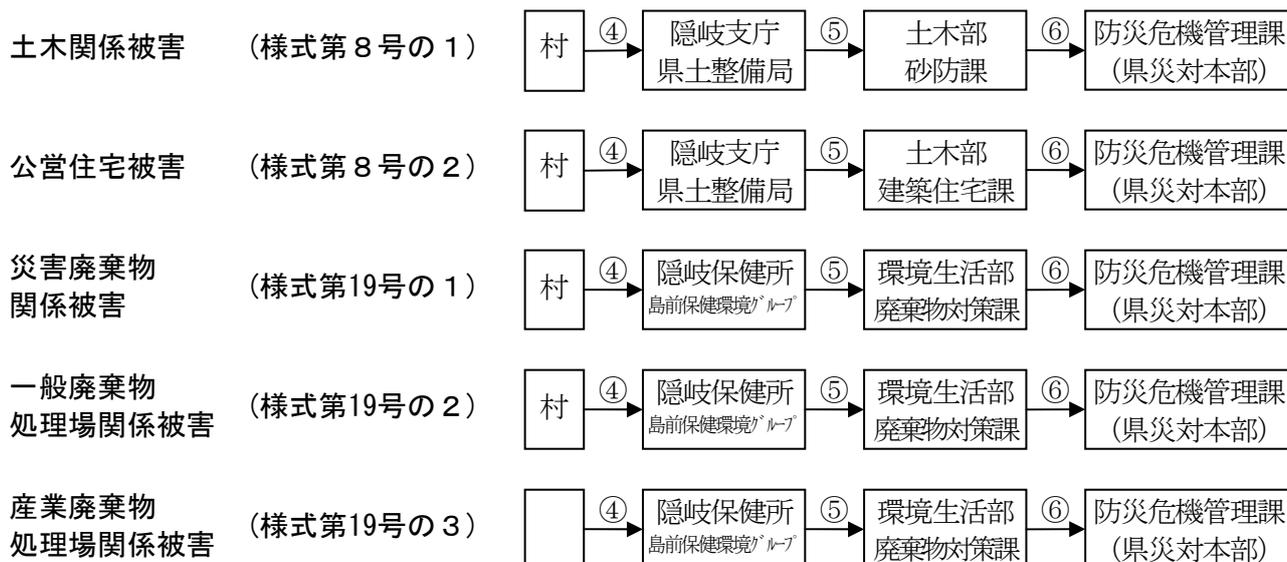




エ 観光振興課関係



オ 建設課関係



カ 教育委員会関係



- 凡例

  - ①：「即報報告」による報告
  - ②：「被害速報」による報告
  - ③：「被害速報集計確認」による報告
  - ④：「被害詳報」による報告
  - ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
  - ⑥：「被害詳報県計報告」による報告

(資料) 島根県地域防災計画

## 第5 災害広報

村及び防災関係機関は、災害時の混乱した事態に民心の安定や秩序の回復を図るとともに、被災地での自主防災活動において適切な判断による行動がとれるよう、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、あらゆる広報媒体を利用して、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するものとする。

災害広報にあたっては、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など村民が守るべき防災活動上のルールについての広報の重要性に留意するとともに、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に十分配慮するものとする。

### 1. 広報の内容

村は、村における災害に関する村民への広報並びに村内外への支援要請の災害広報を、防災関係機関と連携して実施する。その際、以下に示す風水害等災害の時系列に対応した災害広報を実施する。

また、避難所等に避難した者に対しては、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等の発令下で二次災害の発生が懸念される場合に、むやみな移動（帰宅行動）を思いとどまらせ、冷静な行動を促す。

#### (1) 警戒・避難期の予報及び警報の広報

- ① 雨量、河川水位、潮位等の状況
- ② 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ③ 村民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- ④ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

#### (2) 災害発生直後の広報

- ① 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
- ② 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- ③ 道路交通状況（交通規制等の状況、復旧状況等）
- ④ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- ⑤ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

#### (3) 応急復旧活動段階の広報

- ① 村民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- ② 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

#### (4) 支援受入れに関する広報

- ① 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
- ② 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

#### (5) 被災者に対する広報

村による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

#### (6) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

## 2. 広報の方法

災害広報の方法は、村が保有する広報手段を最大限活用し、避難勧告等の伝達の方法に準じて行うものとし、防災関係機関相互の連絡をできる限り密にして行う。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請するものとする。

## 3. 要配慮者等への配慮

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行うものとする。

## 第6 災害救助法の適用

村長は、地域内における災害の状況により、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告すると共に、災害救助法の適用について要請する。

### 1. 災害救助法の実施機関

- (1) 知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施<sup>(※1)</sup>し、村長は知事を補助<sup>(※2)</sup>する。
- (2) 村長は、救助を迅速に行うため、救助の実施に関する権限の一部を知事から委任されている。<sup>(※3)</sup>
- (3) 日本赤十字社島根県支部長は、医療、助産及び死体の処理に関する救助の実施について、知事から委託を受けてこれを実施する。<sup>(※4)</sup>

### 2. 災害救助法の適用基準及び適用手続き

村は、以下の各号の適用基準<sup>(※5)</sup>に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、当該基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると認めたときは、直ちにその旨を県に報告する。

- (1) 当該災害により、村内の住家が30世帯以上滅失したとき。(1号基準)
- (2) 当該災害により、村内の住家が15世帯以上滅失し、かつ、県内の住家が1,000世帯以上滅失したとき。(2号基準)

※1 災害救助法第2条、第17条

※2 災害救助法施行令第13条第2項

※3 災害救助法第13条第1項、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条別表7の項、島根県災害救助法施行細則第29条

※4 災害救助法第16条

※5 災害救助法施行令第1条各号

- (3) 当該災害により、村内に現に救助を必要とする被害が発生し、かつ、県内の住家が5,000世帯以上滅失したとき。(3号前段基準)
- (4) 当該災害が、隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情にある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。(3号後段基準)
- (5) 当該災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、一定の基準に該当すること。(4号基準)

注1 (1)から(3)までにおいて、住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊半焼により住家が著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水や土砂の堆積等により一時的に住家に居住できなくなった世帯は3世帯をもって、1世帯とみなす。

注2 (4)において、「特別の事情」とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることである。

注3 (5)において、「一定の基準」とは、当該地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること、又は被災者に対する食品や生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、若しくは被災者の救出について特殊の技術を必要とすることである。

### 3. 村の実施事項

村長は、災害救助法による救助<sup>(※1)</sup>の実施に関する知事の権限のうち、次に掲げるものについて、委任されている。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急処理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

### 4. 災害救助法による救助の種類、対象及び期間

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内 着工	1. 基準面積は平均1戸当たり29.7m <sup>2</sup> であればよい。 2. 給与期間2年以内 3. 県外からの輸送費は別枠とする。 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

※1 第1条災害救助法第4条第1項、同法施行令第2条

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1. 避難所設置費には天幕借上 仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。 2. 輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他、生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	妊娠等の移送費は別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与する。
埋葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した場合は一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1. 自分では除去することができない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	災害発生の日から10日以内	

(注) 期間については、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

## 5. 強制権の発動

村長は、一定の業種の者の協力が得られず、迅速な救助業務の遂行に必要な人員、物資、施設等を確保するうえで、これらの者を救助に関する業務に従事させる必要があると認めるときは、災害救助法に定められた従事命令又は協力命令の執行を知事に要請する。

## 第7 自衛隊災害派遣要請<sup>(※1)</sup>

災害応急対策の実施にあたり、本村の組織等を高度に活用してもなお事態を收拾することができない場合、又は事態が急迫し緊急を要する状況にある場合は、人命又は財産の保護のため、知事に自衛隊の災害派遣を要請することを要求又は自ら要請し、当該災害派遣部隊の受入れ体制を整える。

### 1. 自衛隊の災害派遣の原則及び要請基準

#### (1) 災害派遣の原則

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性の原則	差し迫った必要があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

※1 自衛隊法第83条、自衛隊法施行令第106条

## (2) 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護を目的として、派遣要請の3原則をみたまものについて行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- ① 人命救助のための応援を必要とするとき
- ② 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の予防措置のため応援を必要とするとき
- ③ 村内で大規模な災害が発生し、応援措置のため、応援を必要とするとき
- ④ 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- ⑤ 主要道路の応急復旧に必要とするとき
- ⑥ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

なお、予防措置のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

## 2. 災害派遣部隊の活動内容等

### (1) 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の救助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を救助する。
避難者等の 搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路又は 水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開若しくは除去にあたる。
応急医療、防疫等 の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の 緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機の輸送は、特に緊急を必要と認められるものについて行う。
被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救助物資の無償 貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救助物資を無償貸付又は譲与する。

区分	活動内容
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる（災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置等）。

## (2) 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- ① 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとった時は、直ちに、その旨を村長に通報する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。
  - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令<sup>(※1)</sup>
  - イ 他人の土地等の一時使用等<sup>(※2)</sup>
  - ウ 現場の被災工作物等の除去等<sup>(※3)</sup>
  - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること<sup>(※4)</sup>
- ② 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。<sup>(※5)</sup> この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

## 3. 災害派遣要請の要求手続き

### (1) 知事に対する要求手続き

村長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めた場合は、知事に次の事項を記載した文書（附属資料「災害派遣要請依頼書」）を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 要請日時
- ⑤ その他参考となるべき事項

ただし、緊急に要する事態が急迫した場合には、とりあえず電話等により通知し事後速やかに災害派遣要請依頼書を提出する。なお、県地区災害対策本部が設置されている場合には、派遣要請した旨を通知する。

※1 災害対策基本法第63条第3項

※2 災害対策基本法第64条第8項

※3 災害対策基本法第64条第8項

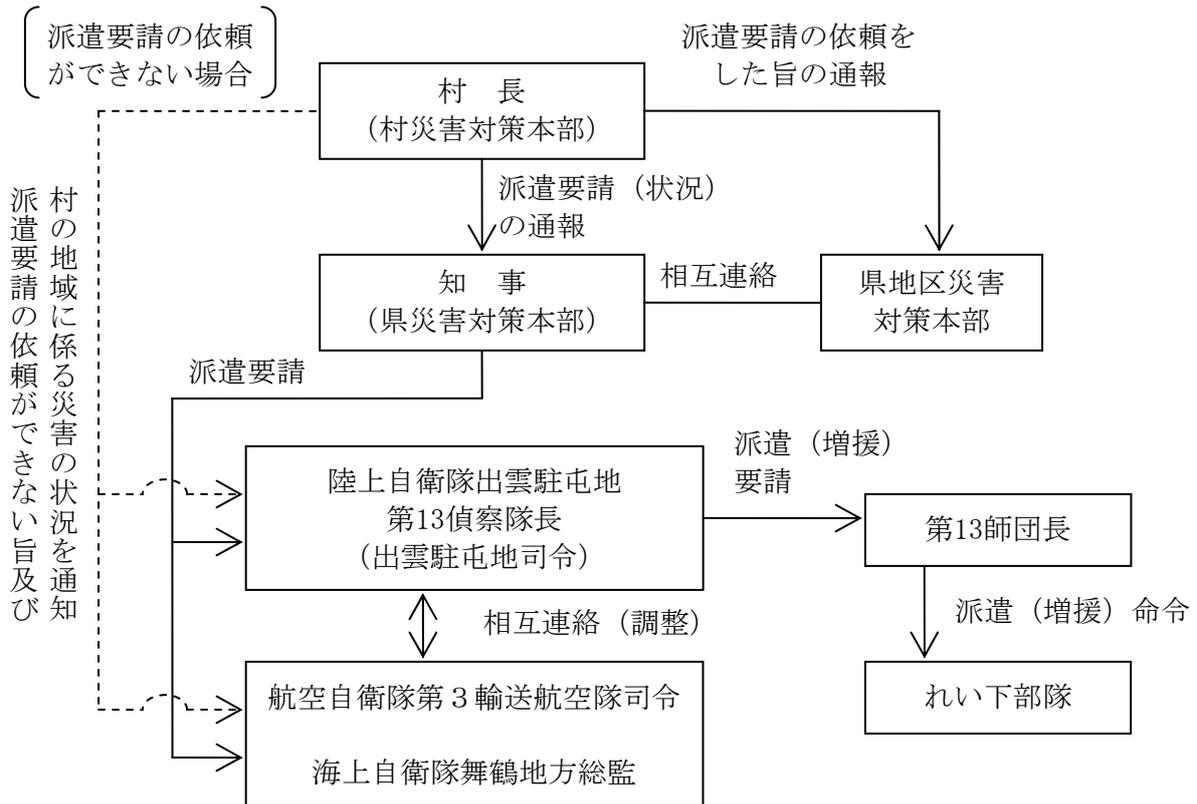
※4 災害対策基本法第65条第3項

※5 災害対策基本法第76条の3第3項

(2) 知事に対して要求ができない場合の措置

村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び村の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(災害派遣要請系統)



4. 派遣部隊の受入れ体制の整備

災害派遣部隊の受入れについては、次の体制を整える。

(1) 連絡員

派遣部隊との連絡については、直接派遣部隊と行うことなく県の連絡職員を通じて行う。

(2) 準備

- ① 宿営地の選定、経路の交通規制、誘導、作業に必要な資器材の集積確保、ヘリポートの設置等については、県及び関係機関と密接な連絡調整をはかり、所要の措置をとる。(ヘリポートは別記)
- ② 航空機による物料投下が決めたときは、直ちに職員を投下地点に派遣し、物料投下についての現地指揮に当たらせる。
- ③ 住民に対し派遣部隊の活動に積極的に協力するよう要請する。
- ④ 派遣部隊が災害救助のための作業又は復旧作業を実施する場合に必要な資器材(部隊装備資材、食料、燃料、衛生資材等を除く。)は、県又は関係公共機関において準備するほか、村においてこれを準備する。

- ⑤ 村、県又は関係公共機関において災害救助のための作業又は復旧作業の実施に必要な資器材の調達が不可能な場合で、派遣部隊の訓練用物品を使用したときは、撤収後において部隊に返還することを原則とする。

## 5. 災害派遣部隊の撤収要請

村長は、自衛隊の災害派遣にかかる任務が完了したと認めた場合には、速やかに知事に対して、撤収の要請を依頼する。（附属資料「災害派遣撤収要請依頼書」）

## 6. 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

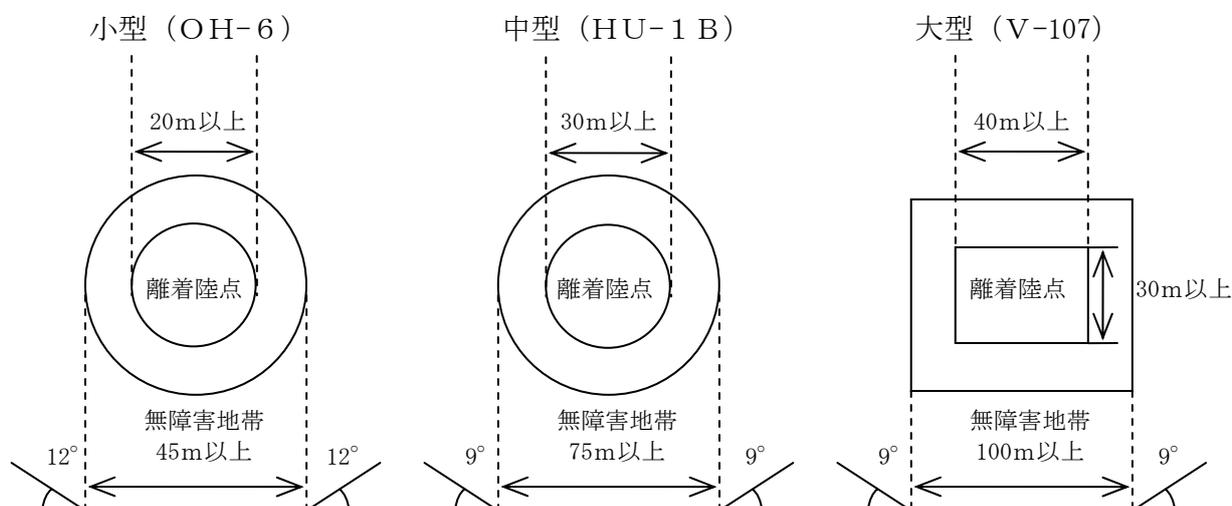
### (1) ヘリポートの設定

#### ① ヘリポートの設置

災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地は次のとおりとする。

発着予定地	所在地	電話番号
知夫村ヘリポート	知夫村273番地	030-374-7505
来居港		
竹の前		
赤ハゲ山		
仁夫先物揚場		

（離着陸のための必要最小限の無障害地帯）

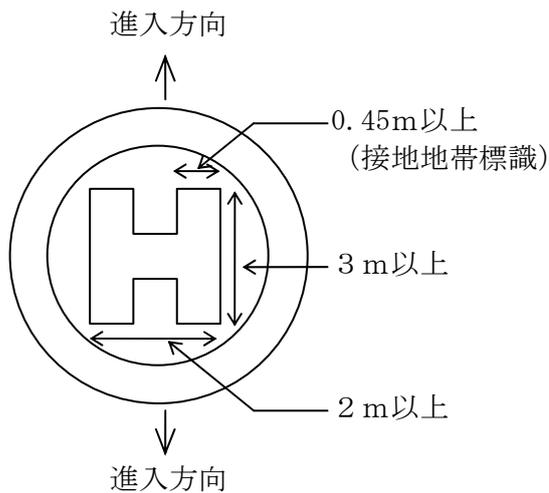


- ・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点である。
- ・無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域である。

#### ② ヘリポートの標識等

##### (標識)

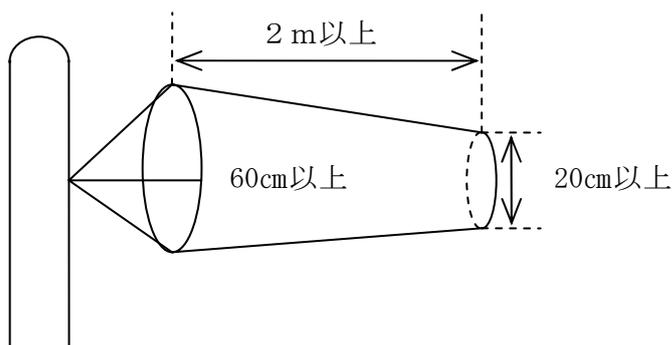
災害時におけるヘリコプターを派遣して着陸を要するときは、村長は着陸地点に次の標識をする。



半径 2 m 以上で石灰表示  
積雪時には墨等で明瞭に表示

(吹き流し (風向指示器))

無障害地帯外に吹き流し又は旗 (細長い布) を設置 (固定) し、ヘリコプターから風向が明視できる等準備する。



色は背景と反対色

大きさは基準であり  
緊急の場合は異なっても  
よい。

③ 危険防止の留意事項

- ア 発生時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点付近に物品等を放置しないこと。
- ウ 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

(2) 飛行機 (有翼機) による物料投下

天候、地形等により制限を受けるが次の要領により物料投下ができる。

① 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

投下地点を中心として半径 5 km の円内に、中心点を高度 0 として約 1.6 km の円周上に 300 m 以上の山又は障害物、約 3 km の円周上に 400 m、約 5 km の円周上に 500 m 以上の障害物がなく投下地点付近約 300 m 以内に人家が存在しないことが必要である。



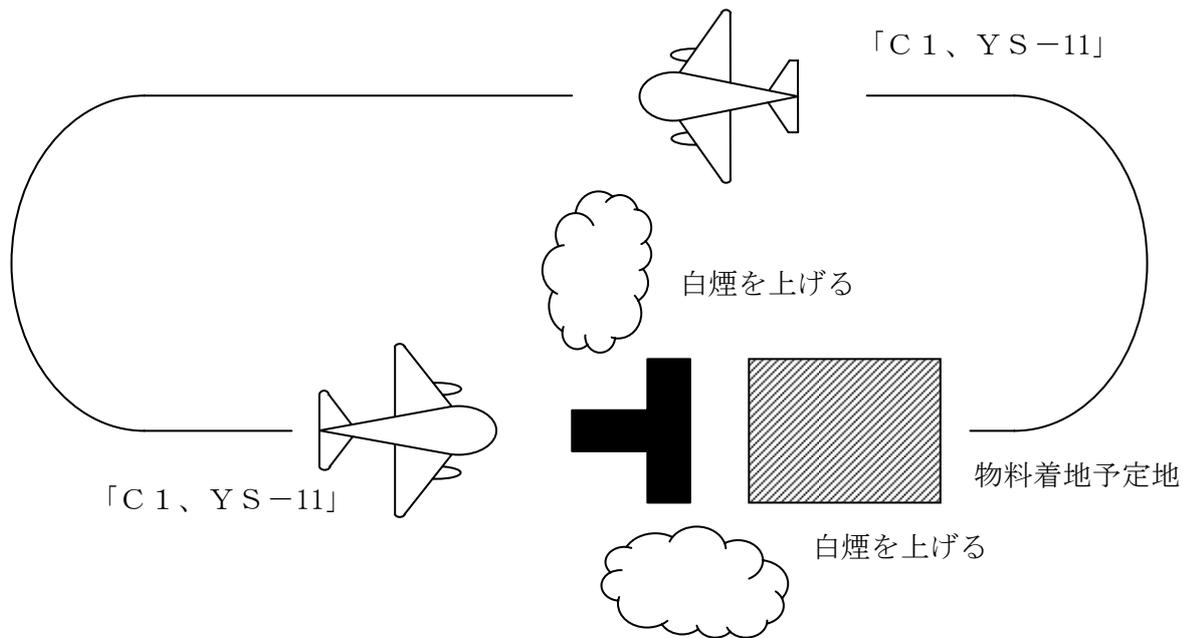
② 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約20枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右100mの地点で発煙筒又はたき火等により白煙を上げる。

(3) 飛行経路

① 投下高度 普通200～300mである。

② 飛行経路



(4) 投下物料の梱包

① 「C-1、YS-11」輸送機から物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個約10kgから1,000kgまでの範囲である。

② 梱包は、着地の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターの場合には状況によっては、簡易なものでよい。

③ ヘリコプターの輸送量は400kg程度であり、1個の容積は1m<sup>3</sup>以内で1人で持てる程度の梱包する。

④ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また着地速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危害防止に努めること。

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(5) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するのので、速やかに部隊に返送する。傘の洗濯は禁じられているから乾燥したのち付着した泥を布でぬぐい取っておく。

## 7. 経費の負担

### (1) 村が負担するもの

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として村が負担するものとし、その概要は次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が、救護活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借り上げ料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用量及び借り上げ料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料
- ④ 派遣部隊の救護活動実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- ⑤ その他救護活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と村長が協議するものとする。

### (2) 自衛隊の負担する経費は次のとおりとする。

- ① 部隊の輸送費
- ② 隊員の給与
- ③ 隊員の食糧費
- ④ その他部隊の直接必要な経費

## 第8 相互応援協力・広域応援要請

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して村や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国・県の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実する。

### 1. 市町村相互の応援協力・広域応援要請

#### (1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。
- ② 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

- ③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 村内の機関相互の応援協力

村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

## 2. 県防災ヘリコプターの応援要請

村長は、災害による被害を最小限に防止するため、以下の場合に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と認めた場合、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の規定により知事に県防災ヘリコプターの応援を要請する。

- (1) 災害が隣接町村等に拡大し又は与えるおそれのある場合
- (2) 村の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

## 3. 災害対策現地情報連絡員の応援要請

村長は、災害発生時の状況により村及び国が行う災害応急対策等の迅速かつ円滑な実施に資するため必要と認めるときは、「災害時における情報交換に関する協定書(リエゾン協定)」<sup>(※1)</sup>に基づき、国土交通省中国整備局長に現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を要請する。

## 4. 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、県は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備するものとする。

(1) 応援要請

- ① 村長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。
- ② 知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- ③ 知事は、要請にあたって事前に代表消防機関及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び村長に連絡する。
- ④ 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び村長に連絡する。

(2) 緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は災害発生地消防本部ごとに設置し、村長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長(広島市消防局の職員があたる)は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長は指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

---

※1 「災害時における情報交換に関する協定書」は、資料編を参照。

<指揮系統図>

(3) 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

## 第3節 災害応急対策活動

### 第1 避難収容活動

災害時における村長その他の避難の指示・勧告をする者（以下「避難指示者」という。）が行う避難の方法及び避難所の設置等は次のとおり行う。

#### 1. 避難指示等の周知徹底

(1) 関係機関に対する周知

避難指示者が、避難勧告等の発令基準に基づき、避難のため、避難準備情報<sup>(※1)</sup>を発令し、立退きの勧告又は指示を行うときは、状況の許す限り、避難する理由、避難の経路及び避難先、避難先の給食、及び救助措置等を説明する。また、島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約<sup>(※2)</sup>により、報道事業者の協力も得て、避難勧告及び避難指示が住民に迅速かつ確実に伝わるようにして周知徹底を図る。

(2) 住民に対する周知

村長及び関係各機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難所、避難経路等をあらかじめ住民に対して周知徹底を図る。

災害時において、避難指示者が避難のため立退きを勧告し、指示したとき、又はその周知徹底を受けたときは、村長は、関係機関と協力して住民にその周知徹底を図る。

また、避難所等に避難中の者に対しては、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等の発令下で二次災害の発生が懸念される場合に、むやみな移動（帰宅行動）を思いとどまらせ、冷静な行動を促す。

(3) 周知方法

避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達は、サイレン、警鐘、防災行政無線、電話、テレビ、ラジオによる放送、消防車等によって関係者に周知する。

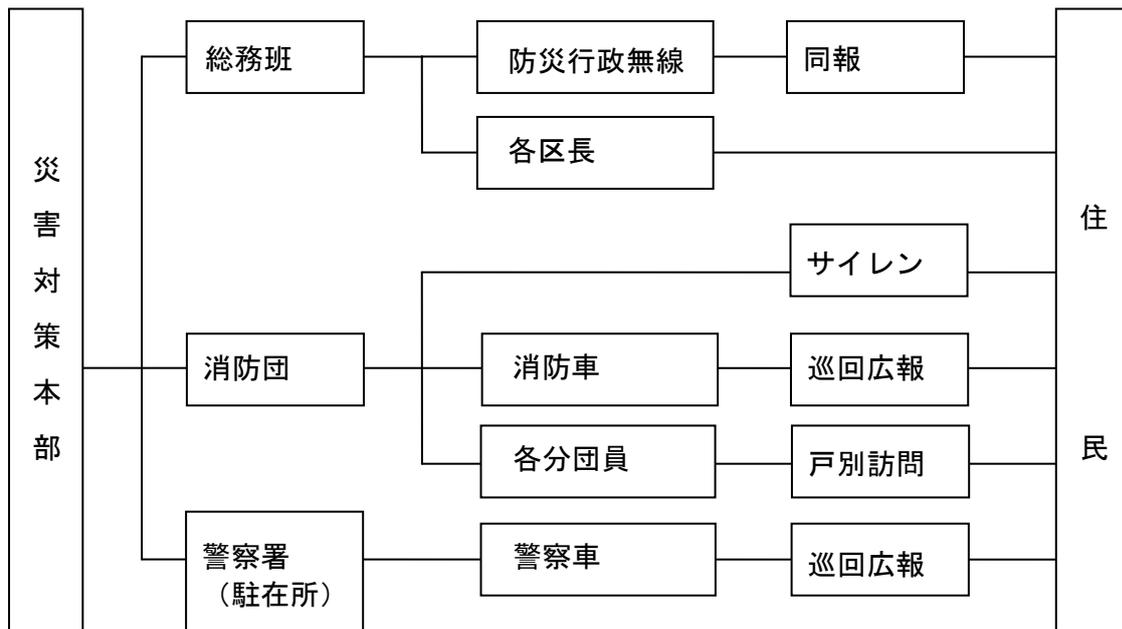
---

※1 避難準備（要援護者避難）情報

市町村長が発令する住民避難に関する情報。避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、それ以外の者は避難準備を開始する段階。

※2 「島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約」は、資料編を参照。

(避難勧告・指示の伝達系統)



## 2. 避難の方法等

### (1) 避難の誘導及び順序

避難準備情報、避難の指示又は勧告から避難所への誘導までは、緊急の場合を除き、それぞれ避難指示者が行う。避難立退きの誘導については、避難行動要支援者（病人、身体障がい者、寝たきり老人、乳幼児、生徒等）を優先して、消防団員、区長等がこれにあたる。

### (2) 移送の方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、原則として避難者が各個に行うが、避難者が自力による立退きが不可能な場合には、村において車両、舟艇等によって行う。

### (3) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に対して避難立退きの際の携帯品は最小限に止め、円滑な立退きができるよう避難準備段階から適切な指導を行う。

### (4) 避難所の確認

避難の指示又は勧告を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認に努め救出に努める。また、避難の指示又は勧告に従わない者に対しては説得に努める。

### (5) 案内標識

避難誘導にあたり、緊急の場合を除き、避難所、避難経路沿い等に案内標識を設置して速やかに避難できるようにするものとする。

### (6) 危険防止措置

① 村は、避難場所の開設に当たって、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

② 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

### 3. 避難誘導の実施

村は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

#### (1) 避難誘導體制の確立

- ① 避難立退きにあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。
- ② 避難経路については、周辺の状態を検討し、崖崩れ等の二次災害のおそれのある危険箇所を避ける。なお、避難誘導に先立ち避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

#### (2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

#### (3) その他避難誘導に当たっての留意事項

##### ① 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能等を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

##### ② 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できない時は、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

##### ③ 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

##### ④ 避難誘導時の職員等の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、村職員等の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行うものとする。

#### 4. 避難所の開設

##### (1) 避難所等の区分

避難場所又は避難所（「避難所等」という。）の区分は、次のとおりである。

###### ① 一時避難場所

災害発生時の危険を回避するために最初に避難する一時的な避難場所であり、原則として建物を除いた場所をいう。

###### ② 広域避難場所

災害が拡大し、一時避難場所への避難が困難な者又は一時避難場所の避難者に対して更に危険が及ぶ可能性が想定される際に、地域全体が避難できる広く開けた場所をいう。

###### ③ 指定避難所

災害が去った後、帰宅困難者又は住居を失った者が臨時に生活を行うことのできる施設であり、食料、生活必需品の供給等救護活動の拠点にもなる。

###### ④ 指定福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所での生活に支障をきたす要配慮者及びその家族が入所するための避難所であり、必要に応じて開設される。

##### (2) 避難所等の開設予定場所

村は、避難所等の開設にあたり、災害時における地域条件等状況を考慮して、あらかじめ指定する。なお、一時的に各施設を利用し、危険が去った後に収容者を統合することができる。

#### 5. 開設の方法

避難所等の開設は、以下の点に留意して行うものとし、避難所を開設したとき村長はその旨を周知し、避難所に収容すべき者を誘導・保護する。

##### (1) 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

##### (2) 警察署等との連携

##### (3) 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

##### (4) 避難所責任者の選任とその権限の明確化

##### (5) 避難者名簿の作成

##### (6) 要配慮者に対する配慮

##### (7) 次の事項についての県への報告

###### ① 避難所開設の目的、日時、場所

###### ② 箇所数、収容状況及び収容人員

###### ③ 開設期間の見込み

###### ④ 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

###### ⑤ 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

###### ⑥ その他必要な事項

## (一時避難場所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害				管理 団体
					火事	土砂 災害	地震	津波 高潮	
郡・大江	郡集会所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2364	郡	○	○	○	△	区
	郡保育所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2076	郡	○	×	○	○	保育所
	竹名駐車場	〒 知夫村字郡881-9		郡	○	○	○	○	島根県
	妙経寺	〒684-0102 知夫村字郡1454		郡	○	○	○	○	(要確認)
	大江集会所	〒684-0101 知夫村字大江1141-4		大江	○	△	○	×	区
	大江お堂	〒684-0101 知夫村字大江1182-4		大江	○	△	×	○	区
	コミュニティー センター	〒684-0104 知夫村字薄毛404	8-2211 (役場総務課)	郡・大江	○	△	○	×	役場
多沢	多沢集会所	〒684-0103 知夫村字多沢578-4		多沢	○	△	○	×	区
	多沢神社	〒684-0103 知夫村字郡578-4	8-2076	多沢	○	○	○	○	区
	多沢お堂	〒684-0103 知夫村字多沢608		多沢	○	△	×	△	区
	多沢ログハウス	〒684-0103 知夫村字多沢456-4		多沢	○	○	○	○	役場
薄毛	薄毛集会所	〒684-0104 知夫村字薄毛298-13		薄毛	○	○	○	×	区
	薄毛神社	〒684-0104 知夫村字薄毛317		薄毛		△	○	○	区
	薄毛お堂	〒684-0104 知夫村字薄毛404		薄毛	○	△	×	×	区
仁夫	仁夫集会所	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-2		仁夫	○	△	○	×	区
	仁夫神社	〒684-0105 知夫村字仁夫2390		仁夫	○	×	○	○	区
	仁夫お堂	〒684-0105 知夫村字仁夫2307		仁夫	○	△	×	○	区
来居	来居集会所	〒684-0106 知夫村字来居1712-1		来居	○	△	○	○	区
	願成寺	〒684-0106 知夫村字来居1601		来居	○	△	○	○	口村さん
	来居お堂	〒684-0106 知夫村字来居1693		来居	○	△	×	○	区
	隠岐汽船待合所	〒684-0106 知夫村字来居1730-6		来居	○	○	○	×	隠岐汽船
古海	古海集会所	〒684-0107 知夫村字古海2882-2		古海	○	△	○	×	区
	古海お堂	〒684-0107 知夫村字古海2899		古海	○	△	×	○	区

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する(避難に適している)ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

## (広域避難場所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害				管理 団体
					火事	土砂 災害	地震	津波 高潮	
(共通)	知夫小中学校	〒684-0102 知夫村字郡1053-1	8-2015(小) 8-2051(中)	全地区	○	○	○	△	教委
	赤ハゲ山	〒 知夫村2759-4		全地区	○	○	○	○	役場
郡・ 大江	一宮神社	〒684-0102 知夫村字郡1018		郡・大江	○	○	×	○	役場
	家畜市場	〒684-0102 知夫村字郡1086		郡・大江	○	○	○	○	農協
多沢	招福苑 (建物以外)	〒684-0103 知夫村字多沢664	8-2001	多沢	○	△	○	○	社協
薄毛	ヘリポート	〒 知夫村187-3		薄毛	○	○	○	○	役場
仁夫	ホテル知夫の里	〒684-0105 知夫村字仁夫1242-3	8-2500	仁夫	○	○	○	○	知夫の里
	仁夫里浜公園	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-6		全地区	○	△	○	×	役場
来居	来居港	〒684-0106 知夫村字来居1730-6	8-2359	来居	○	△	○	×	役場
	四季の展望休憩所	〒 知夫村字来居1746-5		来居	○	○	○	○	島根県
古海	姫宮神社	〒684-0107 知夫村187-3		古海	○	○	○	○	区

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する（避難に適している）ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

## (指定避難所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害				管理 団体
					火事	土砂 災害	地震	津波 高潮	
(共通)	知夫小中学校	〒684-0102 知夫村字郡1053-1	8-2015(小) 8-2051(中)	全地区	○	○	○	△	教委
	開発センター	〒684-0102 知夫村字郡766-1		全地区	○	△	○	×	教委
郡・ 大江	郡集会所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2364	郡	○	○	○	△	区
	大江集会所	〒684-0101 知夫村字大江1141-4		大江	○	△	○	×	区
多沢	多沢集会所	〒684-0103 知夫村字多沢578-4		多沢	○	△	○	×	区
薄毛	薄毛集会所	〒684-0104 知夫村字薄毛298-13		薄毛	○	○	○	×	区
仁夫	仁夫集会所	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-2		仁夫	○	△	○	×	区
来居	来居集会所	〒684-0106 知夫村字来居1712-1		来居	○	△	○	×	区
古海	古海集会所	〒684-0107 知夫村字古海2882-2		古海	○	△	○	×	区

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する（避難に適している）ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

(指定福祉避難所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害				管理 団体
					火事	土砂 災害	地震	津波 高潮	
(共通)	招福苑	〒684-0103 知夫村字多沢664	8-2001	全地区	○	△	○	○	社協
	役場 2 階 保健センター	〒684-0102 知夫村字郡1065	8-2211	全地区	○	△	○	○	役場

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する（避難に適している）ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

## 6. 避難者の収容保護

### (1) 収容者

避難所への収容者は、避難指示者の指示に基づき、避難した者、緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者、及び住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け、日常起居する場所を失った者とする。

ただし、収容者が避難指示者に報告して被災を免れた建物に起居し、又は親戚縁故者に避難する者はこの限りではない。

### (2) 所要物資の確保

避難所開設及び収容のための所要物資は、村において確保する。

### (3) 施設使用

避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

なお、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

### (4) 職員の駐在

避難所を開設した場合は、村は各避難所ごとに必要に応じて職員を派遣駐在させて、又は収容者内で責任者を選択し、避難所の管理と収容者の保護にあたる。また、要配慮者を把握して適切な対処に努め、必要なときは関係機関・団体への要請を行う。

### (5) 実施期間

災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

## 7. 応援協力要請

- (1) 村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他町村若しくは県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資材につき応援を要請するものとする。
- (2) 村からの応援要請事項の実施が困難な場合、県は、第8管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要請するものとする。
- (3) 村は、自ら避難所の設置が困難な場合、他町村又は県への避難所の設置につき応援を要請するものとする。
- (4) 県は、村の実施する避難の誘導及び移送又は避難所の設置につき、特に必要があると認めるときは、他町村に応援するよう指示するものとする。
- (5) その他応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 8. 避難所の管理運営

村は、各避難所の適切な管理運営のため、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

その他、村は、以下の点に留意して避難所の運営にあたる。

- (1) 避難所運営に、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力が得られるよう努める。
- (2) 要配慮者等のニーズの把握及びこれらの者への情報提供等に配慮する。
- (3) 被災者のプライバシーの確保、年齢・性別等によるニーズの相違に配慮する。
- (4) 避難者の食事供与の状況等の把握に努める。
- (5) 福祉避難所（要配慮者が社会福祉施設等に緊急入所する場合を除く。）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等に配慮する。
- (6) 精神的被害を受けている被災者に対し、こころのケア等を実施し改善に努める。
- (7) 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策に努める。

## 9. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

村は、避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意するものとする。

- (1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ① グループ分け
- ② プライバシーの確保状況の把握
- ③ 情報提供体制の整備
- ④ 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- ⑤ 避難所のパトロール等
- ⑥ 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

- ⑦ 福祉避難所の開設等
  - 福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等
- ⑧ 年齢性別によるニーズの相違への配慮
- ⑨ 食事給与の状況把握
- (2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営
  - ① 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
    - ア 避難所運営における女性の参画の推進
    - イ 女性専用の物干し場の設置
    - ウ 女性専用の更衣室、授乳室の設置
    - エ 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
    - オ 避難所における安全性の確保
    - カ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営
  - ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策  
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
  - ③ 避難所の早期解消を考慮した運営
- (3) 保健・衛生対策
  - ① 救護所の設置
  - ② 巡回健康相談、栄養相談の実施  
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
  - ③ 仮設トイレの確保  
要配慮者への配慮や、設置場所につき女性等への配慮を行う
  - ④ 入浴、洗濯対策  
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
  - ⑤ 食品衛生対策  
食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
  - ⑥ ごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
  - ⑦ 家庭動物のためのスペースの確保
  - ⑧ 感染症対策の実施
- (4) 収容施設の確保
  - 大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、公民館等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

## 10. 避難所の早期解消

災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

### 11. 広域一時滞在

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがないときは、広域一時滞在のための要求を村に代わって行うものとする。
- (3) 県は、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。
- (4) 村は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 第2 消防活動

火災が発生した場合、村及び消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

### 1. 留意点

#### (1) 臨機応変な消防活動

火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、風水害時においては、浸水、山（がけ）崩れ、建物・橋梁の損壊・流失、流木や道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

#### (2) 応援隊との連携

風水害による被害の規模が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

### (3) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める時は、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる<sup>(※1)</sup>。この場合、当該措置を行った時は、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

## 2. 県による指示等

火災発生後、県は、テレビ・ラジオ等の放送機関に要請し、あらゆる火源の即時消火について県民への周知・徹底を図るとともに、状況に応じ、被災者に対する電気・ガスの供給の停止を要請する。このほか、大規模火災等により市町村の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市町村の消火活動を支援する。

## 3. 村・消防本部等による消防活動

### (1) 村・消防本部の消火活動

消防本部は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

#### ① 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

#### ② 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、村及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図るものとする。

#### ③ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を村長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

#### ④ 同時多発火災への対応

##### ア 避難地及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。

##### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集

※1 災害対策基本法第76条の3第4項

中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑤ 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑥ 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団による消火活動

① 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

③ 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

④ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 村民の対策

村民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4. 他の消防本部に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示

村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。この場合において、知事は、被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるときは、県内の他の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

① 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めた時は、緊急消防援助隊等を要請するものとする<sup>(※1)</sup>。

② 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行うものとする。

(4) 要請上の留意事項

① 要請の内容

村長は、応援を要請する必要がある時は、次の事項を明らかにして知事に要請する。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

② 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

---

※1 消防組織法第44条

## 第3 救出救護活動

### 1. 救出活動

災害に際し、被災者の救出を要する状況が発生したときは、より多くの人命確保を最優先に活動し、可能な限りの手段を用いて速やかに救出活動を行う。

#### (1) 実施責任者

被災者の救出は、村が住民、自主防災組織等の協力を得ながら、車両、舟艇その他必要な器具を借上げて実施することを原則とするが、状況によって医療、警察、隣接自治体、県等関係機関に応援協力を求めて実施する。

#### (2) 対象者

救出は、災害発生の原因、種別又は住家の被害とは関係なく、概ね次のような場合において、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、早急に救出保護を要するものに対して実施するものとする。

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ③ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ④ 土石流、崖崩れ等により生き埋めになったような場合
- ⑤ 大規模な海難事故により多数遭難したような場合

#### (3) 救出活動の原則

- ① 同時に救出事案が多数発生している場合は、多数の人命を救助できる事案を優先に効率的な救出活動を行う。
- ② 救出活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出する。ただし、活動人員に比較して多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
- ③ 救出事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- ④ 救出した負傷者は、救急隊に引継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に現場救護所等への搬送を依頼する。

#### (4) 救出の方法

救出の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、救出を要する状況が発生したときは、直ちに県等関係機関と連絡を密にし、迅速に救出活動を行う。

#### (5) 実施期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

## 2. 応急医療及び助産救護の実施

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったときは、応急的に医療又は助産に関する救助を実施し、被災者を保護する措置をとる。

### (1) 実施責任者

災害のため平常時の医療又は助産が困難になったときは村がこれを実施する。なお、災害救助法が適用された場合は県がこれを行い、村が県から職権を委任された場合は村が行う。

### (2) 医療又は助産の対象者

医療又は助産を必要とするにもかかわらず、災害のためにその途を失った者

### (3) 医療及び助産の範囲

医療の範囲	助産の範囲
① 診療	① 分娩の介助
② 薬剤又は治療材料の支給	② 分娩前、分娩後の処置
③ 処置、手術その他の治療及び施術	③ 新生児のケア
④ 病院又は診療所への収容 (航空機等による本土輸送も含む)	④ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
⑤ 看護	
⑥ 遺体の検案	

### (4) 救護及び後方搬送

① 医療及び助産の実施は、現地の救護班により行うことを原則とするが、重篤救急患者や多数の傷病者に対して当該救護班の医療資源が著しく不足する場合は、重症度に応じた振り分けを行うトリアージタグ等を活用し、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し、救命処置を要する者から優先的に後方搬送する。

後方搬送の要請を受けた村及び関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ態勢を十分確認の上、搬送を行う。

② 被災者の救護体制は、村災害対策本部の要請により、知夫診療所において次の基準により編成する。

#### ア 救護班の編成

救護班の編成は、概ね1班につき医師1名、保健師、助産師又は看護師4～5名、事務担当1名（運転手を含む。）1～2名とする。

#### イ 現場救護所の設置

救護班は、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、関係各機関と密接な連携を図り効果的な救護活動を行うものとする。

#### ウ 協力病院救護班

病院名	班数	1班の編成
島前病院	1	医師1、看護婦4、事務員（兼運転手）1、自動車1

エ 医師会協力救護班)

班名	班数	担当
島前医師会医療救護班	2	隠岐島前

(注) 1班の編成は、協力病院救護班に準ずる。

オ 現地医療班

日本赤十字社知夫村分区長は、村医療従事者の協力により現地医療班を編成する。

1班の編成 医師 1名、看護婦 2名

(資料) 中国四国厚生局、日赤島根支部、県(健康福祉総務課)

- ③ 村は自ら医療活動を行うことが困難な場合は隠岐広域連合、県等に協力を要請するものとする。
- ④ 県は村から医療に関する協力要請があった場合には日本赤十字社島根県支部に対して、災害の状況に応じて災害救助法が適用された場合に準じた救護体制を編成し、救助を行うよう協力要請する。

(5) 在宅難病患者等への対応

① 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、設備の整った医療施設で救護する必要がある。このため、村は、医療機関及び近县市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

② 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受け、災害時にも平常時と同様の医療を要する。また、倒壊家屋の瓦礫や、倒れた重量家具の下敷きになるなど長時間身体が挟まれたことによるクラッシュ症候群(挫滅症候群)に伴う急性の腎不全患者に対しても血液透析等が必要となり、これらの患者については、一刻も早い医療処置を受ける致命的な状態である。

このため、村は、医師会及び透析医療機関等の協力により、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対し情報提供できる体制をとるものとし、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整し、必要に応じて後方医療機関へ緊急搬送する。

(6) 実施期間

災害救助法適用の場合は、医療については災害発生の日から14日以内、助産については分娩した日から7日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

## 第4 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給

### 1. 食糧の供給

災害のための食糧の販売機構等が麻痺若しくは混乱し、又は住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が起こった場合には、被災者に対して応急的な炊き出し（乾パン及びパン等による給食を含む）を行い、一時的に食生活を保護する。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

#### (1) 実施責任者

被災者に対する応急対策として、食糧の供給の直接の実施は、村が行うものとする。ただし、被災内容、規模等の状況により本村において実施できないときは、県又は隣接町村に対し、応援又は協力を要請する。

#### (2) 対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水であって炊事できない者
- ③ 旅行者、一般家庭の来訪者又は汽船の旅客であって食料品の持ち合わせがなく調達できない者
- ④ 被害を受け一時縁故先に避難する者で、食糧を喪失し、持ち合わせのない者
- ⑤ 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者

#### (3) 炊き出し

##### ① 実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当な所がないときは、学校給食センターで実施し、車両、舟艇等で運搬する。

##### ② 方法

炊き出しは、村が奉仕集団等の労力により給食施設等を利用し、村職員等の責任者が立会い、指揮することとなるが、災害時といえども食品衛生に留意するとともに原材料の仕入れ、保管等に十分注意する。

#### (4) 物資の確保

炊き出し、その他給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、村が行い、平時よりその備蓄に努める。災害の規模その他により現地において確保できないときは、県にその確保、輸送等を要請する。

#### (5) 食糧集積地の指定及び管理

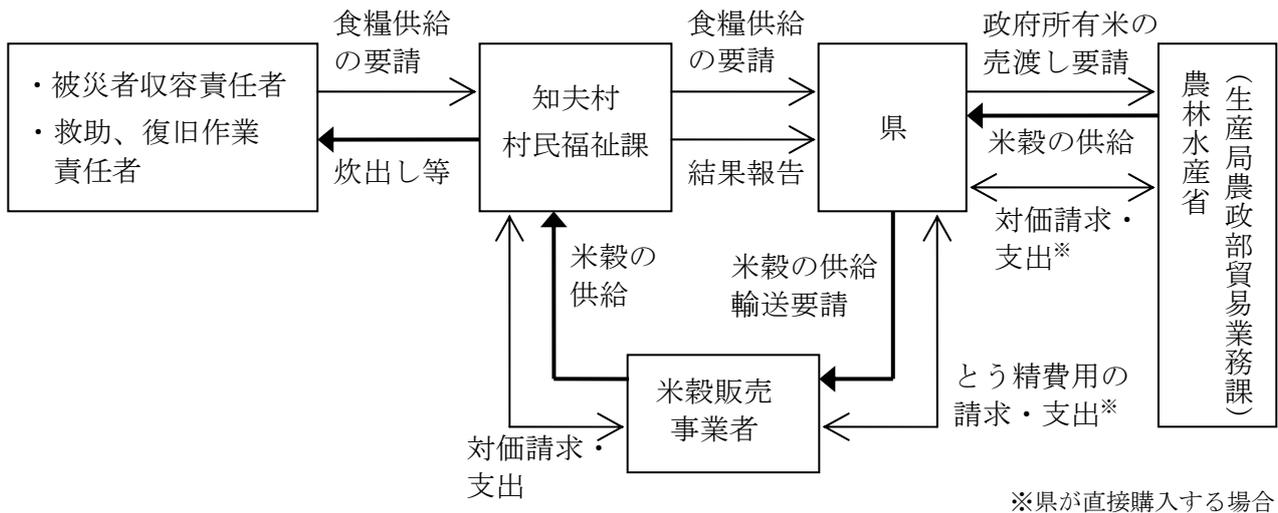
- ① 村は、災害時において物資の集積配給、保管、連絡に便利な避難所、公共施設、広場等を市町村集積地として選定しておき、場所及び経路等を県に報告するものとする。

② 村は、災害時に食糧の集積及び保管を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、管理の万全を期する。

(6) 実施期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

(食糧供給系統)



2. 飲料水の供給

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対しては、飲料水の供給を実施する。

(1) 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の提供は村が実施する。ただし、被災内容、規模等の状況により本村において実施できないときは、県又は隣接町村に応援又は協力を要請する。

(2) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地域に居住している者に対して行う。

住家、家財の被害がない場合でも、その地域において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。

(3) 飲料水、給水資器財の確保

災害発生時に備え、次の事故についてあらかじめその対策を立てておく。

- ① 給水源（井戸等）の所在地、給水可能量を調査し水質検査をしておく。
- ② ろ水器、給水容器及び容器運搬用車両その他給水に必要な器具資器財等を確保し、点検整備を行い、その使用方法について関係者に熟知させる。
- ③ 飲料水の消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、その保管場所、配置場所をよく検討する。

#### (4) 給水の方法

飲料水は概ね次の方法によって供給又は確保する。

- ① 飲料水の汚染が認められるときは、ろ水器により浄化して供給する。
- ② 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源から容器により運搬供給する。
- ③ 飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、浄化剤を投入し、又は交付して、飲料水を確保する。

#### (5) 住民への広報

村は、給水場所、給水方法、給水時間等の給水状況について防災行政無線等を用いて、住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

#### (6) 協力要請

災害時における飲料水の供給を、県又は近隣市町に協力要請する場合は、次の方法による。

- ① 村は、自ら飲料水の供給が困難な場合は、他市町又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器財につき応援を要請する。
- ② 県は、村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器財につき応援を要請する。
- ③ 県は、村の実施する飲料水の供給につき、特に必要があると認めたときは、他町村に応援するよう指示する。

#### (7) 実施計画

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

### 3. 生活必需品の供給

災害によって、住家に被害を受け、家財を喪失し、若しくはき損し、又は販売機構の混乱等により、被服、寝具その他生活必需品の入手が困難で、日常生活上支障をきたす者に対し、これらの物資の給与又は貸与を実施する。

#### (1) 実施責任者

物資の確保、輸送、配分等供給計画の策定及び実施は村が行う。ただし、本村において確保等が困難なときは、県又は関係地方機関その他の機関に応援協力を求めて実施する。

#### (2) 対象者

- ① 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 物資販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある者

(3) 被災世帯の調査報告

被災世帯の構成人員を速やかに調査し、至急県に連絡する。

(4) 給付品目

- ・ 寝具 ——— 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
- ・ 外衣 ——— 作業衣、婦人服、子供服等
- ・ 肌着 ——— 下着類
- ・ 身廻品 ——— タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ・ 炊事道具 ——— 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等
- ・ 食器 ——— 茶碗、汁碗、皿、箸等
- ・ 日用品 ——— 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷、ゴザ等
- ・ 光熱材料 ——— マッチ、ロウソク、プロパンガス等
- ・ 衛生用品 ——— 簡易トイレ（仮設トイレ）
- ・ その他 ——— 乳幼児用品、介護用品、女性用更衣テント、間仕切りなど、年齢・性別等の違いや被災者の多様なニーズに配慮したもの

(5) 調達方法

村長は速やかに関係業者又は関係団体と協議し、被災者に必要な生活必需品等を確保する。ただし、村で確保が困難なときは、県又は関係地方機関が協力して実施する。

なお、一般的な購入が不可能なときは、他町村の協力を得て実施する。

物資確保に困難を生じ、知事が必要を認めるときは、災害救助法第26条の定めるところにより、知事は、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収容する。

(6) 物資の輸送

通常の陸上輸送は村有各車両を出動し、なお、不足する時は、民間輸送業者の貨物自動車によるものとする。陸上輸送が困難な場合は、海上輸送又は空輸等関係機関の協力を得て物資の輸送を行う。

なお、県で確保した物資の輸送については県が直接村まで行うが、知事から確保場所まで引取りの指示を受けたときは、村が指示を受けた場所で引継ぎを受け輸送する。

(7) 集積地の指定及び管理

① 村は、災害時において物資の集積配給、保管、連絡に便利な避難所、公共施設、広場等を市町村集積地として選定しておき、場所及び経路等を県に報告するものとする。

② 村は、災害時に物資の集積及び保管を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、管理の万全を期する。

(8) 実施期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

## 第5 ライフライン施設の応急復旧

電気、上・下水道、通信等のライフライン関連施設は、村民の日常生活及び社会経済活動を支える基盤として不可欠なものである。ライフライン施設の被災による機能停止や復旧に長期間を要することは、応急活動対策や村民の生活復興や産業復興に大きな支障を与えることになるため、ライフライン事業者は、災害応急対策計画を次のとおり各事業者において定め、防災性の向上とともに迅速な機能回復に万全を期すものとする。

### 1. 電力施設

#### (1) 実施責任者

地域内における電力施設の応急対策は、中国電力株式会社隠岐営業所が実施する。

#### (2) 応急措置

電力施設の災害復旧対策については、事前の予防対策に万全を期して災害を最小限に止めることはもちろんであるが、いったん災害が発生した場合においては、停電が住民に与える影響は大きく、したがって復旧資材重点配備、復旧要員の確保、強力な機動力並びに部外の積極的な応援による早期復旧が必要である。

##### ① 応援対策の方法

暴風雨、洪水、高潮、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合においては、中国電力株式会社非常災害対策規程に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期する。

##### ② 資材の対策

ア 応急資材、復旧資材、予備品等については、常に整備補充しておく。

イ 管下事業所との連絡が不十分であり、しかも相当の被害が予想される場合は、上部機関は復旧資材の必要数を想定し、対策事業所に輸送する等の緊急措置を考慮する。

ウ 本部は、必要と認めた場合は、管下事業所相互の資材流用を行う。

##### ③ 災害復旧の順位

需要家へのサービスを第一とし、公共用及び家庭用を他より優先させて復旧に努める。被害地域の実態に即して復旧効果の大きいもの、特に緊急復旧を必要とするものから行う。

##### ④ その他

その他必要な事項については、中国電力株式会社の定める各マニュアル等による。

### 2. 水道施設

#### (1) 実施責任者

水道施設の被災については、村民福祉課及び関係事業者が、速やかに施設の応急復旧を行うが、施設が全般的に損傷を受け早期復旧が困難なため、給水が維持できない場合において緊急な必要があると認めるときは、村長は知事に給水の緊急応援<sup>(※1)</sup>を要請する。

---

※1 水道法第40条

## (2) 応急措置

### ① 送配水管等の損傷

手持資器材により、又は資材不足の場合は最寄りの水道事業者から緊急輸送を受けて損傷箇所の応援復旧を行う。

### ② 水源及び機器の損傷

予備施設を運転しながら損傷部分の補修を行うとともに、遊離残留塩素量が0.2ppm以上（結合残留塩素の場合は1.5ppm<sup>(※1)</sup>以上）管末において保持するよう減菌を強化して給水を維持するが、施設が全面的に損傷し運転不能となった場合、又は水源が甚だしく汚染された場合は給水を停止<sup>(※2)</sup>する。

## 3. 下水道施設

村は、次のとおり下水道に係る災害応急対策を実施する。

### (1) 管渠

下水道管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講ずるとともに本復旧の方針を立てる。

### (2) ポンプ場、処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合、予備発電装置または予備回線等により排水不能の事態が生じないようにする。

### (3) 各施設共通

① 資材、工事器具、移動式ポンプ等資機材の保有に努めるとともに、災害の規模、程度に応じて必要なときは、国・他の地方公共団体、建設業者等に対してポンプの借用、人員の応援を求め、また必要資機材の緊急調達を行う。

② 下水管渠の損壊により出水の恐れのある場合は、土のう等により施設設備の浸水を食い止める。

## 4. 電信電話施設

### (1) 実施責任者

電信電話施設の被災については、日本電信電話株式会社隠岐支店が応急復旧にあたる。なお、必要に応じ移動無線機及び非常用電話局装置の運用、臨時公衆電話の設置、予備回線及び迂回回線による臨時回線の作成措置を併せて講じ、通信輻輳の緩和及び災害地の復旧救護のための通信の確保を図る。

### (2) 応急措置

#### ① 復旧要員

被災状況により、隠岐支店の要員のみで措置し得ない場合は島根支店が管内他支店又は会社が認定した請負事業者の動員を措置する。

---

※1 水道法第22条、同法施行規則第16条

※2 水道法第23条

- ② 復旧順位  
日本電信電話株式会社において定めた復旧順位により応急復旧を行う。
- ③ 局外通信設備の復旧  
市外ケーブルの復旧にあたり、正規の材料が早急に得られないときは、臨機に応急ケーブル及び市内ケーブル架渉等の仮工事により迅速に開通させる。  
回線復旧に長時間を要すると思われたときは、適宜な形態又は方法で迅速に最小限度必要とする回線を開通させた後、逐次回線を復旧させる。
- ④ 局内設備の復旧  
局内設備が火災又は冠水によりその機能が全面的に停止し、現状のまま復旧することが困難なときは、非常用移動電話局装置又は磁石式交換機を仮設する。  
局内設備の一部がその機能を停止したときは、切替等の措置によりできるだけ多くの回線を開通させた後、速やかに全面的復旧措置を講ずものとする。

## 第6 障害物の除去・排除

### 1. 障害物の除去

災害のため、山崩れ、河川の崩壊等によって、道路、住居又は、その周辺に運ばれた土砂、竹木等の障害物により日常生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、これを除去して住民の保護と、交通の確保を図る。

#### (1) 実施責任者

障害物の除去は、奉仕労力又は村が人夫を雇上げ、機械器具を使用し若しくは借上げて直接実施し、又は土木業者に請負わせて実施する。

ただし、村において実施できないときは、県関係地方機関及び県並びに隣接町村に応援を要請する。

#### (2) 障害物除去の対策等

- ① 半壊又は床上浸水した住家
- ② 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者の住家
- ③ 自らに資力では、障害物の除去ができない者の住家
- ④ 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたもの
- ⑤ 居室、炊事場、便所等日常生活の欠くことがない場所
- ⑥ 汚物の概念に入るものは、一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しい障害になっている場合には、この計画によって除去する。
- ⑦ 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の管理者がそれを除去する。

#### (3) 障害物除去の方法

- ① 障害物の除去は、現物給付（労務の提供）をもって実施する。

- ② 障害物の除去の対象とする住家の選定（知事から委任を受けた場合も含む）は、民生委員その他関係者の意見を聴いて村長が決定する。
  - ③ 現状回復ではなく、応急的な除去とする。
  - ④ 特殊な機械器具を要する場合には、関係機関に応援を求める。
- (4) 障害物除去対象数引き上げ（特別基準）申請  
災害救助法が適用される災害で限度を超える障害物除去の必要があると認める場合は知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。
- (5) 障害物の除去期間  
災害救助法が適用の場合は、災害発生に日から10日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。
- (6) 障害物除去責任者
- ① 建設課長は、障害物の除去を行う場合には、速やかに障害物除去責任者を指定しなければならない。
  - ② 障害物除去責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。
    - ア 障害物除去の状況
    - イ 障害物除去費支出関係証拠書類
- (7) 交通遮断の障害物の除去
- ① 村道、県道上の障害物は、それぞれ村、隠岐支庁県土整備局が除去するものであるが、相互に連絡、協力して交通の確保に努める。
  - ② 村道の障害物は建設課が除去する。
- (8) 除去した障害物の集積場所  
除去した障害物は、村有地の内から次に掲げる条件を具備するものを選定し、一時的に蓄積する。
- ① 障害物除去現場に近い場所であること
  - ② 再び人命、財産に被害を与えない場所であること
  - ③ 道路交通の障害とならない場所であること
  - ④ 避難その他災害対策に支障のない場所であること
- (9) 障害物の処分方法  
保管した障害物が滅失し、もしくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相応な費用もしくは手数を要するときは、当該障害物を売却し、代金は保管する。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。<sup>(※1)</sup>

---

※1 災害対策基本法第64条第4項、災害対策基本法施行令第27条

## 2. たん水、堆積土砂等の排除

### (1) たん水の排除

村の地域内における住所又は農地の広範囲にわたるたん水は、村又は関係土地改良区等が排除するが、災害の規模が大きく、処理が困難と認められるときは、隠岐支庁又は県の応援を得て処理する。

### (2) 堆積土砂等の排除

被災地における道路、宅地、農地等の堆積土砂、竹木等の排除は、それぞれ施設の管理者が行い、村の実施するものについて必要がある場合は、県に応援を要請し、その援助、協力を得て排除する。

宅地の土砂、竹木等の排除については、各戸にその搬出場所を指定し、村は、その場所に集積された土砂、竹木等を運搬廃棄するものとするが、災害の規模、様相により必要と認められるときは、災害救助法の適用等県の応援を要請し、その援助により障害物の排除を行う。

### (3) 除排雪

降雪時における除排雪については、適宜関係各課において定めるところによって行うものとするが、道路の除排雪等については、県関係機関との連携を密にして、速やかに対応する。

## 第7 災害廃棄物等の処理

災害により発生する廃棄物及び被災地におけるし尿等（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

### 1. 実施責任者

村内における災害廃棄物等の処理は、原則として村の責任において実施する。ただし、被災状況により、自己のみでは処理できない場合は、県及び近隣の自治体の応援を受けて実施する。

### 2. 災害廃棄物の処理対策

#### (1) 災害廃棄物の収集

村は、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、廃棄物処理を速やかに行う。除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

#### (2) 災害廃棄物の仮置き

災害廃棄物は、主に大量の廃木材や瓦礫類、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定される。

この場合において、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的な積み置き保管するものとする。

##### ① 仮置場の指定（選定）基準

ア 他の応急対策活動に支障のないこと。

- イ 環境衛生に支障が生じないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別等適正処理の対応ができること。

② 仮置場への搬入

災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い、被災住家からの災害廃棄物は、その世帯主等が仮置場に直接搬入するものとするが、被災者自らの搬入が困難と認められる場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、村が処理を行う。

なお、道路、河川等に堆積したごみは原則として管理者が収集し、仮置場へ搬入後、最終処分場で処理するものとする。

③ 仮置場の管理

仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理を徹底する。

(3) 災害廃棄物の処分

- ① 災害廃棄物については、原則として村の最終処分場で処理する。
- ② 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、村は、事前に県と協議のうえ代替措置を講ずる。

(4) 生ごみ等腐敗性の高い災害廃棄物の優先処理

村は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い災害廃棄物を優先して処理ができるようその体制の確立を図る。

(5) 有害物質を含む災害廃棄物等の処理

有害物質を含む災害廃棄物等の処理は、県及び他市町村の応援又は協力を要請し、専用処理施設で行う。

(6) 産業廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、原則として排出事業者が自己の責任において適正に処理するものとし、排出事業者は、村が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、村と十分協議をするものとする。

### 3. し尿処理対策

(1) 仮設トイレの設置対策及び優先収集

- ① 避難所及び被災者収容施設において、既存のトイレで足りない場合は、仮設トイレを設置する。
- ② 村は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、災害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。
- ③ 村は、避難所等に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(2) 汲取式トイレのし尿処理

被災家屋における汲取式トイレのし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

4. 応援協力体制の確保

村は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

5. 災害廃棄物等の処理機能の応急復旧

(1) 村は、し尿又は廃棄物に係る処理施設等に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

(2) 村は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議のうえ、期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な災害廃棄物等の処理活動を行う。

## 第8 防疫・保健衛生対策

### 1. 防疫

被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生するおそれのあるときは、次のとおり防疫<sup>(※1)</sup>を実施する。

(1) 実施責任者

災害時における被災地の防疫は、村が県地方機関の指導、指示に基づいて実施する。ただし、被害が甚大で、村では実施不可能又は困難なときは、県地方機関に応援を要請し、県地方機関又はその管内他町村から応援を得て実施する。

(2) 防疫措置の指示・命令等

知事は、伝染病予防に必要があると認めるときは、被災の規模、状況等に応じ、その範囲及び期間を定めて、防疫に関して指示及び命令を行うことができ、特に被災が激甚な場合は、県又は地方機関の職員を派遣して、実情の調査、防疫の実施方法及び基準を示して指導にあたる。

(3) 防疫の種類と方法

① 検病調査及び健康診断等

検病調査等は県地方機関で構成する検病調査班により実施する。また検病調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第17条第1項の規定による健康診断を実施する。

---

※1 感染症法、予防接種法

## ② 臨時予防接種

予防接種法第6条又は第9条の規定による臨時予防接種は知事が県地方機関に指示して行うが、村において実施することが適当と認め、知事から命令を受けたときは村において実施する。

## ③ 清掃方法

村は「1. 緊急廃棄物処理」の定めるところによって、し尿、ごみの処理等を実施するが、これに合わせて感染症法第27条第2項の規定による知事（保健所長に権限委任）の指示に基づき、特に管内の道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に清掃を行う。

## ④ 消毒方法

村は感染症法第27条第2項の規定による知事（保健所に権限委任）の指示のより管内の公共場所を中心に消毒を行う。

## ⑤ 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水を用いて行う。

上水道、簡易水道については、管末遊離残留塩素量0.1ppm以上を0.2ppm以上に増加させ、施設が直接被害を受け、断水後などに給水する場合は、水質の悪化が考えられるときには更に増加させる。

## ⑥ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器戸棚などはクレゾール水などの消毒液を用い、床下など湿潤の場所には、石灰を散布して消毒を行う。

## ⑦ 便所の消毒

便所はクレゾール水などを拭浄又は散布し、便槽にはくん製石灰、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、かく拌する。また、必要に応じて管轄保健所の指導を仰ぐ。

## ⑧ 芥溜め、溝渠の消毒

芥溜め及びその周辺には石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、又は溝渠にはくん製石灰、石灰末、石灰乳、又はクロール石灰水をそそぐ。

## ⑨ ねずみ族、昆虫等の駆除

村は、感染症法第28条第2項の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令により、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、感染症法施行規則第15条の規定に定めるところによる。

## ⑩ 感染症患者の入院措置

県は、被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断のため指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく被災を免れた地域内の適当な医療機関に入院の措置をとる。

## 2. 避難所の防疫措置・保健活動

### (1) 避難所の防疫徹底

村は避難所を開設したときは、感染症の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図る。

- (2) 避難所の防疫調査  
避難者に対しては発病を防ぐため随時健康診断を実施し防疫の完全を図る。
- (3) 衛生消毒剤の散布等の指導  
避難場所及び被災地について、トイレ・排水溝の消毒、衛生管理の徹底、衣類・寝具の洗濯・乾燥の指導、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。
- (4) 給食従事者の健康診断  
避難所等への給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施する。

### 3. 精神保健活動

- (1) 精神保健活動班の編成  
発生した災害の規模に応じ、迅速に被害者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにするものとする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。
- (2) 精神保健活動内容
  - ① 被災者の支援
  - ② 社会福祉施設等との連絡調整
  - ③ 被災者の精神保健福祉相談
- (3) 精神保健の対象者
  - ① 被災住民全般
    - ア 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
    - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
  - ② 高齢者、障がい者、児童、外国人等の要配慮者
  - ③ その他（公務員、災害救助要員）
- (4) 精神保健活動実施者
  - ① 精神保健福祉相談員（各保健所、心と体の相談センター）
  - ② 村及び県の保健師
  - ③ 児童相談所職員

### 4. 食品衛生対策

食中毒の発生を防止するため県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。おもな指導事項は次のとおりである。

- (1) 避難所に対するもの
  - ① 手洗いの励行、食品調理道具等の消毒など一般的注意事項の喚起
  - ② 腐敗食品等不良食品の処分方法について適切な指導を行う。
- (2) 炊き出し施設に対するもの
  - ① 給食用施設の点検
  - ② 給食に用いる原材料、食品の検査
- (3) 営業施設に対するもの  
被災地における営業施設全般の実情を把握するとともに県の食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するように指導する。

## 5. 家畜防疫

- (1) 被災地における家畜防疫は、家畜の所有者等共に協力し、防疫、診察等を行い、未然に家畜伝染病を防ぐよう対処する。
- (2) 患畜が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努める。

## 6. 動物保護管理対策

災害時には、飼養動物の放浪・逸走又は負傷疾病が多数発生すると同時に、避難所における愛玩動物同伴による問題も予想される。

このため、村は関係機関及び関係団体と連携を図りながら、これらの飼養動物の保護・収容や避難所における適正な飼養に関し、動物愛護管理及び環境衛生の維持について必要な措置を講じる。

### (1) 村が実施する措置

- ① 関係機関等と協力して被災地における飼い主不明の動物の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- ② 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関と連携して必要な措置を講じる。

### (2) 飼養動物の飼い主が実施する措置

- ① 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生等においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- ② 避難所に動物同伴で避難した当該動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとする。

## 第9 防災職員等の安全確保及び惨事ストレス対策

### 1. 防災職員等の安全確保

災害現場において避難誘導、消防・水防、救急・救助、警備等の活動に従事する者（消防団及び自主防災組織等の地元住民、施設職員、村職員、警察官等）（以下「防災職員等」という。）は、危険性や状況変化が著しい環境下での活動であることから、各機関においては防災職員等の安全管理を徹底し、防災職員等自身の安全確保に十分配慮するものとする。

緊急避難場所、避難路、防災職員等の退避に要する時間等を基に、防災職員等が災害時に行う活動・待避等の基準を事前に定めておくものとし、その際、安全管理の観点から、単独行動を避け、複数人での活動を原則とし、情報伝達経路や指揮命令系統を確立するものとする。また、ルール等の周知徹底を図るとともに、関係各機関・地域住民との共有に努める。

### 2. 防災職員等の惨事ストレス対策

各防災関係機関は、防災職員等が凄惨な災害又は事故現場における活動に従事したことにより受ける当該防災職員の強い心理的負荷（ストレス）を緩和するため、精神科・心療内科等の専門家の支援のもと、急性期及び長期の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、惨事ストレスは、異常な状況のもとでの正常な反応であって、誰もが影響を受ける可能性があること、多くは周囲のサポートや気分転換の方法を上手に使いながら回復するものであるが、一定期間（1ヶ月）を過ぎても強いストレス反応が残存し日常生活に支障をきたす場合は、専門治療が必要となることに留意し、心身に変調が見られた防災職員等については早期に専門家による支援が受けられるよう窓口や体制等の環境整備に努めるものとする。

## 第10 農業関係被害の拡大防止

村長は、災害における農作物の被害又は家畜関係に被害の拡大を防止するための応急対策として、状況に応じた適正な措置を講ずる。

### 1. 農作物関係

#### (1) 災害用種子（改植用水稲苗）の予備貯蔵及び確保

災害発生時の再播種子及び翌年の再生産用種子を確保するため、県、農業協同組合等の協力を得て、必要な種子(水稻苗)の貯蔵、確保を図るとともに、県外からの種子(水稻苗)補給を県に要請する等の措置を講ずる。

#### (2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される農作物の病虫害の防除対策は、次により実施する。

##### ① 防除の指導及び実施

県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

##### ② 農薬の確保

農業協同組合及び農薬卸売業者等において自主的に病虫害の異常発生に備えて、常時農薬を確保するよう指導を行い、その活用を図るものとするが、なお不足するときは、全国農業組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者に対し、手持ち農薬の被災地域向け緊急供給のあっせん等について県に応援、協力を要請する。

##### ③ 防除機具の確保

農業協同組合等で保有している防除機具の効果的活用を図るものとするが、必要と認めるときは、緊急に県下の防除機具を動員、集中使用し、防除にあたるため県に応援、協力を要請する。

#### (3) 技術的対策

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

### 2. 畜産関係

#### (1) 実施責任者

畜産関係の災害応急対策については、村は県と緊密な連携をとり、農業協同組合、農業共済組合、獣医師等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」）を編成し、必要な措置の実施に協力する。また、災害により死亡した家畜の措置については家

畜の飼育者は村長へ届け出るものとし、村長は死体の埋却、焼却等について適切な指示をする。

## (2) 家畜の診療

平常時の家畜の診療は、必要に応じて県家畜保健衛生所の実施に協力するものとするが、災害のため平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域における診療等組織の派遣による診療に協力する。

## (3) 家畜の防疫

- ① 家畜の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定による県家畜保健衛生所の実施に協力する。
- ② 家畜伝染病予防対策の必要があるときは、家畜伝染病予防法第6条の規定による予防措置を県に要請する。
- ③ 患者が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法による措置に協力する。

## (4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる者とするが、村は県及び各関係機関と連絡を密にし避難場所その他について指導する。

## (5) 飼料の確保

村は災害により飼料の確保が困難となったときは、県、農業協同組合等に対し必要数量の確保及び供給についてのあっせんを要請する。

## 第11 緊急輸送のための交通確保

災害における被災者、救援用物資、災害救助活動実施に必要な人員及び資材の輸送を円滑に処理するため、以下の輸送体制の確立を図る。

### 1. 実施責任者

災害時における被災者、救援用物資、災害救助活動実施に必要な人員及び資材の輸送は村長が行う。

自動車による輸送及び輸送力確保の措置は各部署の要請に基づき総務課が担当するものとするが、自動車以外による輸送及び輸送力の確保の措置は、関係各課において担当する。

### 2. 輸送対象

- (1) 被災者を救助させるための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 負傷者等の救出のための輸送
- (4) 飲料水供給のための輸送

- (5) 救援用物資の輸送
- (6) 災害復旧用資材及び車両用燃料の輸送
- (7) 死体の捜索及び処理（埋葬を含む）のための輸送
- (8) 応急復旧作業員等の人員の輸送

### 3. 輸送順位

輸送は、被災の程度に応じ輸送の円滑な実施をはかるため、概ね次の順位により行う。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のための必要な輸送
- (3) その他人員、物資の輸送

### 4. 陸上輸送

輸送に当たっては、最も一般的かつ効率的な陸上輸送によって行うことを考慮すべきであり、このため輸送関係機関においては、輸送の確保に万全を期すものとする。

#### (1) 道路橋りょう等緊急修復

被災した道路橋りょう等が唯一の交通路であり、食料、物資、復旧資材の運搬又は交通上特に重要な路線で、緊急に交通を確保しなければならないものについては緊急に仮工事を施行する。

工事の施工者はそれぞれの施設の管理者とし、自営又は契約による仮工事を行いがたい場合は、関係機関の相互応援又は自衛隊の災害派遣等の措置によって緊急修復の措置を講ずる。

#### (2) 輸送力の確保

災害応急対策実施のための車両については、それぞれの実施機関所属の車両又は自動車運送事業者等からの借上げにより確保することを原則とするが、同一区域内において車両の確保が困難な場合は、県に申請し、県は県陸運事務所と協議の上確保に努める。

#### (3) 緊急輸送の方法

復旧資材、救助物資等の緊急輸送にあたり、村長が所属の車両等のみによって十分な確保ができず、自動車運送事業者の自動車の借上げ等によって緊急輸送を実施する場合は、自動車運送事業者は一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

#### (4) 交通規制

災害により道路、橋りょうの交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときは通行の禁止又は期限等の規制をする。

##### ① 実施責任者

規制の実施は、次の区分による。

区分	実施責任者	
道路管理者	国土交通大臣 知事 村長	ア 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められた場合（道路法第46条第1項1号） イ 道路に関する工事のためにやむを得ないと認められる場合（道路法第46条第1項第2号）
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	ア 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき（災害対策基本法第76条） イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき（道路交通法第4条第1項及び同法第5条第1項） ウ 道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合（道路交通法第6条第4項）

## ② 規制の実施要領

村長は、災害が予想され、又は発生したときは、道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努めると共に、危険な状況が予想され、又は発見したときも、若しくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な規制をする。

なお、当該道路、橋りょう等交通施設の管理が村長以外の場合は、当該管理者に通報し、当該管理者が規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混雑緩和の措置を実施する等応急措置を行う。この場合、村長は、事後すみやかに道路管理者又は警察機関に連絡し、正規の規制を行う。

## ③ 規制の標識等

実施責任者が規制を行った場合は、それぞれ法令の定めるところによる標識を設置するとともに、規制条件の表示を行う。

ア 道路法第45条（道路標識の設置等）

イ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ウ 災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての表示の様式等）

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが不可能なときは、適宜な方法により、とりあえず通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、迂回路を明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

## ④ 緊急通行車両確認証明書

村長は、的確かつ円滑な災害応急対策<sup>※1</sup>を実施するために用いる村有車両について、知事（隠岐支庁県民局）又は公安委員会（浦郷警察署）より確認標章及び緊急通行車両確

※1 災害対策基本法第50条第1項

認証明書の交付を受けて、当該緊急車両の前面の見えやすい所に標章を掲示するとともに、証明書を携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

#### 標章（災害対策基本法施行規則様式第3）

### 5. 海上輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合又は舟艇等による輸送がより効率的な場合は、海上輸送による。

#### (1) 港湾施設等の緊急修復

被災した港湾、漁港施設を利用して海上輸送を行わなければならないときは、それぞれの管理者は緊急に仮工事を実施する。

この場合、自営又は契約による仮工事が早期に行い難い場合は、関係機関の相互応援又は自衛隊の災害派遣等の措置によって緊急修復する。

#### (2) 輸送力の確保

災害応急対策実施のための舟艇等の確保は、災害応急対策責任者が、その所属する舟艇等の利用又は船舶運航事業者等から借り上げる。この場合において船舶運航事業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

特に緊急を要する場合又は舟艇等の借り上げが不可能な場合においては、県に要請する。

#### (3) 海上交通の規制

海上において災害応急対策の遂行、又は油、放射性物質等危険物の流出、航路障害、船舶火災等のための船舶の交通を規制する必要があるときは、海上保安官署は港内においては危険制限区域の設定又は交通整理や指導を行い、その他の海域においては、船舶の航行禁止、航路の変更等について指導を行う。

### 6. 航空輸送

陸上、海上の輸送路が途絶して緊急を要する場合には、村長は、被災者又は緊急物資等の輸送のため県又は自衛隊の航空機の出動を知事に要請する。

## 第12 公安警備活動

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するために、住民の避難、誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持を図る。

なお、警備活動は陸上においては県警察本部、海上においては第8管区海上保安本部又は境海上保安部が実施するので、以下に島根県地域防災計画に掲げられた警備活動の基本要領を示す。ただし、県警察本部及び第8管区海上保安本部又は境海上保安部から本村に対して応援要請があった場合は、積極的に協力する。

## 1. 陸上公安警備

### (1) 警備内容

- ① 気象、降雨量、河川水位、潮位、被害予想、危険区域等についての情報収集及び広報活動
- ② 津波警報等の伝達及び関係機関の発する各種警報の伝達についての協力
- ③ 危険区域居住者に対する避難誘導に対する協力又は避難の指示
- ④ 被災者の救出、行方不明者の捜索及び死者の検視等
- ⑤ 被災地における交通の確保と指導
- ⑥ 暴利取締り、その他被災地における犯罪の予防検挙
- ⑦ 流言飛語の防止その他人心の安定をはかるための情報収集及び広報活動
- ⑧ 市町村長等関係機関の行う災害業務に対する協力

### (2) 警備体制

#### ① 警備体制の区分

警備体制は次の区分によって実施する。

##### ア 警備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ事態発生までに時間的余裕があるとき。

##### イ 警戒体制

台風圏が島根県に接近する場合、その他気象情報等により、災害発生の危険がかなりの確となり、十分な注意、警戒を要するとき。

##### ウ 非常体制

災害時の危険が切迫して相当な被害が予想される時又は発生したとき。

#### ② 警備体制の発令

ア 警察本部長は、情勢に応じて県下全域又は地区別に警備体制の区分に従い警備体制を発令する。

イ 警察署長は、警察本部長の発令がない場合においても、管内の状況に応じて必要な警備体制をとる。

#### ③ 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは警備体制を解除する。

## 2. 海上公安警備

### (1) 警備の内容

#### ① 防災体制

##### ア 防災用施設設備、器材等の整備

(ア) 船舶、航空機、通信施設の整備増強

(イ) 防災思想の普及

##### イ 非常配備

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、海上保安本部長又は管区本部長は非常配備を命ずる。

- ② 災害応急対策
  - ア 通信の確保
  - イ 警報等の伝達
  - ウ 災害状況の把握、情報の収集
  - エ 救助活動
    - (ア) 避難の援助及び勧告
    - (イ) 応急措置の実施
    - (ウ) 航路障害物の周知、除去
    - (エ) 災害応急対策通信の確立及び実施
  - オ 海上交通安全措置
  - カ 危険物の安全措置
  - キ 治安の維持
  - ク 海上における犯罪の予防・検挙
- ③ 災害の復旧対策
  - ア 人員資器材の輸送
  - イ 水路測量及び緊急告示
  - ウ 航路標識、通信施設の復旧
  - エ 航路障害物の除去の命令、勧告又は実施
- ④ 広報

## (2) 警備救護体制

- ① 警備救護体制は次のとおり非常体制の区分に従って実施する。  
(非常体制の区分)
  - ア 警備体制
 

大規模海難に至らない海上における災害の発生が必要されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える体制を確立するため。
  - イ 非常配備
    - 非常配備甲 大規模犯罪の発生が予想されるとき
    - 非常配備乙 大規模海難の発生が予想されるとき
- ② 非常体制の発令
 

警戒体制の発令は、第8管区海上保安本部長又は境海上保安部長が行い、非常備の発令は第8管区海上保安本部長が行う。

## 第13 死体の搜索、処理及び埋葬

災害時において死亡していると推定される者の搜索、災害により死亡した者の死体の処理及び埋葬について、次のように定める。

### 1. 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は県及び警察の協力を得て村が行う。

## 2. 死体の搜索

### (1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対して行う。

### (2) 搜索体制

村は、奉仕団体等の協力又は労務者の雇上げ、及び車両その他機械器具等の借上げ等によって実施する。

### (3) 搜索期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

### (4) 応援の要請

村において被災その他条件により実施できないとき又は死体が流失等により他市町村にあると認められる等については、県関係地方機関及び県に死体搜索の応援を要請する。

ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接町村又は死体漂着が予想される市町村に直接搜索応援の要請をする。

### (5) 事務処理

災害時において死体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにしておく。

- ① 実施責任者
- ② 死体発見者
- ③ 搜索年月日
- ④ 搜索地域
- ⑤ 搜索資器材の使用状況
- ⑥ 費用

## 3. 死体の処理及び収容

災害により死亡した者について、混乱期でありその遺族等が死体の処理を行うことができない場合又は死体の身元が判明しない場合は、死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存又は検案の処置を実施する。ただし、遺族において処理できる場合は、遺族に引渡すものとする。

### (1) 死体処理の内容

#### ① 洗浄、縫合、消毒等

災害のため、ほとんど原形をとどめない死体及び泥土、汚物等が付着した死体については、識別が困難であるため、必要な限度において洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

#### ② 死体の一時保存

災害の規模が大きく死亡者が多数に及び、死体の身元が識別できない場合又は死体を短期間の間に埋葬することが困難な場合は、死体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集められて埋葬が行われるまでの間、一時保存を行う。

#### ③ 検案

医師法の定めるところにより、死体について死因その他の医学的検査を行う。検案は島

前診療所及び知夫診療所の医療担当者によって処理することが原則とするが、死体の数が著しく多い場合は島前医師会等の協力を得て行う。

(2) 死体の処理期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

#### 4. 死体の埋葬

(1) 埋葬の対象

- ① 災害により死亡した者で、その遺族が緊急に避難を要するため、時間的労力的に埋葬を行うことが困難な場合
- ② 墓地が浸水又は流失し、遺族の力では埋葬を行うことが困難な場合
- ③ 埋葬すべき遺族がない場合又は遺族が高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

- ① 埋葬は現物支給することを原則とし、棺、骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び土葬、納骨等の役務の提供とする。
- ② 埋葬は、災害時における一時的な混乱期に行うので、応急的な埋葬とする。
- ③ 埋葬実施上の留意事項
  - ア 事故等による死体については、警察機関から引き渡しを受け、更に死体検査を受けた後に埋葬する。
  - イ 身元不明の死体については、警察機関に連絡し、その調査に当たることとし、遺品の保管及び遺体の撮影をするとともに、性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。埋葬に当たっては土葬とする。
  - ウ 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元の判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いによる。
  - エ 災害救助法適用地域の死体が本村に漂着したような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って、本村が実施する。

(3) 埋葬の場所

村長が指定する場所とする。また、埋葬するために墓地を使用するときは許可を受けた区域で行う。

(4) 埋葬の実施期間

災害救助法適用の場合、災害発生の日から10日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

## 第14 住宅の確保及び応急対策

被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努めるほか、災害のため住家が滅失したり、自己の資力では直ちに住宅を確保できない被災者に対しては、応急住宅の提供又は住宅の応急修理を行い入居させることにより、居住の安定を図る。

### 1. 民間賃貸住宅の紹介・斡旋等

被災者が、民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部に対する県の協力要請により、無報酬で空き家の紹介・斡旋が行われる。

民間賃貸住宅の紹介・斡旋について、村は、被災者に周知を図るとともに、民間賃貸住宅の借上げ制度などの確立に努め、被災者の早急な住宅確保に資するものとする。

### 2. 公的住宅の提供

#### (1) 県への援助要請

① 村は、自ら提供できる住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

② 県は、村の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村の提供可能住宅の斡旋を行う。

#### (2) 入居者の決定

入居者は、村が決定する。県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

### 3. 応急仮設住宅の設置

災害のために住家が滅失した者又は自己の資力では住宅が確保することができない被災者に対し、公的住宅の提供等で足りない場合は、応急仮設住宅を設置し、一時的な居住の安定を図る。

#### (1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設は、村が行う。

災害救助法が適用された場合は、村長が県に建築を要請し、県が建設する。なお、建設敷地の確保及び入居者の選定は村において行う。

#### (2) 対象者

① 家屋の全壊、全焼若しくは大破、半焼又は流失により生活できない状態となった世帯

② 居住する仮の住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯

③ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

#### (3) 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して村が選定する。なお、村は選定した敷地について、契約期間2か年以内の土地賃借契約書を作成し、県に提出するものとする。

#### (4) 建設資材の確保

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県が確保についてのアッセンを行い、または確保して資材を供給する。

#### (5) 応急仮設住宅の運営管理

災害救助法が適用された場合において、県が建設した応急仮設住宅の管理は、村長が知事から委託を受けて管理する。この場合において、村は、以下の事項に留意して、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

##### ① 応急仮設住宅における安心・安全の確保

##### ② 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

##### ③ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

##### ④ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

#### (6) 設置戸数

災害救助法が適用された災害で、県に建設要請をする場合は、設置戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

#### (7) 設置基準

① 規模 一戸当たり29.7m<sup>2</sup>を基準とする。

② 構造 鉄骨プレハブ平屋建てとする。

③ 費用 災害救助法による限度額以内とする。

④ 時期 災害救助法適用の場合、災害発生の日から20日以内に着工する。期内に着工できないときは、知事は厚生労働大臣の承認を受けて、最小限度の期間を延長することができる。

#### (8) 供与期間

災害救助法適用の場合、建築工事が完成した日から2か年以内とする。供与にあたっては、村長は入居者から入居誓約書を徴する。

#### (9) 設置方法

① 応急仮設住宅設置の措置は県と協議して定める。

② 建設のため必要な敷地の確保は、村において行う。

### 4. 被災住宅の応急修理

災害により、被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定をはかる。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については会社が、また公舎、公営住宅は設置主体が行うものであるが、借家等において家主に能力がなく、かつ借家人に能力がない

ような場合の応急修理も対象となり得る。

(1) 実施責任者

被災住宅の応急修理は、村が実施する。

(2) 対象者

- ① 住家が半壊、半焼、または半流失し、そのまま当面の日常生活を営むことができない世帯
- ② 資力に乏しく、自力で自宅の応急修理を行うことができない世帯

(3) 修理家屋の選定

村長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(4) 修理基準

① 修理の範囲

戸数単位で居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な欠くことのできない部分に限る。

② 費用 災害救助法による限度額以内とする。

③ 工期 災害救助法適用の場合、災害発生の日から1か月以内に完成させる。

期間内に完了できないときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受けて、最小限度の期間を延長することができる。

(5) 修理方法

村長が建設業者に請け負わせるかまたは村直営工事により実施する。

(6) 資材の確保

被災住宅の修理のため必要な資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱時により、業者において確保できないときは、県が確保についての斡旋を行い、又は確保して資材を供給する。

## 第15 文教対策

公立の小学校、中学校、特別支援学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

なお、避難所の運営は村が行うが、避難所として指定を受けた学校等においては、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

また、災害のため文教施設が被災した場合又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急対策を実施し、就学に支障をきたさない措置を講ずる。

### 1. 児童等の安全確保措置

(1) 最優先課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある時においては、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童など避難行動要支援者になることが予想される子どもたちに対しては、避難所の指示・避難誘導に当たって最優先に行うなど特段の配慮を行う。

## (2) 災害発生時における児童等の安全確認

災害が発生し、又は発生するおそれがある時においては、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。休憩時間や放課後等にあつては、児童等に取りべき行動を指示するとともに、教員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めるものとする。

## (3) 児童等の保護者への引き渡し

児童等の安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況は、必要に応じて一時的に学校で児童等を保護するなど児童等の安全確保を図る。

## 2. 災害発生前後における応急対策

村は、所管する学校と連絡を取り、気象情報・通学路の状況等をもとに、臨時休業・下校措置などについて検討を行う。状況によっては、学校に避難を指示するとともに、防災関係機関に支援を要請する。人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

(1) 校長は状況に応じ、児童等に対し適切な緊急避難の指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、教育委員会への報告は、報告できるものから逐次行う。

(2) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

(3) 校長は状況に応じ、可能な限り教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置を取る。

(4) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たるものとし、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

## 3. 被災した文教施設の応急復旧対策

文教施設に被害があつた場合は、被害状況を速やかに調査するとともに、次の措置を講ずる。

(1) 学校長は、所管する施設が被災した場合は、災害の拡大防止のための応急措置を行うとともに、速やかに村長に報告し、必要な指示を受ける。

(2) 村長は、災害の実情に応じて応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

## 4. 応急教育対策

### (1) 応急教育の実施場所

#### ① 校舎

ア 簡単な修理で使用不可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 教室が使用できない場合は、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不可能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館その他の公共施設、神社、寺院又は民間施設の借り上げを行う。

エ 広範囲にわたる激甚な災害のため前期の諸措置が講じられない場合は、天幕バラック等による仮設施設を建設する。

オ 晴天の場合は、屋外広場を利用する。

## ② 校庭

校庭に被害については、使用に危険のない程度に応急修理を行い、校舎の完全復旧をまっけて整備する。

## (2) 応急教育の実施方法

村は、所管する学校の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設の斡旋などにより応急教育の実施を支援するものとする。教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

- ① 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- ② 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、被災後の心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。
- ③ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連携は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。
- ④ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑤ 避難場所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑥ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑦ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- ⑧ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所轄の教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

## (3) 教育職員の確保

- ① 教員の被災等により通常の授業が行えない場合は、最寄りの学校からの応援措置を講ずる。

② 教員有資格者で、現に教職に携わっていない者に対し、状況により臨時的任用の措置を講ずる。

(4) 教材、学用品の給与

村長は、災害援助の適用によるものの他、教科書、学用品等のあっせん措置を講ずるものとし、村長において斡旋が困難な場合は、知事にあっせんを依頼する。

① 住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある児童及び生徒に対して給与する。

② 給与する学用品

品目	内容
教科書	教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書
教材	教科書以外の教材で教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
通学用品	運動靴、傘、かばん、長靴等

③ 実施者

ア 被災児童、生徒の調査は村長が行う。

イ 被災学用品の調査は村長が実施し、知事に報告する。

ウ 学用品の調達、配給は村長が行うが、村において調達困難なときは知事に調達を要請する。

④ 給与を行う期間

災害救助法適用の場合、教科書(教材を含む)については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要なときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

(5) 学校給食措置

給食施設が被災した場合は、次の事項に留意するとともに、適切な措置を講ずる

① 留意事項

ア 被災状況(調理関係職員、給食施設、給食設備、給食用保管物資等)の速やかな把握

イ 学校給食用物資の補給調整

ウ 衛生管理(特に食中毒等の事故防止)

エ 給食の一時停止

次の場合には、給食を一時停止する。

(ア) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、給食施設が災害救助のため使用されたとき

(イ) 給食施設に被害があり、給食の実施が不可能なとき

(ウ) 伝染病その他の危険の発生が予想されるとき

(エ) 給食物資の供給が困難なとき

(オ) その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

## ② 給食の方法

知夫村学校給食共同調理場が被災して給食ができない場合には、村長は、上記留意事項を考慮し、公共施設又は民間施設を利用して炊出し給食を行う。

## (6) 児童及び生徒の安全措置（登下校時の措置）

- ① 保護者及び関係諸団体と緊密な連絡を取り、保護者、教員等に指導員を配慮して上級生の引率による集団登下校を行い安全の確保を図る。
- ② 危険個所の明示、通学路の変更等の措置をとる。

## (7) 教育事務の委託

村長は、必要がある場合は、隣接町村に被災地の児童、生徒についての教育事務の委託を行う。

## (8) 被災時における費用にかかる措置

### ① 知夫村立小中学校

村は、被災により費用の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

### ② 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

## 第4節 事故災害等対策活動

### 第1 タンカー等事故対策<sup>(※1)</sup>

海上においてタンカー等の事故により火災又は積載石油流出等の事態が発生し、住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合は、人命、船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民の被害防止を図るため、概ね次の対策を実施する。

#### 1. 実施責任者

タンカー等の事故が発生した場合、海上保安署の長は、県、警察、村（消防機関を含む。）等と連携協力して応急対策を実施し、状況に応じ水難救済会島根県支部その他関係団体、会社等の協力を求める。

---

※1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5第1項

## 2. 海上保安署の対応措置

### (1) 防御対策

- ① 危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自営保安体制の整備に関する行政指導の強化
- ② 船舶の安全運行、安全荷役の励行指導及び危険物積載船舶の消防、救命設備等の点検の実施
- ③ 災害発生の場合に必要なオイル・フェンス、油処理剤、消火器（以下「必要器材」という。）船舶等の種類及び保有状況等の調査把握並びに緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究
- ④ 必要器材等の整備

### (2) 応急対策

- ① 人命、船舶の救助
- ② 初期消化及び延焼防止
- ③ 災害情報の収集、通報伝達及び関係機関団体、会社等への協力要請
- ④ 避難船に対する災害局限措置指導
- ⑤ 必要器材の確保、輸送及びオイル・フェンスの展張、油除去剤等の散布並びに集中使用の実施
- ⑥ 船舶交通の安全確保  
航行の制限又は禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、危険物荷役の制限又は禁止、その他必要な交通規制
- ⑦ 瀬取り船により油抜き指導、流出油回収指導
- ⑧ 遭難船の移動手配、指導
- ⑨ その他の応急措置の実施

## 3. 県の対応措置

### (1) 情報の伝達及び指示

関係沿岸各市町村に対する災害情報の伝達及び応急対策上必要な指示を行う。

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊の災害派遣要請をする。

### (3) 他の関係機関に対する協力要請

## 4. 警察の対応措置

- (1) 流出油の漂着等被害のおよぶ恐れのある沿岸の警察官等によるパトロール及び港内着岸船舶に対する災害情報の伝達
- (2) 引火物の投棄等危険行為の取締り
- (3) 民心安定のための広報活動

## 5. 村（消防機関も含む）の対応措置

- (1) 水難救護法による人命、船舶の救助
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 住民に対する災害状況の周知徹底

- ① 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況に周知
- ② 火器使用の制限又は禁止等危険防止措置の広報及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難勧告及び指導
- (5) 沿岸地先の海面の警戒及び巡回監視  
流出油火災及び漂着等被害が沿岸におよぶおそれのある地先海面への巡回監視

## 6. 消防機関との協力措置

### (1) 船舶火災の協力措置

海上保安署及び消防機関は、船舶火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については、消防機関が責任を持って実施し、その他の船舶については海上保安署が責任を持って実施する。

なお、消火活動の実施に当たっては、海上保安署と消防機関は相互に協力する。

- ① ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶
- ② 河川、湖沼における船舶

### (2) 連絡調整

タンカー等の事故における消火活動を効果的に行うため、海上保安署と消防機関は、概ね次の事項につき連絡調整を行う。

- ① 必要機材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資材及び情報の交換
- ② 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ③ 必要資材の集中使用の計画実施
- ④ 必要資材の整備の促進

## 7. 関係団体、会社等の協力措置

タンカー等の事故に対処するため、民間関係団体、会社等は自衛措置を講じるとともに、協力を求められたときは必要な応急措置の実施に協力するものとする。

## 第2 危険物等災害対策

### 1. 災害予防

火薬類、高圧ガス、石油等危険物による事故災害を防止するため、次の対策を講ずる。

#### (1) 予防査察等の実施

村又は消防署等監督行政機関は、危険物の販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び消費場所における取扱いの基準適合を検査するため、随時保安検査及び立入検査を実施し、危険物に起因する災害の予防、指導、取締りを実施する。

#### (2) 関係事業者に対する指導の強化

村又は消防署等監督行政機関は、関係事業者に対して、その所有又は占有する関係施設及びその取扱いが、関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。また、従事者に対しても指導する。

## 2. 災害応急対策

災害時における火薬類、高圧ガス、石油類等及び油流出に対する保安措置は次のとおり実施する。

### (1) 実施責任者

- ① 火薬類、高圧ガス、石油類等施設の所有者、管理者又は占有者は災害時における危険物等の保安措置を行う。
- ② 災害時における危険物などによる災害の防止のため、必要な措置は村長が行う。

### (2) 火薬類対策

#### ① 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者の措置

施設の責任者は、村、現場の消防及び警察の責任者と連絡をとり、速やかに次の措置をとる。

ア 保安又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、監視人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 通路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽などの水中に沈める。

ウ ア又はイの措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には防火措置をし、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等の避難をさせるための措置をとる。

エ 火薬類が水害等により流出等した場合には、警察、村及び火薬庫等所有者等関係者相互の連絡を密にして流出等火薬類の早期回収及び付近住民等の危険防止のための措置をとる。

#### ② 村長の措置

村長は、火薬類等の所有者及び住民等から爆発又は火災等のおそれの通報を受けたときは、直ちに現地に出動し、警察、消防機関に協力を依頼し危険区域を設定する等の措置を講ずるとともに、必要があると認めたときは付近住民の立退き及び避難を命令する。

### (3) 高圧ガス対策

#### ① 高圧ガスの所有者、占有者の措置

施設の責任者は、村、現場の消防及び警察等の責任者と連絡をとり、速やかに次の措置をとる。

ア 一切の作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、放水又はガスを放出する等適切な措置を講じ、災害防止に努める。

イ 住民の安全を確保するため、危険区域等を定め、必要に応じて区域内の住民又は従業者に退避するよう勧告する。

ウ 水害に対しては、容器の流出防止のための措置を講ずる。また、流出した容器がある場合にはこれによる災害が発生しないよう、村、海上保安部、隣接市町村（流出先、漂流先、漂着先）、警察及び消防機関等相互の連絡を密にして早期回収に努め安全な場所に保管し、二次災害防止措置を講ずる。

② 村長の措置

村長は、高圧ガスの所有者及び住民等から爆発又は火災等のおそれの通報を受けたときは、直ちに現地に出動し、警察、消防機関に協力を依頼し危険区域を設定する等の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

また、施設の所有者、占有者に対し危険防止に必要な措置を指示し、又は災害の防御活動、被災者の救出、救護等必要な措置を講ずる。

(4) 石油類等対策

① 石油類等施設の所有者、管理者、占有者の措置

施設等の責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとるとともに、村、消防機関等へ通報する。

通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じて付近の住民に避難先等を明示して、退避するよう勧告する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとるとともに、消防機関へ通報する。

イ 水害に対しては、危険物貯蔵タンク及び容器の流出防止のための措置を講ずる。また、流出した貯蔵タンク及び容器がある場合には、これによる災害が発生しないよう村、海上保安部、隣接市町村（流出先、漂流先又は漂着先）、警察及び消防機関等相互の連絡を密にして早期回収に努め、安全な場所に保管し、二次災害防止措置を講ずる。

② 村長の措置

村長は、施設の所有者及び住民等から爆発又は火災等のおそれの通報を受けたときは、石油等施設の所有者、管理者、占有者に対して危険防止のための措置を指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去の命令及び避難誘導する。

(5) 油流出対策

大量の石油類が河川及び港湾等に流出し、火災の危険性、汚濁等により地域住民の生活及び財産に被害を及ぼすおそれが発生した場合は、流出油防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置を実施する。

① 村長の措置

発見者及び原因者から通報を受けたときは、直ちに関係機関へ連絡及び応援を求め、所有者等に対する油等の除去について指示を行うとともに関係機関の保有する防除資材による防除、撤去作業を実施する。

また、被害の及ぶおそれのある住民に対し災害状況の周知を図るとともに、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用等の禁止巡視等の措置を講じ、又は一般住民の立ち入り制限若しくは退去等を命ずる。

### 第3 海難救護、水防活動対策

#### 1. 遭難船舶の救護活動

遭難船舶の救護に当たっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき概ね次のとおり実施する。

(1) 実施責任者

本村の地先海面における遭難船舶の救護は村長が行う。<sup>(※1)</sup>

(2) 発見者の措置

遭難船舶のあることを発見した者<sup>(※2)</sup>は村長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに村長に通知する。

(3) 村長の措置

遭難船舶のあることを認知した村長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官へ通報する。

(4) 応援

村長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて次の機関に応援協力を要請する。

① 警察署

② 海上保安官署

③ 隣接町村

④ J F しまね浦郷支所知夫出張所

⑤ 隠岐島消防署知夫出張所

⑥ 隠岐汽船株式会社

⑦ 県

(5) その他

① 遭難船舶の救護は、人命保護のため又は船長に任意の悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことができない。<sup>(※3)</sup>

② その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる。

#### 2. 水害時における施設災害等対策

水害時における施設災害応急対策については、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づいて、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、村内の各河川、ため池及び河岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水門若しくはこう門の操作、水防のための水防の活動、関係団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の設備と運用、避難立ち退きに関し、本計画に定めるもののほか、必要なものは別途定めるものとする。

---

※1 水難救護法第3条

※2 水難救護法第2条

※3 水難救護法第5条

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 事業計画の作成方針の検討

村は、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、住民の意向を尊重して早急に検討を行い、男女共同参画及び要配慮者の参画の推進を図りながら、復旧・復興の基本的な方向性を定めるものとする。

### 第2節 災害復旧計画の作成

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

#### 第1. 公共施設の災害復旧計画

公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製するとともに、所要の応急措置を講じた後、できるだけ速やかに復旧事業が完了するように努める。

##### 1. 災害復旧事業計画

災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討し実施するものであり、村が行う計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ① 河川災害復旧事業計画
  - ② 道路災害復旧事業計画
  - ③ 港湾災害復旧事業計画
  - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - ⑥ 砂防施設災害復旧事業計画
  - ⑦ 漁港災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
  - ① 農林業公共土木施設災害復旧事業計画
  - ② 農業用排水路災害復旧事業計画
  - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ④ その他農林水産業公共施設災害復旧事業計画
- (3) 簡易水道災害復旧計画
- (4) 火葬場災害復旧計画

- (5) 廃棄物処理施設災害復旧計画
  - ① し尿処理施設災害復旧計画
  - ② 廃棄物処理施設災害復旧計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共学校施設災害復旧事業計画
- (8) 公営住宅災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

## 2. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

## 3. 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に期されるよう努める。

## 4. 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債について必要な措置を講ずる等、災害復旧の早期実施に努める。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合においては、災害つなぎ短期融資の確保に努める。

# 第3節 災害復興計画の作成

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

## 第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

## 1. 防災むらづくり

- (1) 村は、必要に応じ、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施するものとする。その際、むらづくりは現在の村民のみならず将来の村民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないむらづくりを目指す事とし、村民の理解を求めるよう努めるものとする。
- (2) 村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (3) 村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが、被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。
- (4) 被災した学校施設の復興にあたっては、学校の復興とむらづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

## 第4節 一般災害に対する措置

被災した民有施設等一般災害早期復旧を図るため、必要な復旧資金及び復旧・復興計画の樹立、実施等についてのあっせん若しくは指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置等を講ずるとともに、被災者の住宅対策としての公共住宅の建設、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

### 第1 住宅金融支援機構融資の確保

#### 1. 災害復興住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に定められた災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び「り災証明書」の発行を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

さらに、資金の融通を早くするために、被災者が機構に対して負うべき責務の保証等必要な措置を講ずるよう努める。

#### 2. 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が1戸以上となったときは、被災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫に申し出るとともに被災者に融資制度の内容を周知せしめるため必要な処置を取り、借入申込みに際しては、その手続上の指導を行う。

### 3. 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

## 第2 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という）が農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るため次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会及び農林中央金庫が被害農林漁業者又は被害組合に対して経営資金の融資を行うよう要請するとともにその指導を行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法による経営資金の融通措置を関係機関に要請するとともに利子補給及び損失保証を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融資について関係機関に要請するとともにその指導を行う。
- (4) 被害農林漁業者及び被害組合に対し、即貸付金（近代化資金等）の償還猶予措置等の実施を要請するとともに、その指導を行う。

## 第3 中小企業融資の確保

災害により被害を受けた中小企業に対して、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害貸付制度の適用をはかるため関係機関に対する要請を行う。
- (2) 設備近代化資金貸付制度及び設備貸与制度の貸付金（貸与料）の減免又は償還期間の延長を関係機関に要請し協力を求める。
- (3) 金融機関及び信用保証協会に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

## 第4 被災者の生活保護

被災者の住居及び職業を確保し、生活の安定を図るため、次の措置を講ずる。

### 1. 公共住宅の建設

災害により住宅が滅失又は焼失した低所得の被災者に対する住宅対策として必要に応じて公共住宅を建設し住居の確保を図る。

### 2. 生活保護

被災者の恒久的生活保護の一環としておおむね次の措置を講ずる。

- (1) 生活保護に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じて最低生活を保障して生活の確保を図る。

- (2) 被保護世帯が災害のため家屋を失い、又は破損等により居住できなくなったときは補修費等住宅の維持に必要な資金の援助又は導入に努める。

### 3. 資金の貸付

被災者のうち要件に該当するものに対する災害援護資金、生活福祉資金、その他の融資等について、その趣旨の徹底をはかり、次の適切な資金の融通措置を講ずる。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子福祉資金
- (3) 寡婦福祉資金
- (4) 災害援護資金

## II. 震災対策編

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の概要

##### 第1 計画の目的

この計画は、地震災害発生時に本村及びその他の防災関係機関が震災対策を計画的、有機的に実施するにあたり、必要な基本的事項を総合的に定め、震災から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、村民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、震災による被害をできるだけ軽減していくことを目指し、もって本村の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

##### 第2 計画の性格等

地震は、現段階では予知が困難であるうえ、地震に伴う災害には広域性、同時突発性及び複合性という災害対策実施上、大きな問題点をもつ特徴があることから地震災害発生時に応急対策を迅速、適切に実施するためには防災対策の目標となる被害想定確立が必要である。

この計画には震災に対する基本的な予防及び応急対策を定めているが、適用にあたっては、防災対策の一貫性を保つため、知夫村地域防災計画（風水害等対策編）（以下この編において「基本計画」という。）と相互に補完すべきものである。

なお、この計画は、防災関係機関の震災対策の進捗状況に応じて必要な修正を行うものとする。

## 第2節 知夫村の震災記録

本村の過去の震災記録を以下に示す。

番号	年月日	規模	種目	被害状況					
				人的被害		住宅被害			被害総額 千円
				死者 人	負傷者 人	全棟 流出 棟	半壊 棟	浸水 棟	
①	S 58.5.26	波の高さ20cm (西郷測候所)	津波	—	—	—	—	—	—
②	H 5.7.13	波の高さ20cm (西郷測候所)	津波	—	—	—	—	32	x

資料：県（災害年報）

（概況）

- ① 昭和58年5月26日11時59分、日本海中部地震（M7.7、深さ14km）により、青森県、秋田県で震度5を観測したほか、島根県では西郷で震度1を観測した。

この地震により津波が発生し、隠岐地方、島根半島を中心に負傷者5名、家屋浸水、橋梁流失、堤防決壊、農地冠水、船舶沈没・流失・破損等の被害があった。

- ② 平成5年7月12日22時17分、北海道南西沖地震（M7.8、深さ35km）により、震源に近い北海道、青森県で震度5を観測した。

この地震により津波が発生し、隠岐地方、島根半島を中心に家屋浸水、道路損壊、船舶沈没・転覆等の被害があった。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地震災害予防対策

#### 第1 地震災害に強いむらづくりの推進

震災に強いむらづくりを進めるため、建築の耐震化、不燃化、道路網の整備、空地の確保等耐震環境を整備するとともに、各種事業の実施に際しては、震災対策に十分配慮するものとする。

##### 1. 耐震、耐火建築の促進

村内の耐震及び不燃化を促進するため、関係機関と協力し、耐震、耐火建築の普及に努める。

##### 2. 公共建築物の耐震、不燃化

公共建築物については、震災発生時の避難所又は応急対策の拠点としての役割もあるため、耐震、耐火建築物に改善するように努める。

特に小中学校の建物は、多数の児童生徒を収容していることと、その配置上地区住民と密接なつながりを有するので、その改善に努める。

##### 3. 危険物施設の耐震、不燃化

出火の防止又は火災の拡大防止を図るため、高圧ガス、石油、引火性薬品、有毒ガス等の危険物を製造、販売又は貯蔵している施設の耐震、不燃化を促進する。

##### 4. 道路網の整備

道路は、震災発生時における避難路の役割を果たす等、防災上重要な施設であるだけでなく、救助活動、復旧活動等に重要な影響を及ぼすので、この点を配慮した道路の整備に努める。

##### 5. 公園、緑地等の整備、確保

公園、緑地等は震災発生時には重要な避難場所となり、また応急救助活動、物資集積等の基地としても重要な施設であるので、これらの適正な確保に努める。

なお、これらの場合には、貯水槽、通信施設等により避難場所の安全対策に努める。

#### 第2 地震災害対策の基礎資料の整備

震災対策では被害想定が大きな要素を占めるが、村は県及び防災関係機関に協力し、次の科学的調査研究を行い震災対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地層の構成及び耐震地盤の調査
- (2) 建築物等倒壊の想定
- (3) 電気、ガス、水道の供給状況
- (4) 危険物等大量可燃物の状況
- (5) 消防水利の状況

- (6) 火災発生の想定
- (7) 道路、橋りょうの状況、交通障害の想定
- (8) 停電、通信障害の想定
- (9) その他必要な事項

### 第3 地震災害に関する知識の普及徹底

地震予防対策は、人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係者及び住民に対し、気象庁が行う緊急地震速報<sup>(※1)</sup>の利活用など震災対策について普及徹底を図り、震災の被害を最小限に防止するよう努めるものとする。

また本村は、周囲を海に囲まれ、集落の大部分が海岸に面しているため、津波の被害を受けやすい。これらのことから災害発生時に応急対策を迅速、適切に実施することが大切である。

#### 1. 地震に対する平常時の心構え

- (1) 火気使用設備等の安全整備
- (2) 危険物の点検
- (3) 応急消火用水又は簡易消火器等の用意
- (4) 落下物の防止対策、家屋等の点検、家具・ブロック塀等の転倒防止対策など家庭での予防・安全対策
- (5) あわてずに避難する場所と方法を確認しておく
- (6) 非常持出品の確認
- (7) 津波の発生を考慮して高台等への避難

#### 2. 地震時の処置

- (1) 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- (2) 使用中の火気又は危険物の始末をする。
- (3) 人命救助は、まず消火が第一である。

### 第3 地震想定に基づく防災訓練の実施

地震時における消火、救助、避難通信等の効果的方策を検討し、具体的計画をたてて実践的な防災訓練を実施する。特に一般住民の参加を求めて地震時の初期消火避難等、身をもって体験するよう努めるものとする。

---

※1 平成19年10月1日提供開始

## 第2節 津波災害予防対策

### 第1 津波災害に強いむらづくりの推進

津波から迅速かつ確実に避難するためには、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間の避難が必要となるため、特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の実状によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討するものとする。

津波に強いむらづくりを進めるため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する予報及び警報等、避難指示等の情報伝達体制及び避難所・避難路等の整備に努め、津波に対する知識の普及啓発を推進する。

#### 1. 津波浸水想定の設定及び公表

村及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。

村は、津波浸水想定を設定したときはこれを公表し、海岸における津波浸水想定箇所について住民への周知に努めるとともに、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行うものとする。

#### 2. 津波ハザードマップの整備

村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図るものとする。

村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

#### 3. 津波防災地域づくり法の総合的な推進

村は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の計画的な整備を図り、津波防災地域づくりに関する法律の総合的な推進に努めるものとする。

#### 4. 建築物・公共土木施設災害の予防

(1) 村は、計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努めるものとする。また、ハザードマップ等を用い、開発計画部局等と防災部局との情報共有を進め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

- (2) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

## 第2 津波災害の想定及び対策

### 1. 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難場所や避難路等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

### 2. 海岸保全事業の推進

各海岸管理者は、津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

### 3. 土地利用の適正化

村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

## 第3 津波災害に関する知識の普及徹底

### 1. 村民に対する周知内容

- (1) 津波災害に関する一般的知識と過去の災害事例

① 避難行動に関する知識

- ア 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報や津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

- イ 標高の低い場所や沿岸部など海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
  - ウ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
  - エ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
  - オ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、
- ② 津波の特性に関する情報
- ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
  - イ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
  - ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、
- ③ 津波に関する想定・予測の不確実性
- ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
  - イ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
  - ウ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
  - エ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、
- ④ 徒歩避難の原則
- 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については、徒歩を原則とする。このため、村は、自動車免許所有者に対する継続的な周知・啓発に努めるものとする。
- ⑤ 村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- ⑥ 村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

## 2. 津波災害に対する平素の心得

- (1) 周辺地域における津波災害の危険性の把握
- (2) 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- (3) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- (4) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- (5) 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄（3日分程度）

- (6) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 要配慮者への配慮
- (9) ボランティア活動への参加

### 3. 津波災害発生時の心得

- (1) 災害発生直後取るべき行動
  - ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
  - ② 揺れを感じなくても、津波注意報が発表された時は直ちに海浜から離れる。大津波警報や津波警報が発表された時は、急いで高台等の安全な場所に避難する。
  - ③ 津波は繰り返しおそってくるので、津波警報等が解除されるまで海浜に近づかない。
- (2) 救助活動
- (3) テレビ・ラジオ等による情報の収集
- (4) 避難実施時に必要な措置
- (5) 津波警報等発表時や避難指示、避難勧告等の発令時取るべき行動、避難場所での行動
- (6) 自主防災組織の活動
- (7) 自動車運転中及び旅行中等の心得
- (8) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）

### 4. 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても、津波警報等が発表された時は直ちに港外に退避する。
- (4) 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返しおそってくるので、津波警報等が解除されるまで退避等を継続する。

### 5. 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

## 第4 津波想定に基づく避難訓練の実施

津波襲来時における避難活動等の効果的方策を検討し、具体的計画をたてて実践的な避難訓練を実施する。

### 第3節 避難計画及び避難所の整備

基本計画第2章第3節に準じて整備する。

#### 第1 避難所の設定、適切な避難指示、誘導方法の確立

地震には火災発生は必然的なものであり、人的災害の大部分は火災によるものである。従って避難所の設定にあたっては、震災時における地域的特性や周囲の状況を十分に考慮して選定する。また、混乱した状況下で住民を誘導することは極めて困難であるので、あらかじめ地域の自主防災組織等を通じ避難所を住民に周知徹底し、被災者の避難誘導についてもその時期、方法等を具体的に検討し、適切な避難体制を確立するものとする。

#### 第2 自動車による避難

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については、徒歩を原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

### 第4節 応急対策活動のための体制の整備

基本計画第2章第4節に準じて整備する。

#### 第1 全国瞬時警報システム等の整備

地震に伴い発生する津波は、周囲を海に囲まれた本村にとり、大きな災害を引き起こすおそれがある。津波に関する情報を早期に収集するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の整備を促進する。

#### 第2 救出機器の整備

家屋、建造物等の重量物の下敷きになった者の救出を敏速に行うため、消防機関においてはレスキューマット、ポートパワー、ジャッキ等の救助用具の充実を図り、各家庭においては、鋸、バール等の工具を準備するものとする。

### 第3 通信手段の整備

有線通信の途絶に備えて、無線の陸上移動局及び携帯局を整備すると共に、報道機関、アマチュア無線局の協力体制を確保するよう努めるとともに、道路の通行不能に対処してオートバイ、自転車等による連絡手段、方法も検討するものとする。

### 第4 応援協力体制の強化

隣接する町村及び自衛隊等関係機関の応援協力について、事前に十分検討し、受入態勢に万全を期するものとする。

## 第5節 地域における自主防災体制の整備

基本計画第2章第5節に準じて整備する。

### 第1 初期消火体制の確立

地震直後の初期消火は地震対策の基本である。地震直後は電力施設等の被害によって停電し、そのため水道施設の機能が停止したり、震動によって水道管が破損したり、道路の通行も不能となるなど悪条件が重なることが予想される。このような悪条件のもとにおいて初期消火の目的が十分に発揮できるよう防火用水の確保、小型ガソリンポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図るとともに、特に一般住民に対して家庭に小型消火器を常備するよう普及に努め、初期消火活動が積極的に行われるよう指導するものとする。

### 第2 民間防災協力体制の確立

大地震は、その被害を広範囲に及ぼし、初期混乱から震災応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。このような最悪の事態には消防職員、消防団員自身が被害者となることが多く、公共団体の機能が著しく低下する例が少なくないため、平素から地区会等の民間組織による積極的な防災協力組織を確立し、震災初期の混乱を最小限に防止、被害の軽減を図るものとする。

### 第3 公的機関の業務継続性の確保

村は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

## 第6節 要配慮者に対する支援体制

基本計画第2章第6節に準じて整備する。

## 第7節 孤立地区対策

基本計画第2章第7節に準じて整備する。

# 第3章 震災応急対策計画

## 第1節 災害発生直前対策

災害応急対策計画<sup>(※1)</sup>は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。応急措置の概要は、基本計画第3章に掲げる通りである。

### 第1 津波警報等の収集・伝達

地震・津波発生時において、防災関係機関が震災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報（以下「津波警報等」という。）、津波に関する情報その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 1. 津波警報等の発表及び伝達

##### (1) 津波警報等の発表

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約3分で津波警報等を津波予報区単位で発表する。その後、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻等の情報を発表する。

##### (2) 津波警報及び津波注意報の種類等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが3 m超である場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 5 m 10m 10m超 (定性的表現) 巨大
津波警報	予想される津波の高さが1 m超3 m以下である場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 3 m (定性的表現) 高い
津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上1 m以下である場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	(数値表現) 1 m (定性的表現) 表記しない

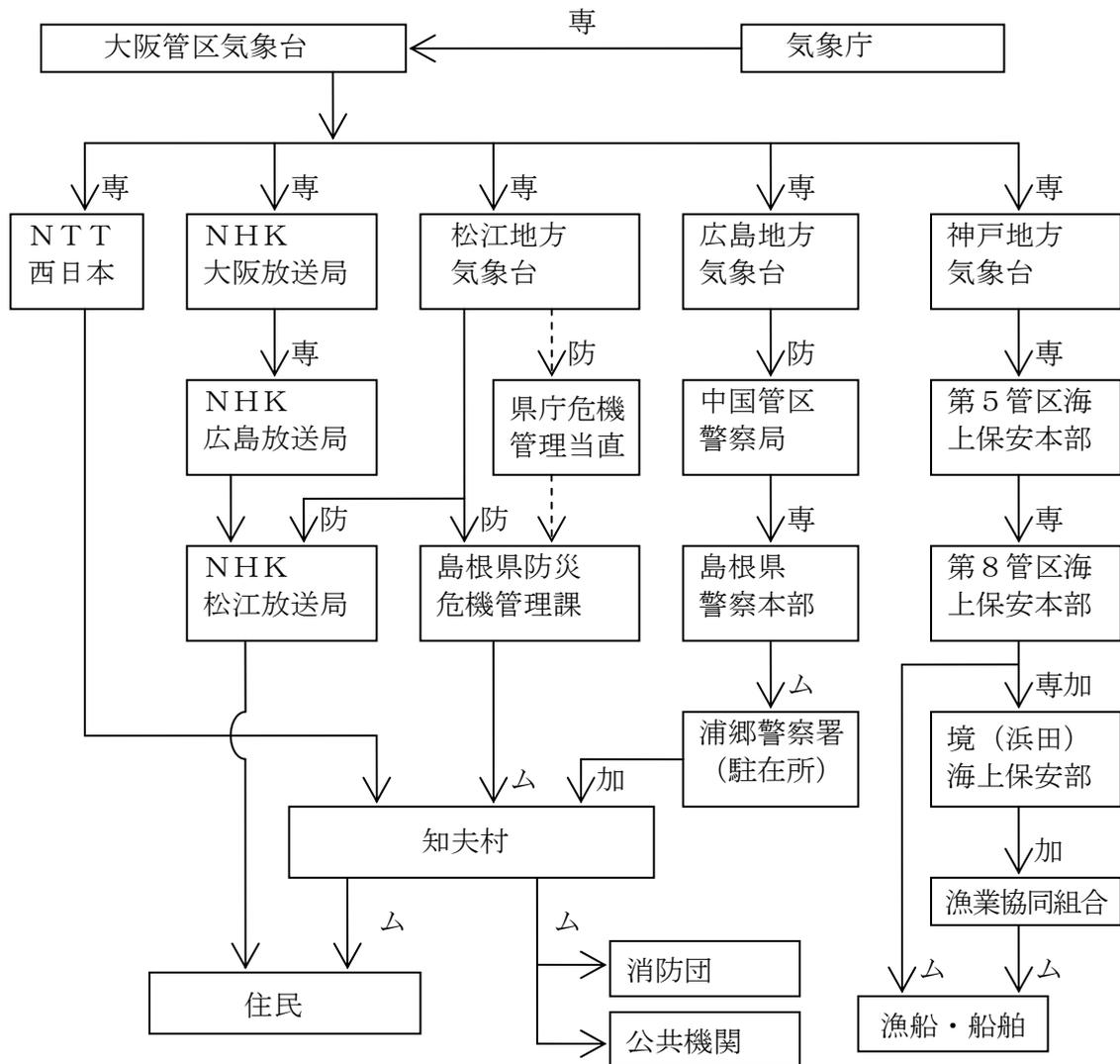
※1 災害対策基本法第50条

- (注) 1. 震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。
2. 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平均潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。
3. マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、正しい地震の規模を直ちに把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、予想される津波の高さを数値ではなく「巨大」、「高い」という定性的表現を用いる。
4. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

(3) 津波予報の種類、発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波警報等の伝達経路



注1) NTTによる伝達は、大津波警報、津波警報に限る。

注2) 専…専用回線(電話) 加…加入電話 ム…無線通信 防…防災情報提供システム

注3) 線は、通報の時間を示す。

———— 昼夜とも

----- 勤務時間外のみ(※)

※〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア 平日 0:00～8:30及び17:00～24:00の間

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ 年末年始(12/29～1/3) 全日

注4) NHK松江放送局は、津波警報を緊急警報システム(EWS)により放送する。

## 2. 津波に関する情報の発表及び伝達

### (1) 発表及び伝達

気象庁は、次の場合、津波に関する情報を発表し、津波警報等の伝達経路に準じて、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に伝達する。

- ① 県内の沿岸（島根県出雲・石見、隠岐）に津波予報が発表された場合
- ② その他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められる場合

### (2) 津波に関する情報の種類及び内容

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区の津波の第1波到達予想時刻や予想される津波の最大波の高さを発表する。震源要素も付加される。
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻と第1波の到達予想時刻及び該当する津波予報区で津波到達が最も早い場所の第1波の到達予想時刻を発表する。震源要素も付加される。
	津波観測に関する情報	各検潮所で観測した津波の第1波到達時刻と初動方向及びこれまでに観測された最大波の高さの最大値を発表する。ただし、観測された津波の高さが最大と誤解されないよう、津波の高さを「観測中」と発表する場合がある。津波警報等が発表されている予報区及び震源要素も付加される。
	津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

※ 島根県内の検潮所（気象庁所管）及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

## 3. 地震に関する情報の発表及び伝達

### (1) 発表及び伝達

気象庁は、次の場合、地震に関する情報を発表し、当該情報（震度速報を除く。）を津波警報等の伝達経路に準じて、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に伝達する。

- ① 県内で震度1以上を観測した場合
- ② その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められる場合

(2) 地震に関する情報の種類、発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ① 震度 3 以上 ② 津波警報又は注意報発表時 ③ 若干の海面変動が予想されるとき ④ 緊急地震速報（警報）を発表したとき	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ① マグニチュード 7.0 以上 ② 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
その他の情報	顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

4. 近海で地震が発生した場合

近海で地震が発生した場合、津波が来襲するおそれがあるため、強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、村及び関係住民等は次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 村のとるべき措置

- ① 沿岸の海面状態に異常を発見したときは、状況に応じて住民等に避難のため立ち退きを指示するものとする。
- ② 大津波警報、津波警報の伝達は、ラジオ、テレビ等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を防災担当者として定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示するものとする。このほか浦郷警察署及び気象庁から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとるものとする。
- ③ 避難が有効かつ適切に行えるよう、あらかじめ避難指示の伝達方法、誘導の方法等について定めておくものとする。
- ④ 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場海辺の行楽地及び沿岸部で施行されている工事現場等人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者及び事業者等と平素から連携し、これらの者の協力体制を確立しておくよう努めるものとする。

(2) 関係住民のとるべき措置

地震発生後、津波警報等の発表を知った場合には、村長の避難の指示の有無にかかわらず、ただちに安全な場所へ避難するものとする。

## 第2 避難勧告等の発令・伝達

### 1. 避難勧告等の発令段階及び発令基準

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間がかかるものまでであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、以下の発令基準に従って避難勧告等を発令する。

区分	発令時期（基準）	予想される津波の高さ（発表値）	津波警報等の種類
避難準備情報	津波注意報が発表され、漁業関係者、遊泳者、釣り人等に被害の発生するおそれがあるとき	1 m	津波注意報
避難勧告	津波警報が発表され、速やかに避難の必要があるとき	3 m	津波警報
避難指示	① 大津波警報が発表され、直ちに避難の必要があるとき ② 強い揺れ（震度5程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。	5 m 10m 10m超	大津波警報

なお、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

### 2. 避難勧告等の運用等

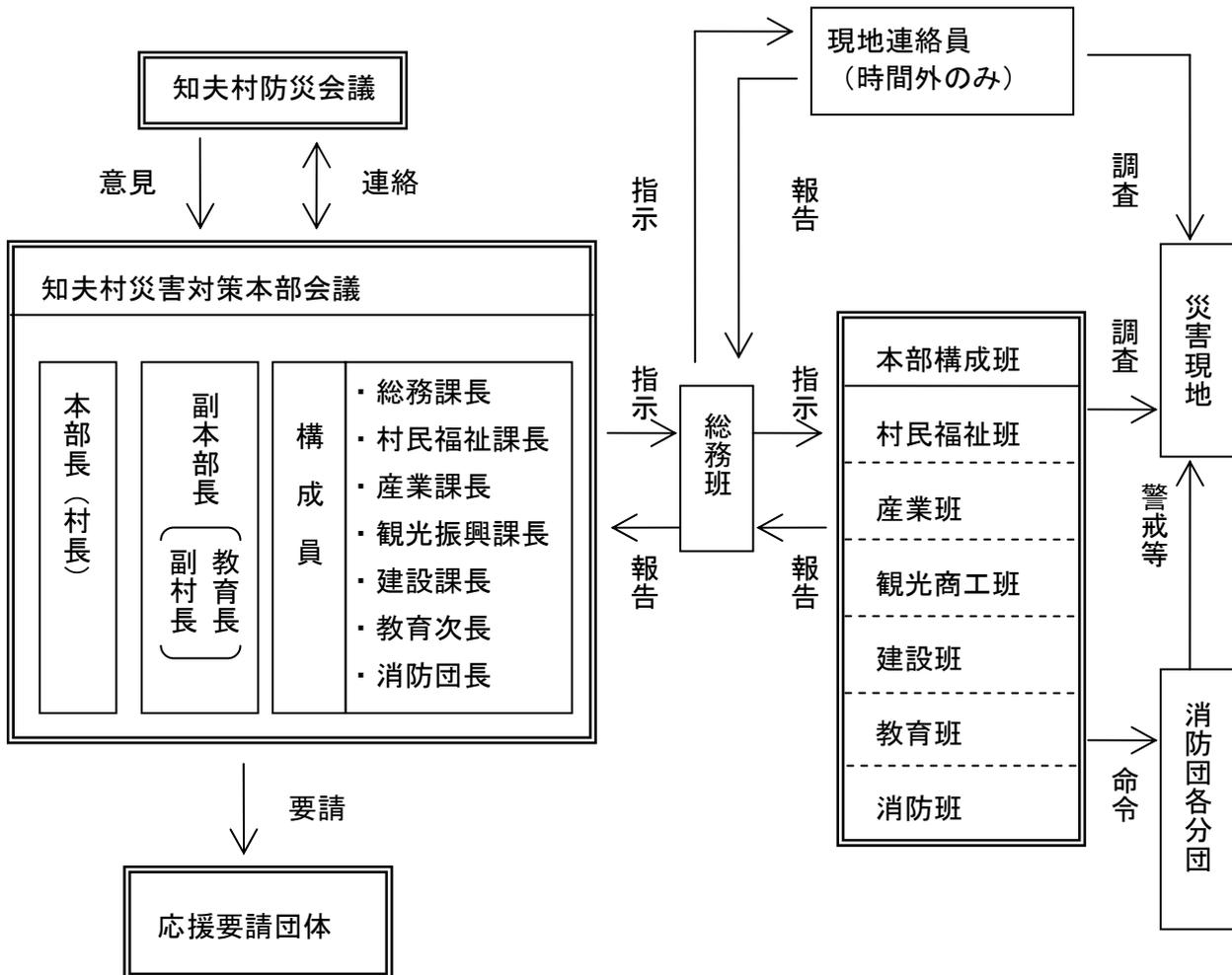
避難勧告等の運用、伝達方法、伝達内容及び避難の誘導等については、基本計画第2章第1節第2に準じて実施する。

## 第2節 災害応急活動体制

### 第1 災害対策本部の設置等

村の地域内に震災が発生し、又は発生のおそれがある場合で、村長が認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により対策本部を設置し、応急対策を迅速かつ的確に推進する。

#### 1. 対策本部の組織図



#### 2. 対策本部の設置基準

- (1) 大規模の震災が予想され、その対策を要するとき。
- (2) 震災が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法の適用を受けるような震災が発生し、対策を要するとき。

#### 3. 対策本部の廃止基準

対策本部は、概ね次の基準により村長が廃止する。

- (1) 震災発生のおそれが解消したと認めるとき。
- (2) 震災予防及び応急対策等が終了したと認めるとき。

#### 4. 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、震災対策の基本的な事項について協議決定する。

##### (1) 本部会議の協議事項

- ① 本部の配備体制の切替及び廃止に関する事。
- ② 震災情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ③ 本部長の村民に対する指示又は避難勧告に関する事。
- ④ 自衛隊及び他の地方公共団体に対する応援要請に関する事。
- ⑤ 震災対策に要する経費の措置方法等に関する事。
- ⑥ その他震災対策に関する重要な事項

#### 5. 本部各部の構成及び所掌事務

基本計画第3章第2節第1の定めに準ずる。

## 第2 災害体制の決定及び動員

村長は、震災応急を迅速的確に実施するため、平素から震災時における動員体制を確立するものとし、次のとおり震災体制を整え、この体制に従って要員の動員を行うものとする。

### 1. 震災体制の一般的基準

震災が発生した場合又は発生するおそれがある場合にとるべき震災体制の基準及び動員計画は、次のとおりとする。

(1) 震災体制の基準

	種別	時期	震災体制の決定	体制の内容
災害対策本部設置前	第1震災体制	① 隠岐島内に震度4程度の地震があったことにより、災害の発生の危険がある場合 ② 軽微な災害が発生し必要と認めた場合 ③ 隠岐に津波注意報が発表されたことにより、災害の発生の危険がある場合 ④ 隠岐に大津波警報又は津波警報が発表された場合	総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは村長に報告し、村長が決定する。	① 関係各課において、気象及び災害情報等について情報収集、連絡活動を行うと共に必要な措置を講ずる。 ② 状況に応じて第2震災体制に迅速に移行する準備を行う。 ③ 職員は地震情報等の推移に留意すると共に、時間外においても、すぐに登庁できるよう自宅等において待機する。
	第2震災体制	震災が拡大し震災第1体制では対処できない場合	(災害対策本部設置前) 総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは村長に報告し、村長が決定する。  (災害対策本部設置後) 災害対策本部長が決定する。	① 関係各課(各対策班)においては防災活動に従事すると共に、関係機関と相互に情報の連絡を行い対策を協議する。 ② 状況に応じて第3震災体制に迅速に移行する準備を行う。 ③ 災害対策本部設置準備又は設置を行う。
災害対策本部設置後	第3震災体制	① 県内若しくは日本海沿岸で震度5以上の地震があったことにより災害が発生し、又は災害の危険が極めて増大した場合で必要と認めるとき ② 震災が拡大し第2震災体制では対処できない場合	災害対策本部長が決定する。	① 各班対策班は全面的に防災活動を行う。

(2) 震災体制別動員計画

村は、あらかじめ震災体制別動員計画(別紙)を定め、総務課で管理更新するものとする。

2. 職員の自主参集

職員は、村内に震度4程度を超える地震があった場合又は隠岐に津波注意報若しくは津波警報が発表されたことを知った場合には、動員の通知、交通機関の有無又は昼夜の別にかかわらず積極的に登庁し、待機するよう心がけるものとする。

## 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改定）

### 使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

### 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—

3	屋内にいるほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具の殆どが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

#### 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

#### 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

#### ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

#### 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料出所：気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/kisyou/known/shindo/kaisetsu.html>）

### 3. 基本計画の準用

ボランティアの受入れ、応援協力及び協力命令等については基本計画第3章第2節第2に準じて実施する。

## 第3 災害時における通信手段の確保

基本計画第3章第2節第3に準じて実施する。

## 第4 災害情報の収集・伝達及び報告

基本計画第3章第2節第4に準じて実施する。

## 第5 災害広報

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、村及び防災関係機関は一体となって、地震発生後直ちに広報活動を展開するものとする。

村及び防災関係機関は、被災地での自主防災活動において適切な判断による行動がとれるよう、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、あらゆる広報媒体を利用して、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するものとする。

災害広報にあたっては、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など村民が守るべき防災活動上のルールについての広報の重要性に留意するとともに、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に十分配慮するものとする。

### 1. 広報の内容

村は、村における地震災害に関する村民への広報並びに村内外への支援要請の災害広報を、防災関係機関と連携して実施する。

その際、以下に示す地震災害時の時系列に対応した災害広報を実施する。

また、避難所等に避難した者に対しては、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等の発令下で二次災害の発生が懸念される場合に、むやみな移動（帰宅行動）を思いとどまらせ、冷静な行動を促す。

#### (1) 地震発生直後の広報

- ① 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）
- ② 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）
- ③ 避難の必要の有無等（津波警報を覚知し、避難勧告・指示を実施した場合、即時広報等）

#### (2) 地震による被害発生時の広報

- ① 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- ② 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- ③ 道路交通状況（交通規制等の状況、復旧状況等）
- ④ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- ⑤ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

### (3) 応急復旧活動段階の広報

- ① 村民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- ② 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

### (4) 支援受入れに関する広報

- ① 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
- ② 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

### (5) 被災者に対する広報

安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

### (6) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

## 2. 広報の方法

災害広報の方法は、村が保有する広報手段を最大限活用し、避難勧告等の伝達の方法に準じて行うものとし、防災関係機関相互の連絡をできる限り密にして行う。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請するものとする。

## 3. 要配慮者等への配慮

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとするとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行うものとする。

## 第6 災害救助法の適用

基本計画第3章第2節第6に準じて実施する。

## 第7 自衛隊災害派遣要請

基本計画第3章第2節第7に準じて実施する。

## 第8 相互応援協力・広域応援要請

基本計画第3章第2節第8に準じて実施する。

### 第3節 災害応急対策活動

#### 第1 避難収容活動

避難収容活動については、次に示すもののほかは、基本計画第3章第3節第1に準じて実施する。

##### 1. 的確な避難指示等の実施

地震に伴い発生すると予想される津波に対しては、集落が海岸線に沿って存在することから、有効な避難場所が限定されるため、学校校庭等の広場（1次避難場所）なども活用し、的確な避難勧告、指示を行い、住民の身体の保護を図る。

##### 2. 避難所の開設

避難所の開設は、地域条件等状況を考慮して次のように定める。

##### (一時避難場所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害		管理 団体	標高 (m)
					地震	津波		
郡・大江	郡集会所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2364	郡	○	△	区	8.5
	郡保育所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2076	郡	○	○	保育所	11.7
	竹名駐車場	〒 知夫村字郡881-9		郡	○	○	島根県	52.3
	妙経寺	〒684-0102 知夫村字郡1454		郡	○	○	(要確認)	28.8
	大江集会所	〒684-0101 知夫村字大江1141-4		大江	○	×	区	1.3
	大江お堂	〒684-0101 知夫村字大江1182-4		大江	×	○	区	14.5
	コミュニティー センター	〒684-0104 知夫村字薄毛404	8-2211 (役場総務課)	郡・大江	○	×	役場	1.6
多沢	多沢集会所	〒684-0103 知夫村字多沢578-4		多沢	○	×	区	1.4
	多沢神社	〒684-0103 知夫村字郡578-4	8-2076	多沢	○	○	区	13.6
	多沢お堂	〒684-0103 知夫村字多沢608		多沢	×	△	区	9.7
	多沢ログハウス	〒684-0103 知夫村字多沢456-4		多沢	○	○	役場	54.0
薄毛	薄毛集会所	〒684-0104 知夫村字薄毛298-13		薄毛	○	×	区	1.8
	薄毛神社	〒684-0104 知夫村字薄毛317		薄毛	○	○	区	16.0
仁夫	仁夫集会所	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-2		仁夫	○	×	区	1.9
	仁夫神社	〒684-0105 知夫村字仁夫2390		仁夫	○	○	区	21.8
	仁夫お堂	〒684-0105 知夫村字仁夫2307		仁夫	×	○	区	14.3

## (一時避難場所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害		管理 団体	標高 (m)
					地震	津波		
来居	来居集会所	〒684-0106 知夫村字来居1712-1		来居	○	○	区	21.8
	願成寺	〒684-0106 知夫村字来居1601		来居	○	○	口村さん	30.0
	来居お堂	〒684-0106 知夫村字来居1693		来居	×	○	区	15.2
	隠岐汽船待合所	〒684-0106 知夫村字来居1730-6		来居	○	×	隠岐汽船	2.2
古海	古海集会所	〒684-0107 知夫村字古海2882-2		古海	○	×	区	2.2
	古海お堂	〒684-0107 知夫村字古海2899		古海	×	○	区	11.5

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する(避難に適している)ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

## (広域避難場所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災 害		管理 団体	標高 (m)
					地震	津波		
(共通)	知夫小中学校	〒684-0102 知夫村字郡1053-1	8-2015(小) 8-2051(中)	全地区	○	△	教委	2.4
	赤ハゲ山	〒 知夫村2759-4		全地区	○	○	役場	324.0
郡・ 大江	一宮神社	〒684-0102 知夫村字郡1018		郡・大江	×	○	役場	13.0
	家畜市場	〒684-0102 知夫村字郡1086		郡・大江	○	○	農協	31.4
多沢	招福苑 (建物以外)	〒684-0103 知夫村字多沢664	8-2001	多沢	○	○	社協	24.0
薄毛	へりポート	〒 知夫村187-3		薄毛	○	○	役場	65.2
仁夫	ホテル知夫の里	〒684-0105 知夫村字仁夫1242-3	8-2500	仁夫	○	○	知夫の里	46.2
	仁夫里浜公園	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-6		全地区	○	×	役場	1.7
来居	来居港	〒684-0106 知夫村字来居1730-6	8-2359	来居	○	×	役場	2.2
	四季の展望休憩所	〒 知夫村字来居1746-5		来居	○	○	島根県	44.0
古海	姫宮神社	〒684-0107 知夫村187-3		古海	○	○	区	14.5

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する(避難に適している)ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

(指定避難所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害		管理 団体	標高 (m)
					地震	津波		
(共通)	知夫小中学校	〒684-0102 知夫村字郡1053-1	8-2015(小) 8-2051(中)	全地区	○	△	教委	2.4
	開発センター	〒684-0102 知夫村字郡766-1		全地区	○	×	教委	5.3
郡・ 大江	郡集会所	〒684-0102 知夫村字郡950-1	8-2364	郡	○	△	区	8.5
	大江集会所	〒684-0101 知夫村字大江1141-4		大江	○	×	区	1.3
多沢	多沢集会所	〒684-0103 知夫村字多沢578-4		多沢	○	×	区	1.4
薄毛	薄毛集会所	〒684-0104 知夫村字薄毛298-13		薄毛	○	×	区	1.8
仁夫	仁夫集会所	〒684-0105 知夫村字仁夫2246-2		仁夫	○	×	区	1.9
来居	来居集会所	〒684-0106 知夫村字来居1712-1		来居	○	×	区	21.8
古海	古海集会所	〒684-0107 知夫村字古海2882-2		古海	○	×	区	2.2

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する(避難に適している)ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

(指定福祉避難所)

地区	建物又は場所の 名 称	住所	電話 番号	避難対象 地 域	適応災害		管理 団体	標高 (m)
					地震	津波		
(共通)	招福苑	〒684-0103 知夫村字多沢664	8-2001	全地区	○	○	社協	24.0
	役場2階 保健センター	〒684-0102 知夫村字郡1065	8-2211	全地区	○	○	役場	7.1

(注) 適応災害欄の○印は、当該災害に適応する(避難に適している)ことを、×印は非適応を、△印は避難時及び開設時に当該建物又は場所の管理団体に確認を要することを表す。

## 第2 消防活動

### 1. 出火等の防止広報

村及び消防機関は、発災後速やかに住民、施設、事業所等に対して、出火等の防止措置の徹底を図るための広報に努めるものとする。

地域住民及び施設、事業所等の自主消防組織(以下本節において「住民等」という。)は、これに協力し、出火等の防止に万全を期するものとする。

### 2. 初期消火

住民等は、火元の早期発見に努め、初期消火に万全をつくすとともに、消防機関に通報するものとする。

### 3. 火災防御

消防機関は、火災の発生状況、運行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、その全機能をあげて火災防御に万全をつくすものとする。

その他、消防活動について必要な事項は、基本計画第3章第3節第2に準じて実施する。

### 第3 救出救護活動

#### 1. 救出活動

震災時には広域的又は局地的に多数の要救出者が発生することが予想されるため、村、浦郷警察署、隠岐広域連合消防本部等の防災関係機関は相互に協力体制を確立し、迅速、的確に救出、救護、搬送活動を実施するものとし、村は次の措置をとるものとする。

- (1) 消防機関職員等による救助隊を、編成するとともに浦郷警察署と連携協力して、救出に必要な車両、機械器具その他資器材を調達し、迅速に救出、救護、搬送活動にあたるものとする。
- (2) 村自体の能力で救出作業が困難な場合、県及び他町村に応援を要請するものとする。

その他、救出救護活動について必要な事項は、基本計画第3章第3節第3及び第4節第3に準じて実施する。

### 第4 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

基本計画第3章第3節第4に準じて実施する。

### 第5 ライフライン施設の応急復旧

基本計画第3章第3節第5に準じて実施する。

### 第6 障害物の除去・排除

基本計画第3章第3節第6に準じて実施する。

### 第7 災害廃棄物等の処理

基本計画第3章第3節第7に準じて実施する。

### 第8 防疫・保健衛生対策

基本計画第3章第3節第8に準じて実施する。

### 第9 防災職員等の安全確保及び惨事ストレス対策

基本計画第3章第3節第9に準じて実施する。

### 第10 農業関係被害の拡大防止

基本計画第3章第3節第10に準じて実施する。

### 第11 緊急輸送のための交通確保

基本計画第3章第3節第11に準じて実施する。

## 第12 公安警備活動

基本計画第3章第3節第12に準じて実施する。

## 第13 死体の搜索、処理及び埋葬

基本計画第3章第3節第13に準じて実施する。

## 第14 住宅の確保及び応急対策

基本計画第3章第3節第14に準じて実施する。

## 第15 文教対策

基本計画第3章第3節第15に準じて実施する。

# 第4章 災害復旧・復興計画

基本計画第4章を準じて策定するものとし、災害教訓を活かして震災及び津波災害に強い村づくりを目指すものとする。

# Ⅲ. 資料編

## 附属資料

### (資料1) 知夫村防災会議条例

(昭和41年3月25日知夫村条例第9号)

改正 平成12年3月16日条例第2号 平成24年6月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、知夫村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知夫村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 隠岐島消防署知夫出張所長
  - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 島根県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、10名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、村の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月16日条例第2号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第15号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## （資料2）知夫村災害対策本部条例

（昭和41年3月25日知夫村条例第10号）

改正 平成8年3月15日条例第3号

（目的）

- 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、知夫村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受けて、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。
- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 班長は、班の事務を掌理する。

（現地対策本部）

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をおき、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

（雑則）

- 第5条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

### (資料3) 知夫村地域振興無線放送施設の設置及び管理に関する条例

(平成23年3月11日知夫村条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、知夫村地域振興無線放送施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 知夫村の福祉、産業、教育、観光等様々な分野において、行政では補完しきれない住民への応變的できめ細かな情報提供の推進に資することを目的とし、知夫村地域振興無線放送施設(以下「放送施設」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第3条 放送施設の管理及び運営を行うにあたり、知夫村無線告知システム運営協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会長は規約の定めるところにより、知夫村長(以下「村長」という。)をもって充てる。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 移動局と通信を行う為の、陸上に置く移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上移動局とは陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する可搬型の無線機をいう。
- (4) 遠隔制御器 電話回線により無線局を操作して情報を送る制御器をいう。
- (5) 個別受信機 基地局間の相互通信電波を受けて情報を伝達する、屋内に設置する受信設備をいう。

(放送内容)

第5条 放送施設による放送内容は、次のとおりとする。

- (1) 村の公示及び広報の伝達
- (2) 地区の公示及び広報の伝達
- (3) 公共団体または公共的団体の公示及び広報の伝達
- (4) 生活文化の向上に必要な情報の伝達
- (5) その他、村長が認めた広報及び連絡に関する伝達

(放送区域)

第6条 知夫村地域振興無線放送を行う区域は、知夫村の全域とする。

(使用者)

第7条 放送施設の使用は、規則の定めるところにより村長の指定する者以外の者が行うことはできない。

(放送の許可)

第8条 放送施設を使用し放送を行おうとする者、または放送の依頼を行おうとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ申請書を提出して、村長の許可を受けなければならない。

(無線施設の設置場所)

第9条 無線施設は次に掲げる場所に設置する。

- (1) 基地局は、アカハゲ山展望台に設置する。
- (2) 陸上移動局は、知夫村役場内及び仁夫福祉館内に設置する。
- (3) 遠隔制御器は、知夫村役場内に設置する。
- (4) 個別受信機は、村内において村長が必要と認めた場所に設置する。

(個別受信機の貸与)

第10条 個別受信機は、村内において村長が必要と認めた住居の世帯主及び施設の管理者(以下「借受者」という。)に貸与するものとする。

2 個別受信機の貸与を必要とする借受者は、規則の定めるところにより知夫村地域振興無線個別受信機等借用申請書を提出し、村長の承認を得なければならない。

(個別受信機の返還)

第11条 借受者が村内に住居を有しなくなったとき、または村長がその必要を認めなくなったときは、規則の定めるところにより速やかに個別受信機を返還しなければならない。

(管理)

第12条 放送施設の運営及び管理は協議会が行う。

2 村長は、常に施設の善良な管理に努めなければならない。

3 村長は、規約の定めるところにより無線施設の管理運用責任者等を任命することができる。

4 借受者は個別受信機の良い管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を村長に届け出て、その指示に従わなければならない。

5 無線施設の補修等は、村長の指定する者以外の者が行うことはできない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (資料4) 島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 島根県避難勧告等情報伝達連絡会(以下「連絡会」という。)は、県、市町村と放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時に避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告及び避難指示が住民に迅速かつ確実に伝わることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、島根県総務部消防防災課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が、必要があると認める時に開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告、避難指示の内容
- (2) 市町村もしくは県から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、島根県総務部消防防災課防災グループに事務局を置く。

附 則

この規約は、平成17年7月15日から実施する。

附 則 (平成18年4月19日)

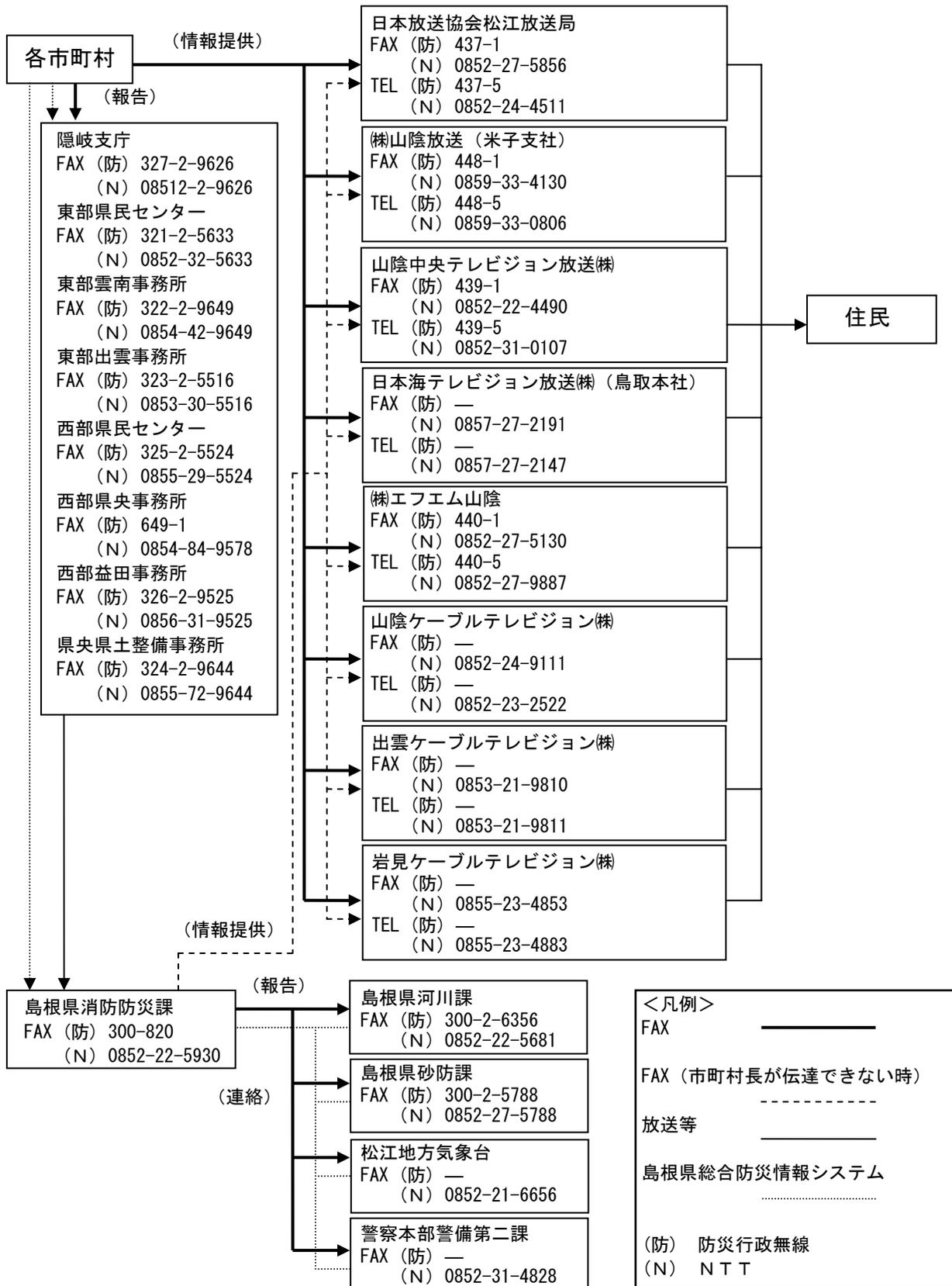
この規約は、平成18年4月19日から実施する。

附 則 (平成20年2月5日)

この規約は、平成20年2月5日から実施する。

<別紙2>

情報伝達系統図



## (資料5) 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と知夫村長（以下「乙」という。）は、知夫村の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、知夫村民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、知夫村災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の通り協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月19日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 知夫村 知夫村長 福山 孝行

(資料6) 島根県防災行政無線局

無線局の区分		機関名	識別信号
合庁局	県	隠岐合庁局	ぼうさいおきごうちょう
	関係機関	JFしまね西郷支所	
多重局	県	島前県土	ぼうさいどうぜんけんどう
		隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	ぼうさいちょうしだむ
		隠岐支庁県土整備局 美田ダム管理所	ぼうさいみただむ
末端局	県	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	ぼうさいおきくこう
		栽培漁業センター	ぼうさいさいばいぎょぎょう
	村	知夫村	ぼうさいちぶ
	関係機関 (消防)	隠岐広域連合 消防本部	ぼうさいおきしょうぼう
	関係機関 (漁協)	JFしまね浦郷支所	
陸上移動局 (車載)	県	隠岐支庁県民局	おき 1
		隠岐支庁農林局	おき 2
		隠岐支庁隠岐保健所	おき 3
		隠岐支庁県土整備局	おき 4
			おき 5
		隠岐支庁県民局	おき 6
			おき 7
		おき 8	
隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	ちょうしだむ 1		
隠岐支庁県土整備局 島前事業部	どうぜん 1		
	どうぜん 2		
携帯局 (携帯)	県	隠岐支庁県民局	しまね 137
			しまね 138

(資料7) 一般無線局

所属	所在地・電話番号・責任者	通信系	種別
隠岐の島警察署	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二20-15 08512-2-0110 隠岐の島警察署長	県下一円	固定局
			移動局
隠岐海上保安署	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋ノ下99-2 08512-2-4999 隠岐海上保安署長	海上保安庁 所属船との間	携帯 基地局
隠岐広域連合 隠岐島消防署	隠岐郡隠岐の島町城北町163 08512-2-2299 隠岐広域連合消防長	隠岐島管内	固定局
	隠岐郡西ノ島町大字浦郷60-7 08514-6-1119 島前分署		基地局
	隠岐郡海士町大字海士1483 08514-2-1119 海士出張所		移動局
	隠岐郡知夫村大字知夫1561-9 08514-8-2119 知夫出張所		固定局 (基地共用)
浦郷警察署	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218-4 08514-6-0121 浦郷警察署長	県下一円	固定局
			移動局
JFしまね 西郷支所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一-62 08512-2-1431 JFしまね西郷支所長	漁船との間	漁業 湾岸局
JFしまね 中村支所	隠岐郡隠岐の島町秦779 08512-4-0211 JFしまね中村支所長	漁船との間	漁業 湾岸局
JFしまね 浦郷支所	隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-15 08514-6-0201(昼) 08514-6-0204(夜) JFしまね浦郷支所長	漁船との間	漁業 湾岸局

(資料8) アマチュア無線局

連絡先住所	連絡者名	連絡先電話番号
685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万1946	門脇 昭辰	08512-6-2158
685-0005 隠岐郡隠岐の島町東郷唐井25	岡田 十三夫	08512-2-1584

## (資料9) 知夫村消防団

### 1. 沿革

本村の消防団は、昭和22年4月に発足した。

### 2. 管轄区域

(1) 知夫村全域 (13.68km<sup>2</sup>)

(2) 地区別世帯数・人口

地区名	世帯数	人口
薄毛		
多沢		
郡		
大江		
仁夫		
来居		
古海		

(平成25年1月1日現在)

### 3. 階級別消防団員数

団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
1	1	3	3	4	58	70

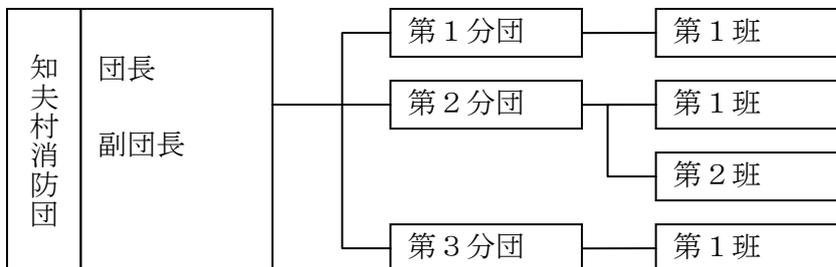
(平成25年1月1日現在)

### 4. 消防団施設整備状況

施設名	設備数
ポンプ等	小型動力ポンプ付き積載車 5台 小型動力ポンプ 0台
水利	防火水槽 (40m以上) 10基

(平成25年1月1日現在)

### 5. 消防団組織図





# 様式集

## 様式第0号 災害発生即報

災害名	(第 報)	報告状況：	
		続報元報告番号：	
		報告日時	年 月 日 時 分
		市町村名	知 夫 村
		所属部署	
		報告者名	

発生場所						発生日時		年 月 日 時 分			
件 名											
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況		(地区)			(報告機関名)					

様式第1号 被害状況速報

被害状況速報 ( 日 時 分現在)

市町村名	知夫村
報告者	
電話番号	

(報告経路)  
知夫村→隠岐支庁県民局→防災危機管理課

区分		被害		備考			
人的被害	死者		人				
	行方不明		人				
	重傷		人				
	軽傷		人				
住家被害	全壊		棟	り災世帯数		世帯	
			世帯	り災者数		人	
			人				
	半壊		棟	り災世帯数		世帯	
			世帯	り災者数		人	
			人				
	一部損壊		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟	り災世帯数		世帯	
			世帯	り災者数		人	
			人				
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家被害	公共建物	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
	その他	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
<p>&lt;人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。</li> <li>・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。(一部損壊以外)</li> <li>・住家被害の一部損壊の定義…全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。 (ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。)</li> <li>・非住家の定義…住家以外の建物で、1 公共建物(役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、2 その他(倉庫、車庫、作業所等)の施設とする。(学校は「その他被害」の文教施設で報告する。)</li> </ul>							
その他被害	文教施設		箇所	水道		戸	火災発生
	病院		箇所	電話		回線	建物
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他
				ブロック塀等		箇所	
災害対策本部等の設置状況	災対種別			設置時間		解散時間	

様式第3号の3 教育関係被害

第 号  
平成 年 月 日

村長名 印

災 害 報 告 書

平成 年 月 日の（災害名）により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

（単位：千円）

被害学校名	被害状況											負担事業 補助事業 の別	
	建物							工作物 被害 金額	土地 被害 金額	設備 被害 金額	被害 金額 計		
	要新築				要補修	計							
	全壊		半壊		大破以下	面積	金額						
面積	金額	面積	金額	金額									
計 校													

- (注) 1. 金額欄には、復旧に要する経費を記入する。  
2. 国庫負担（補助）事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○を付す。

様式第4号 福祉施設関係被害

福 祉 施 設 関 係 被 害

災害名： 発生日時：  
報告元： 報告日時：  
報告者： 報告番号：

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	m <sup>2</sup>	金額 (千円)									
		知夫村												

様式第6号 商業及び鉱工業関係被害

商業及び鉱工業関係被害

市町村： 知 夫 村

災害名： \_\_\_\_\_

発生日時： \_\_\_\_\_

報告元： \_\_\_\_\_

報告日時： \_\_\_\_\_

報告者： \_\_\_\_\_

報告番号： \_\_\_\_\_

項目名			単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数				1	
	建物被害	全壊		(棟)	2	
			金額	(千円)	3	
		流失		(棟)	4	
			金額	(千円)	5	
		半壊		(棟)	6	
			金額	(千円)	7	
		浸水		(棟)	8	
			金額	(千円)	9	
		破損		(棟)	10	
			金額	(千円)	11	
		敷地崩壊		(棟)	12	
			金額	(千円)	13	
		合計		(棟)	14	
			金額	(千円)	15	
	施設商品関係被害	施設	数量		16	
			金額	(千円)	17	
		商品、製品	数量		18	
			金額	(千円)	19	
		仕掛品、原材料	数量		20	
			金額	(千円)	21	
		その他	数量		22	
			金額	(千円)	23	
		合計	数量		24	
	金額		(千円)	25		
商業被害合計金額			金額	(千円)	26	
工業	被害事業所数				1	
	建物被害	全壊		(棟)	2	
			金額	(千円)	3	
		流失		(棟)	4	
			金額	(千円)	5	
		半壊		(棟)	6	
			金額	(千円)	7	
		浸水		(棟)	8	
			金額	(千円)	9	
		破損		(棟)	10	
			金額	(千円)	11	
		敷地崩壊		(棟)	12	
			金額	(千円)	13	
		合計		(棟)	14	
			金額	(千円)	15	

項目名		単位	番号	内容	備考	
工業	施設商品関係被害	施設	数量		16	
			金額	(千円)	17	
		商品、製品	数量		18	
			金額	(千円)	19	
		仕掛品、原材料	数量		20	
		金額	(千円)	21		
	その他	数量		22		
	金額	(千円)	23			
	合計	数量		24		
		金額	(千円)	25		
工業被害合計金額		金額	(千円)	26		
その他	被害事業所数				1	
	建物被害	全壊		(棟)	2	
			金額	(千円)	3	
		流失		(棟)	4	
			金額	(千円)	5	
		半壊		(棟)	6	
			金額	(千円)	7	
		浸水		(棟)	8	
	金額		(千円)	9		
	破損		(棟)	10		
		金額	(千円)	11		
	敷地崩壊		(棟)	12		
		金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	
			金額	(千円)	15	
	施設商品関係被害	施設	数量		16	
			金額	(千円)	17	
商品、製品		数量		18		
		金額	(千円)	19		
仕掛品、原材料		数量		20		
	金額	(千円)	21			
その他	数量		22			
	金額	(千円)	23			
	合計	数量		24		
		金額	(千円)	25		
その他被害合計金額		金額	(千円)	26		

<集計欄>

建物被害	棟数	(棟)	27	
	金額	(千円)	28	
施設商品関係被害金額	金額	(千円)	29	
総計	金額	(千円)	30	

様式第8号の1 土木関係被害

災害報告書（公共土木施設災害用）

事業主体名	災害原因	
	発生年月日	自：平成年月日～至：平成年月日
	防災課への報告年月日	平成 年 月 日

工種	河川・海岸 砂防・道路 ・橋梁（名）	被災箇所			被害額 （千円）	工事概要	摘要
		市郡	町村	地域			
1						L=	
2						L=	
3						L=	
4						L=	
5						L=	
6						L=	
7						L=	
8						L=	
9						L=	
10						L=	

注：報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設として下さい（集計表は様式第8号の1集計表）  
 被害額には、内未成・内転属額を除いて下さい。  
 摘要欄には、被害状況（破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等）、人口被害、住家被害、応急工法の概要（期間）、交通規制月日（全面・一部）、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入して下さい。  
 工種ごとに小計をし、最後に合計して下さい。

災害報告集計表

■災害原因 ( ) ■発生年月日 (自 月 日～至 月 日) (単位：千円)

区分	河川		海岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道路		橋梁		港湾		下水道		公園		計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
県土事務所名																							
市町村名																							
合計																							

※ 災害原因別に作成して下さい。

訂正報告は、訂正前を上段に ( ) 書きして下さい。

## 様式第8号の2 公営住宅関係被害

### 公 営 住 宅 関 係 被 害

市町村：知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
滅失 全壊 棟	1		
滅失 全壊 金額 (千円)	2		
滅失 全焼 棟	3		
滅失 全焼 金額 (千円)	4		
滅失 全流失 棟	5		
滅失 全流失 金額 (千円)	6		
損傷 半壊 棟	7		
損傷 半壊 金額 (千円)	8		
損傷 半焼 棟	9		
損傷 半焼 金額 (千円)	10		
損傷 半流失 棟	11		
損傷 半流失 金額 (千円)	12		
損傷 一部損傷 棟	13		
損傷 一部損傷 金額 (千円)	14		
床上浸水 棟	15		
床上浸水 金額 (千円)	16		
敷地崩壊 面積 (m <sup>2</sup> )	17		
敷地崩壊 金額 (千円)	18		
合計 棟	19		
合計 金額 (千円)	20		

(注) 備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

様式第9号 農地・農業用施設関係被害

農地・農業用施設関係被害

市町村：  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

項目名			番号	内容	備考
農地	田	面積 (ha)	1		
農地	田	箇所	2		
農地	田	金額 (千円)	3		
農地	畑	面積 (ha)	4		
農地	畑	箇所	5		
農地	畑	金額 (千円)	6		
農地	湖畔	面積 (ha)	7		
農地	湖畔	箇所	8		
農地	湖畔	金額 (千円)	9		
農地	計	面積 (ha)	10		
農地	計	箇所	11		
農地	計	金額 (千円)	12		
農業用施設	ため池	面積 (m <sup>2</sup> )	13		
農業用施設	ため池	箇所	14		
農業用施設	ため池	金額 (千円)	15		
農業用施設	頭首工	面積 (m <sup>2</sup> )	16		
農業用施設	頭首工	箇所	17		
農業用施設	頭首工	金額 (千円)	18		
農業用施設	水路	面積 (m <sup>2</sup> )	19		
農業用施設	水路	箇所	20		
農業用施設	水路	金額 (千円)	21		
農業用施設	堤防	面積 (m <sup>2</sup> )	22		
農業用施設	堤防	箇所	23		
農業用施設	堤防	金額 (千円)	24		
農業用施設	揚水機	面積 (m <sup>2</sup> )	25		
農業用施設	揚水機	箇所	26		
農業用施設	揚水機	金額 (千円)	27		
農業用施設	道路	面積 (m <sup>2</sup> )	28		
農業用施設	道路	箇所	29		
農業用施設	道路	金額 (千円)	30		
農業用施設	橋梁	面積 (m <sup>2</sup> )	31		
農業用施設	橋梁	箇所	32		
農業用施設	橋梁	金額 (千円)	33		
農業用施設	農地保全	面積 (m <sup>2</sup> )	34		
農業用施設	農地保全	箇所	35		
農業用施設	農地保全	金額 (千円)	36		
農業用施設	計	面積 (m <sup>2</sup> )	37		
農業用施設	計	箇所	38		
農業用施設	計	金額 (千円)	39		

項目名	番号	内容	備考
負担法 地すべり 面積 (m <sup>2</sup> )	40		
負担法 地すべり 箇所	41		
負担法 地すべり 金額 (千円)	42		
負担法 海岸 面積 (m <sup>2</sup> )	43		
負担法 海岸 箇所	44		
負担法 海岸 金額 (千円)	45		
負担法 計 面積 (m <sup>2</sup> )	46		
負担法 計 箇所	47		
負担法 計 金額 (千円)	48		

#### 様式第9号の4 農地・農業用被害速報

市町村名： 知夫村	
災害名：	発生期間： 年 月 日～ 月 日
今回災害の降雨量等 (※)	
報告年月日： 年 月 日	報告回数： 第 回 / 最終

項目		内容	備考
農地	箇所数	箇所	
	面積	ha	
	被害額	千円	
農業用施設	箇所数	箇所	
	被害額	千円	
合計	箇所数	箇所	
	被害額	千円	
農業用施設 内訳	ため池	箇所数	箇所
		被害額	千円
	頭首工	箇所数	箇所
		被害額	千円
	水路	箇所数	箇所
		被害額	千円
	揚水機	箇所数	箇所
		被害額	千円
	堤防	箇所数	箇所
		被害額	千円
	道路	箇所数	箇所
		被害額	千円
	橋梁	箇所数	箇所
		被害額	千円
農地保全施設	箇所数	箇所	
	被害額	千円	

注：災害の気象事象等の記載について（様式自由、別葉）

※ 市町村毎の「今回災害の降雨量等」（観測所名、日雨量、連続雨量、風速、潮位、波高、台風の中心示度等）は別葉にて提出する。（様式自由）なお、

※ 今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で被災にあった箇所のうち最大値を記入する。

※ 地震災害では、最大震度、マグニチュード等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。

### 様式第10号の1 農作物関係被害

#### 農作物関係被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	(千円)	被害程度別内訳										備考	
							100%		100%未満～70%		70%未満～		50%未満～		30%未満			
							面積 (ha)	減収量 (t)										

### 様式第10号の2 果樹等樹体被害

#### 果樹等樹体被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	樹体損傷					落葉					備考			
				(千円)	被害程度内訳 (面積：ha)					被害程度内訳 (面積：ha)							
					100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%	30%未満	100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%		30%未満		

### 様式第10号の3 農業用非共同利用施設被害

#### 農業用非共同利用施設被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

分類	作物名	施設名	農家戸数 (戸)	(m <sup>2</sup> )	件数 (件)	(千円)	被害程度別内訳								備考		
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%			30%未満	
							面積 (m <sup>2</sup> )	件数 (件)		面積 (m <sup>2</sup> )	件数 (件)						

(注) 1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価基準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

様式第12号 畜産関係被害

畜 産 関 係 被 害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名		番号	内容	備考
畜舎	流失埋没 棟数 (棟)	1		
畜舎	流失埋没 被害額 (千円)	2		
畜舎	全壊 棟数 (棟)	3		
畜舎	全壊 被害額 (千円)	4		
畜舎	半壊 棟数 (棟)	5		
畜舎	半壊 被害額 (千円)	6		
畜舎	土砂流入 棟数 (棟)	7		
畜舎	土砂流入 被害額 (千円)	8		
畜舎	浸水 棟数 (棟)	9		
畜舎	浸水 被害額 (千円)	10		
畜舎	小計 棟数 (棟)	11		
畜舎	小計 被害額 (千円)	12		
牧草地	改良草地 箇所数 (箇所)	13		
牧草地	改良草地 被害額 (千円)	14		
牧草地	改良草地 面積 (ha)	15		
牧草地	飼料専用畑 箇所数 (箇所)	16		
牧草地	飼料専用畑 被害額 (千円)	17		
牧草地	飼料専用畑 面積 (ha)	18		
牧草地	小計 箇所数 (箇所)	19		
牧草地	小計 被害額 (千円)	20		
牧草地	小計 面積 (ha)	21		
牧草等施設	牧道 箇所数 (箇所)	22		
牧草等施設	牧道 面積 (ha)	23		
牧草等施設	牧道 被害額 (千円)	24		
牧草等施設	牧柵 箇所数 (箇所)	25		
牧草等施設	牧柵 面積 (ha)	26		
牧草等施設	牧柵 被害額 (千円)	27		
牧草等施設	付属施設 箇所数 (箇所)	28		
牧草等施設	付属施設 面積 (ha)	29		
牧草等施設	付属施設 被害額 (千円)	30		
牧草等施設	小計 被害額 (千円)	31		
家畜	死亡流失 乳牛 (頭)	32		
家畜	死亡流失 乳牛 被害額 (千円)	33		
家畜	死亡流失 肉用牛 (頭)	34		
家畜	死亡流失 肉用牛 被害額 (千円)	35		
家畜	死亡流失 馬 (頭)	36		
家畜	死亡流失 馬 被害額 (千円)	37		
家畜	死亡流失 豚 (頭)	38		
家畜	死亡流失 豚 被害額 (千円)	39		

項目名		番号	内容	備考
家畜	死亡流失 採卵鶏 (羽)	40		
家畜	死亡流失 採卵鶏 被害額 (千円)	41		
家畜	死亡流失 ブロイラー (羽)	42		
家畜	死亡流失 ブロイラー 被害額 (千円)	43		
家畜	死亡流失 みつばち (群)	44		
家畜	死亡流失 みつばち 被害額 (千円)	45		
家畜	損傷 乳牛 (頭)	46		
家畜	損傷 乳牛 被害額 (千円)	47		
家畜	損傷 肉用牛 (頭)	48		
家畜	損傷 肉用牛 被害額 (千円)	49		
家畜	損傷 馬 (頭)	50		
家畜	損傷 馬 被害額 (千円)	51		
家畜	損傷 豚 (頭)	52		
家畜	損傷 豚 被害額 (千円)	53		
家畜	損傷 採卵鶏 (羽)	54		
家畜	損傷 採卵鶏 被害額 (千円)	55		
家畜	損傷 ブロイラー (羽)	56		
家畜	損傷 ブロイラー 被害額 (千円)	57		
家畜	小計 被害額 (千円)	58		
畜産物	生乳 (kg)	59		
畜産物	生乳 被害額 (千円)	60		
畜産物	鶏卵 (kg)	61		
畜産物	鶏卵 被害額 (千円)	62		
畜産物	小計 被害額 (千円)	63		
飼料	濃厚飼料 (t)	64		
飼料	濃厚飼料 被害額 (千円)	65		
飼料	乾燥、ヘイキューブ (t)	66		
飼料	乾燥、ヘイキューブ 被害額 (千円)	67		
飼料	稲ワラ (t)	68		
飼料	稲ワラ 被害額 (千円)	69		
飼料	小計 被害額 (千円)	70		
家畜関連被害総額		71		

(注) 牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

## 様式第13号 農業共同利用施設被害

### 農業共同利用施設被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

施設種別	被害程度												合計			被災事業 主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破			件数 (件)	面積 (m <sup>2</sup> )	被害額 (千円)	組合有	その他	
	件数 (件)	面積 (m <sup>2</sup> )	被害額 (千円)															

- (注) 1. 全壊とは、全く使用に耐えないか流失、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは70%未満、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損又は流失、埋没のほか、冠浸水の程度及び冠浸水時間による銹錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して検定すること。
2. 林業共同利用施設は、山林関係被害（様式第15号）によって報告すること。

# 様式第14号の1 山林関係（治山）被害

## 山林関係（治山）被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名				番号	内容	備考
治山	新生荒廢地	溪流	箇所数 (箇所)	1		
治山	新生荒廢地	溪流	面積 (ha)	2		
治山	新生荒廢地	溪流	被害額 (千円)	3		
治山	新生荒廢地	山腹	箇所数 (箇所)	4		
治山	新生荒廢地	山腹	面積 (ha)	5		
治山	新生荒廢地	山腹	被害額 (千円)	6		
治山	新生荒廢地	林地崩壊防止	箇所数 (箇所)	7		
治山	新生荒廢地	林地崩壊防止	面積 (ha)	8		
治山	新生荒廢地	林地崩壊防止	被害額 (千円)	9		
治山	新生荒廢地	災害維持修繕	箇所数 (箇所)	10		
治山	新生荒廢地	災害維持修繕	面積 (ha)	11		
治山	新生荒廢地	災害維持修繕	被害額 (千円)	12		
治山	被害額小計		(千円)	13		
地すべり	拡大荒廢地		箇所数 (箇所)	14		
地すべり	拡大荒廢地		面積 (ha)	15		
地すべり	拡大荒廢地		被害額 (千円)	16		
地すべり	拡大荒廢地	災害維持修繕	箇所数 (箇所)	17		
地すべり	拡大荒廢地	災害維持修繕	面積 (ha)	18		
地すべり	拡大荒廢地	災害維持修繕	被害額 (千円)	19		
地すべり	被害額小計		(千円)	20		
施設災害	林地荒廢防止施設	負担法	箇所数 (箇所)	21		
施設災害	林地荒廢防止施設	負担法	面積 (ha)	22		
施設災害	林地荒廢防止施設	負担法	被害額 (千円)	23		
施設災害	林地荒廢防止施設	暫定法	箇所数 (箇所)	24		
施設災害	林地荒廢防止施設	暫定法	面積 (ha)	25		
施設災害	林地荒廢防止施設	暫定法	被害額 (千円)	26		
施設災害	地すべり防止施設		箇所数 (箇所)	27		
施設災害	地すべり防止施設		面積 (ha)	28		
施設災害	地すべり防止施設		被害額 (千円)	29		
施設災害	海岸		箇所数 (箇所)	30		
施設災害	海岸		面積 (ha)	31		
施設災害	海岸		被害額 (千円)	32		
施設災害	被害額小計		(千円)	33		
治山被害額計			(千円)	34		

様式第15号の1 山林関係（林道）被害

山林関係（林道）被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
路線数 (路線)	1		
路線数 内未成 (路線)	2		
路線数 内転属 (路線)	3		
路線数 橋梁 (路線)	4		
路線数 小災害 (路線)	5		
箇所数 (箇所)	6		
箇所数 内未成 (箇所)	7		
箇所数 内転属 (箇所)	8		
箇所数 橋梁 (箇所)	9		
箇所数 小災害 (箇所)	10		
延長 (m)	11		
延長 内未成 (m)	12		
延長 内転属 (m)	13		
延長 橋梁 (m)	14		
延長 小災害 (m)	15		
被害額 (千円)	16		
被害額 内未成 (千円)	17		
被害額 内転属 (千円)	18		
被害額 橋梁 (千円)	19		
被害額 小災害 (千円)	20		

## 様式第15号の2 山林関係（造林地等）被害

### 山林関係（造林地等）被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

森林計画区：  
 発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

令級	被害										要復旧							備考						
	人工林					天然林		計		改植			その他			計								
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計		面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)		単価 (円)	経費 (千円)	面積 (ha)	単価 (円)	経費 (千円)	経費 (千円)
	面積 (ha)	被害額 (千円)																						

- (注) 1. 被害の「面積」欄は、火災にあつては被災全域、病虫獣害にあつては虫害以上のものの区域面積、その他の被害にあつては被害率30%以上のものの区域面積とする。  
 2. 「備考」欄には、復旧事業の種類（要復旧経費のその他の明細）  
 3. 造林地等の被害で崩壊等の被害にあつては、面積が治山と重複する。  
 4. 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。  
 5. 被害総額計の「計」欄は、造林地等の被害の被害、被害計の被害額の「計」欄と苗畑等被害の苗木被害の被害量「被害額」と苗畑施設被害の計の「被害額」欄の和を記入する。

## 様式第15号の3 山林関係（苗木等）被害

### 山林関係（苗木等）被害

市町村： 知夫村  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

樹種	計画量					経営者数 (人)	被害量							備考										
	面積 (a)	本数 (千本)					面積 (a)	本数 (千本)				被害率 (%)	被害金額 (千円)		被害者数 (人)									
		1年生	2年生	3年生	計			1年生	2年生	3年生	計													

## 様式第15号の4 山林関係（苗畑施設等）被害

### 山林関係（苗畑施設等）被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

被害内容	被害			復旧の種類	数量 (m <sup>2</sup> )	単価 (千円)	要復旧額 (千円)	備考
	箇所	被害数量 (m <sup>2</sup> )	被害金額 (千円)					

- (注) 苗木被害
6. 「計画型」は、当年度生産予定数量を記入する。
  7. 「被害面積」は、区域面積とする。
  8. 「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かっこ内に30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。
- 施設被害
9. 被害種別ごとに記入する。
  10. 共同利用施設については、「被害内容」欄に○と記入する。
  11. 「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等具体的に記入する。
  12. 「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応する要復旧申請の種類（例えば、土地排除、跡地整理等）を具体的に記入する。

## 様式第15号の5 山林関係（林産物）被害

### 山林関係（林産物）被害

市町村：知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名				番号	内容	備考
木材	素材	数量	(m <sup>2</sup> )	1		
木材	素材	被害額	(千円)	2		
木材	製材	数量	(m <sup>2</sup> )	3		
木材	製材	被害額	(千円)	4		
木材	その他	数量	(m <sup>2</sup> )	5		
木材	その他	被害額	(千円)	6		
被害額	小計		(千円)	7		
薪炭	原木	数量	(m <sup>3</sup> )	8		
薪炭	原木	被害額	(千円)	9		
薪炭	木炭	数量	(kg)	10		
薪炭	木炭	被害額	(千円)	11		
薪炭	薪	数量	(kg)	12		
薪炭	薪	被害額	(千円)	13		
薪炭	加工炭	数量	(kg)	14		
薪炭	加工炭	被害額	(千円)	15		
被害額	小計		(千円)	16		
特用林産物	椎茸	被害額	(千円)	17		
特用林産物	椎茸	数量	(kg)	18		
特用林産物	竹材	被害額	(千円)	19		
特用林産物	竹材	数量	(m <sup>3</sup> )	20		
特用林産物	その他	名称		21		
特用林産物	その他	数量		22		
特用林産物	その他	被害額	(千円)	23		
被害額	小計			24		
林産物被害合計			(千円)	25		

## 様式第15号の6 山林関係（林産施設）被害

### 山林関係（林産施設）被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設種別	被害項目	全壊		半壊		小破		被害額合計 (千円)
		数量 (m <sup>3</sup> )	被害額 (千円)	数量 (m <sup>3</sup> )	被害額 (千円)	数量 (m <sup>3</sup> )	被害額 (千円)	

(注) 1. 施設の全壊（大破）、中壊（中破）、小破とは、様式第13号の農林水産業共同利用施設に準ずる。

## 様式第15号の7 山林関係（林産加工施設）被害

### 山林関係（林産加工施設）被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名				番号	内容	備考
木材加工施設	建物被害	全壊	数量 (棟)	1		
木材加工施設	建物被害	全壊	被害額 (千円)	2		
木材加工施設	建物被害	半壊	数量 (棟)	3		
木材加工施設	建物被害	半壊	被害額 (千円)	4		
木材加工施設	建物被害	小破	数量 (棟)	5		
木材加工施設	建物被害	小破	被害額 (千円)	3		
木材加工施設	建物被害額合計		(千円)	7		
木材加工施設	機械被害	大破	数量 (点)	8		
木材加工施設	機械被害	大破	被害額 (千円)	9		
木材加工施設	機械被害	中破	数量 (点)	10		
木材加工施設	機械被害	中破	被害額 (千円)	11		
木材加工施設	機械被害	小破	数量 (点)	12		
木材加工施設	機械被害	小破	被害額 (千円)	13		
木材加工施設	機械被害額合計		(千円)	14		
加工炭	加工施設被害額合計			(千円)	15	
加工炭	建物被害	全壊	数量 (棟)	16		
加工炭	建物被害	全壊	被害額 (千円)	17		
加工炭	建物被害	半壊	数量 (棟)	18		
加工炭	建物被害	半壊	被害額 (千円)	19		
加工炭	建物被害	小破	数量 (棟)	20		
加工炭	建物被害	小破	被害額 (千円)	21		
加工炭	建物被害額合計		(千円)	22		

項目名				番号	内容	備考
加工炭	機械被害	大破	数量 (点)	23		
加工炭	機械被害	大破	被害額 (千円)	24		
加工炭	機械被害	中破	数量 (点)	25		
加工炭	機械被害	中破	被害額 (千円)	26		
加工炭	機械被害	小破	数量 (点)	27		
加工炭	機械被害	小破	被害額 (千円)	28		
加工炭	機械被害額合計 (千円)			29		
加工炭	加工施設被害額合計 (千円)			30		
特用林産加工施設	建物被害	全壊	数量 (棟)	31		
特用林産加工施設	建物被害	全壊	被害額 (千円)	32		
特用林産加工施設	建物被害	半壊	数量 (棟)	33		
特用林産加工施設	建物被害	半壊	被害額 (千円)	34		
特用林産加工施設	建物被害	小破	数量 (棟)	35		
特用林産加工施設	建物被害	小破	被害額 (千円)	36		
特用林産加工施設	建物被害額合計 (千円)			37		
特用林産加工施設	機械被害	大破	数量 (点)	38		
特用林産加工施設	機械被害	大破	被害額 (千円)	39		
特用林産加工施設	機械被害	中破	数量 (点)	40		
特用林産加工施設	機械被害	中破	被害額 (千円)	41		
特用林産加工施設	機械被害	小破	数量 (点)	42		
特用林産加工施設	機械被害	小破	被害額 (千円)	43		
特用林産加工施設	機械被害額合計 (千円)			44		
特用林産加工施設	加工施設被害額合計 (千円)			45		

様式第16号の1 水産施設被害

水産施設被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名			番号	内容	備考
漁船	滅失	経営体数	1		
漁船	滅失	数量	2		
漁船	滅失	金額 (千円)	3		
漁船	大破	経営体数	4		
漁船	大破	数量	5		
漁船	大破	金額 (千円)	3		
漁船	中破	経営体数	7		
漁船	中破	数量	8		
漁船	中破	金額 (千円)	9		
漁船	小破	経営体数	10		
漁船	小破	数量	11		
漁船	小破	金額 (千円)	12		
漁船	合計	経営体数	13		
漁船	合計	数量	14		
漁船	合計	金額 (千円)	15		
漁具	滅失	経営体数	16		
漁具	滅失	数量	17		
漁具	滅失	金額 (千円)	18		
漁具	大破	経営体数	19		
漁具	大破	数量	20		
漁具	大破	金額 (千円)	21		
漁具	中破	経営体数	22		
漁具	中破	数量	23		
漁具	中破	金額 (千円)	24		
漁具	小破	経営体数	25		
漁具	小破	数量	26		
漁具	小破	金額 (千円)	27		
漁具	合計	経営体数	28		
漁具	合計	数量	29		
漁具	合計	金額 (千円)	30		
養殖施設	滅失	経営体数	31		
養殖施設	滅失	数量	32		
養殖施設	滅失	金額 (千円)	33		
養殖施設	大破	経営体数	34		
養殖施設	大破	数量	35		
養殖施設	大破	金額 (千円)	36		
養殖施設	中破	経営体数	37		
養殖施設	中破	数量	38		
養殖施設	中破	金額 (千円)	39		

項目名			番号	内容	備考
養殖施設	小破	経営体数	40		
養殖施設	小破	数量	41		
養殖施設	小破	金額 (千円)	42		
養殖施設	合計	経営体数	43		
養殖施設	合計	数量	44		
養殖施設	合計	金額 (千円)	45		
備考			46		

## 様式第16号の2 水産物被害

### 水産物被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

養殖物	養殖方法	経営本体	数量 (kg)	単位 (円/kg)	金額 (千円)	備考

## 様式第16号の3 漁港被害

### 漁港被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

漁港名	災害施設名	事業主体名	被害場所		被害概要				築造年度	事業名
			市町村名	大字名	被害金額 (千円)	被害施設	工種	数量 (m)		

## 様式第17号 医療関係施設被害

### 医療関係施設被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害施設数	被害額 (千円)	外来不能施設数	入院不能施設数	備考

## 様式第18号 水道関係被害

### 水道関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

水道名	事業名	現在給水人口	影響世帯数	断減水状況		被害額(千円)	制限開始日時	応急対策
				減水	断水			

## 様式第19号の1 災害廃棄物関係被害

### 災害廃棄物関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

種別	排出量(kℓ)	被害額	応急対策及び復旧の状況

## 様式第19号の2 一般廃棄物処理場関係被害

### 一般廃棄物処理場関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設名	処理方法	規模(kℓ/日)	被害金額(千円)	応急対策及び復旧の状況

## 様式第19号の3 産業廃棄物処理場関係被害

### 産業廃棄物処理場関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設名	処理方法	規模(面積：m <sup>2</sup> )	被害金額(千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第20号 火葬場施設被害

火葬場施設被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
施設名	1		
規模	2		
建設年度（例 H11/04）	3		
被害内容	4		
被害金額（千円）	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式第21号 県企業局関係被害

県企業局関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名			番号	内容	備考
電気事業関係	建物	数量 (棟)	1		
電気事業関係	建物	被害額 (千円)	2		
電気事業関係	水路	数量 (箇所)	3		
電気事業関係	水路	被害額 (千円)	4		
電気事業関係	貯水池	数量 (箇所)	5		
電気事業関係	貯水池	被害額 (千円)	3		
電気事業関係	機械装置	数量 (箇所)	7		
電気事業関係	機械装置	被害額 (千円)	8		
電気事業関係	諸装置	数量 (箇所)	9		
電気事業関係	諸装置	被害額 (千円)	10		
電気事業関係	備品その他	数量	11		
電気事業関係	備品その他	被害額 (千円)	12		
小計		被害額 (千円)	13		
上水道工業用水道事業関係	建物	数量 (棟)	14		
上水道工業用水道事業関係	建物	被害額 (千円)	15		
上水道工業用水道事業関係	構築物	数量 (箇所)	16		
上水道工業用水道事業関係	構築物	被害額 (千円)	17		
上水道工業用水道事業関係	機械装置	数量 (箇所)	18		
上水道工業用水道事業関係	機械装置	被害額 (千円)	19		
上水道工業用水道事業関係	その他	数量	20		
上水道工業用水道事業関係	その他	被害額 (千円)	21		
小計		被害額 (千円)	22		
その他事業関係	建物	数量 (棟)	23		
その他事業関係	建物	被害額 (千円)	24		
その他事業関係	埋立地	数量 (m <sup>2</sup> )	25		
その他事業関係	埋立地	被害額 (千円)	26		
その他事業関係	護岸	数量 (m)	27		
その他事業関係	護岸	被害額 (千円)	28		
その他事業関係	その他	数量	29		
その他事業関係	その他	被害額 (千円)	30		
小計		被害額 (千円)	31		
合計		被害額 (千円)	32		

## 様式第22号 自然公園事業関係被害

### 自然公園事業関係被害

市町村： 知夫村

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

種類	名称	被害場所		被害金額 (千円)	工事概要	摘要
		市町村名	大字名			

## 様式第23号 公有財産関係被害

### 公有財産関係被害

市町村：

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名			番号	内容	備考
建物	全壊	件数 (棟)	1		
建物	全壊	面積 (m <sup>2</sup> )	2		
建物	全壊	被害額 (千円)	3		
建物	半壊	件数 (棟)	4		
建物	半壊	面積 (m <sup>2</sup> )	5		
建物	半壊	被害額 (千円)	3		
建物	一部損壊	件数 (棟)	7		
建物	一部損壊	面積 (m <sup>2</sup> )	8		
建物	一部損壊	被害額 (千円)	9		
建物	床上浸水	件数 (棟)	10		
建物	床上浸水	面積 (m <sup>2</sup> )	11		
建物	床上浸水	被害額 (千円)	12		
建物	床下浸水	件数 (棟)	13		
建物	床下浸水	面積 (m <sup>2</sup> )	14		
建物	床下浸水	被害額 (千円)	15		
土地	流水	件数 (筆)	16		
土地	流水	面積 (m <sup>2</sup> )	17		
土地	流水	被害額 (千円)	18		
土地	埋没	件数 (筆)	19		
土地	埋没	面積 (m <sup>2</sup> )	20		
土地	埋没	被害額 (千円)	21		
土地	崩壊	件数 (筆)	22		
土地	崩壊	面積 (m <sup>2</sup> )	23		
土地	崩壊	被害額 (千円)	24		
その他	立木	件数 (本)	25		
その他	立木	面積 (m <sup>2</sup> )	26		
その他	立木	被害額 (千円)	27		

その他	船舶	件数	(隻)	28		
その他	船舶	被害額	(千円)	29		
その他	その他	件数		30		
その他	その他	面積	(m <sup>2</sup> )	31		
その他	その他	被害額	(千円)	32		
計		被害額	(千円)	33		

## 消防庁への報告様式

### 様式第1号 被害速報・災害確定報告

災 害 速 報  
災 害 確 定 報 告

No. 1

都道府県			区分		被害	
災害名			田	流失・埋没	ha	
報告番号				冠水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	
区分				冠水	ha	
被害			文教施設		箇所	
人的被害	死者	人	病院		箇所	
	行方不明	人	道路		箇所	
負傷者	重傷	人	橋りょう		箇所	
	軽傷	人	河川		箇所	
住家被害	全壊	棟	その他	港湾		箇所
		世帯		砂防		箇所
		人		清掃施設		箇所
	半壊	棟		崖くずれ		箇所
		世帯		鉄道不通		箇所
		人		被害船舶		隻
	一部破損	棟		水道		戸
		世帯		電話		回線
		人		電気		戸
	床上浸水	棟		ガス		戸
		世帯		ブロック塀等		箇所
		人				
床下浸水	棟	罹災世帯数		世帯		
	世帯	罹災者数		人		
	人					
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物		件
	その他	棟		危険物		件
				その他		件

区分		被害		災害対策本部等の設備状況	都道府県	市町村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
公共施設被害 市町村数	千円					
その他	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名	計	団体
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	千円				消防職員出動延人数	人
被害総額	千円				消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）</li> <li>・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）</li> <li>・ その他関連事項</li> </ul>					

※被害額は省略することができるものとする。

第3号様式（1） 災害年報（No.1）

災害年報

No. 1

		災害名							計
		発生年月日							
		区分							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	水道	箇所							
	清掃施設	箇所							

第3号様式(2) 災害年報(No.2)

災害年報

No. 2

災害名		発生年月日						計
その他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	通信被害	回線						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他	公共移設被害 市町村数	団体						
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害 対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

## 防災ヘリコプター要請様式

### 様式第1号 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

#### 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

No. 1

1 要請機関名	(発信者)
2 災害の種類	(1) 災害 (2) 事故 (3) 火災 (4) 急患 (5) その他
3 要請内容	(1) 偵察 (2) 広報 (3) 傷病者搬送 (4) 空中消火 (5) 救助 (6) 輸送 (品名数量) (7) その他
4 発生場所	市・町・村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 発生日時	平成 年月日 (曜日) 時 分頃
6 災害の概要	
7 必要機材	
8 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 雲高 m 警報及び注意報
9 現場指揮者	所属 職 氏名
10 現場との連絡手段	無線種別 携帯TEL
11 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名)
12 その他必要な事項	
13 地図 (目標) 等	

14傷病者等搬送の場合						
①輸送要請病院名		診療科		主治医		
②傷病者	(ふりがな) 氏名			性別	男・女	生年月日 年 月 日
	傷病名					年齢 満 歳
	職業			住所		
③世帯主氏名						
④発病（負傷）の 原因、経過等						
⑤救急車の手配		要請側		受入側		
⑥受入病院名等		診療科		担当医		
⑦空輸区間		要請側着陸地		受入側着陸地		
⑧搭載機材等		酸素吸入器一式・点滴機材一式・担架・毛布				
⑨添乗者	医師	(ふりがな) 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
		病院名		年齢	満 歳	
	看護婦	(ふりがな) 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
		病院名		年齢	満 歳	
	付添人	(ふりがな) 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
		職業		年齢	満 歳	
		住所		続柄		
	付添人	(ふりがな) 氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
職業		年齢		満 歳		
住所		続柄				
⑩処理経過		要請日時 年 月 日～撤収日時 年 月 日				
⑪摘要						
島根県防災航空管理所		住所 〒699-0551 簸川郡斐川町大字沖州2677番地 Tel 0853(72)7661、7662 FAX 0853(72)7671 防災行政無線 8-524-3 防災無線FAX 8-524-1				





様式第3号 業務報告書

平成 年 月 日

運航管理者 殿

運航指揮者 防災航空隊長

業 務 報 告 書

運航日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃			
要請機関	TEL			
発信者			受信者	
飛行用務	..... ..... ..... ..... .....			
機長				
隊員	..... ..... ..... .....			
飛行時間	離陸時間	時 分	着陸時間	時 分
飛行経路	~ ~			
搭乗者名	職名	氏名	住所	生年月日
搭載物等				

様式第4号 防災ヘリコプター使用申請書

防災ヘリコプター使用申請書

平成 第 年 月 日

島根県総務部長 殿

申請者：住所  
氏名 (印)  
(担当者： TEL )

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時					
使用目的					
使用の内容					
搭乗者名	職	氏名	住所	生年月日	性別

(注) 目的、使用内容に係る事業計画書等を添付のこと。

様式第5号 防災ヘリコプター使用承認書

防災ヘリコプター使用承認書

平成 第 年 月 日

(申請者)

殿

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの  
使用については、下記により承認する。

記

使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用目的	
条件等	

様式第2号 緊急運航報告書

平成 年 月 日

防災航空管理所長 殿

防災航空隊長

緊急運航報告書

要請種別		要請者	
災害等発生 の場所			
発生等の日時 (覚知日時)	平成 年 月 日 ( ) 天候 ( )		
事故等の概要			
覚知方法			
事故等の概要	..... ..... ..... ..... .....		
傷病者等			
活動概要			
その他 参考事項			

様式第3号 災害状況等報告書

平成 年 月 日

防災航空管理所長 殿

要請機関の長

災害状況等報告書

要請機関名		(発信者)
災害等発生日時		
災害等の場所		
災害等の概要		
処理 状況	経緯	
	出動機関 及び人員	
	出動機材 及び車両	
被害等の概要		
その他		

## 避難勧告等発表情報様式

各放送事業者、県防災担当地方機関 あて

避難勧告等発表情報 第 号

島根県 市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

担当者： 電話番号：( ) -

内容	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難準備情報解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示解除		
発表時間	日 時 分		
対象地区・人数	町 地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋倒壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
避難先			
備考			

内容	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難準備情報解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示解除		
発表時間	日 時 分		
対象地区・人数	町 地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋倒壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
避難先			
備考			

(注) 該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。

## 自衛隊災害派遣（撤収）要請依頼書様式

### （別紙１）自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事 あて

文 書 番 号  
平成 年 月 日  
発 信 者 名

#### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
  - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
  - (2) 派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
4. その他参考となるべき事項
  - (1) 連絡場所及び連絡責任者
5. 要請日時  
平成 年 月 日 時 分

### （別紙２）自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事 あて

文 書 番 号  
平成 年 月 日  
発 信 者 名

#### 自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由
2. 任務完了（予定）日時  
平成 年 月 日 時 分
3. 撤収要請日時  
平成 年 月 日 時 分
4. その他必要な事項